

ふ話でありますから、それで此點は御安心が願へるかと思ひます

第四回略

第五回略

第六回 (三月六日)

○中島委員 (前略) 政府は販賣組合を何處迄發達せしむる方針であるか、其組合が全部農民の生産米を取扱つて、受託、貯藏、販賣、金融を爲し、更に卸小賣に迄も進出せしむる方針であるかないかと云ふことを一つ明言して戴きたい(後略)

○山崎國務大臣 (前略) 政府は販賣組合を何處まで擴張させる積りか、斯う云ふ點であります、販賣組合は御承知のやうに産業組合の一種であります、産業組合は丁度中島君の強く御主張になる通りの自治團體であります、隨て政府が販賣組合を何處まで持つて行くとか、何處で止めると云ふやうなことを考ふべきものではない、是は農村に必要な樞要な經濟機關として私は堅實に發達して行くことを冀つて居る、決して此數を何處で止めるとか、何處まで引張つて行くと云ふ性質のものではあるま

い、是こそ直に地方の自覺に基き、あなたの仰しやる通りの自治機關として、堅實なる發達をすることを政府は冀つて居ると御承知願ひます、而して其機能の點であります、此點に付ては先般來度々申上げますやうに、農民が自分の生産品を共同して賣捌きをするに云ふことが、米穀販賣組合の主たる使命であります、生産者より消費者へと云ふやうに、中間機關を排除する或は中間機關を絶滅する、斯様なことは販賣組合の當然の使命として考へる範圍を超越して居ると私は考へて居るのであります、隨て或は小賣をどん／＼擴張して行くと云ふやうなことは、其事自體が一體販賣組合の爲に果して採算上有利な結果を來たすか否かさへ多少の疑を有つて居る位でありまして、茲に生産者の團體と消費者の間に於て、中間機關の介在の餘地あり、又中間機關存在の意義は儼として存する、併ながら率直に私の考を申せば、配給機關それ自體に於ても、唯徒に相場の高低を自分の取引の上に織込むやうなことは今後は中々左様に行かないのではないか、矢張中間機關は中間機關として一の使命があるのではないか、其使命を自覺せられて堅實なる中間機關の任務を盡すと云ふことに相當工風もし反省もする必要があるのでないか、斯様に私は考へて居る譯であります

○中島委員 (前略) 私は販賣組合は決して反對ではありません、何處までも之を強化することが宜からうと考へますが、何處を限界としてやつて行くのであるか、商人と云ふものと販賣組合との兩立は

何處の點に求めて行くのであるか、御承知の通り生産費で農家の米は保障されて居ります、今年の米の最低米價は二十四圓五十錢であつて其生産費は二十七圓であるが、大體生産費を中心にして米價の保障をするやうな仕組になつて居る、是は間違がない、率勢米價であつても、生産費と見合せてやつて行くことになつて居る、所が小賣商人に對しては營業費を見ても呉れず保障しても呉れない、同業組合があつてそれで小賣商人の最低營業費と云ふやうなものが保障されるやうな立法でも出来れば、農民と公平な取扱であります——私は農村を救ふと同時に、一方に於て米穀商人を救ふ立法がなければならぬ、更に労働者に於きましても、農民を米の生産費で保障して居ると同様に、労働者の最低賃銀法を保障してやらなければいかぬと云ふことになつて來ると思ふ、中堅階級である所の商工階級、労働者、農民、此三者に對しましては社會政策の見地から立つて、等しく立行くやうにすることが、國家として執るべき政策であると私は考へる、其點から考へれば農民が生産費で米を保障して貰ふことが正當とすれば、労働者が最低賃銀法を作つて呉れと云ふ要求は當然の結論ではないかと思ふ、又米穀商人が營業費を保障して呉れと云ふことも同じだらうと思ふ、さう行けば三者揃うて社會政策の完璧を成しますが、是は容易でありませぬでせう、そこで此過渡的の状態として、さうやるに付ては財政上の負擔が澤山掛つてやれないかも知れぬ、又色々な故障が起るかも知れませぬが、併し

左様にすることが私は理想だと考へます、併ながら其理想に達する過程に於て倒れる階級があると思へば、それを農村の販賣組合の發展と關聯せしめて、此間をどう云ふやうに調和して行つたら宜いかと云ふ、一大根本政策が本法を提案すると同時に、現内閣に於て爲されなければならぬと考へる、其點に付て私は御尋致したい

○山崎國務大臣 (前略)それから所謂配給機關、即ち中間機關との關係であります、問題は寧ろ此法律自體の問題と云ふよりも、産業組合の發達とそれと中間機關との關係がどうなつて行くか、斯う云ふ點に付ての、寧ろ此法を離れた一般の經濟機關の推移、斯う云ふ點から御出發になつて居る中島君の御議論であると、是は先日來度々繰返して申上げるやうに、何としても農民の生産物を個人々々で捌くと云ふやうな、經濟に慣れない農民に左様な組織のもので置いて置くと云ふよりも、之を共同して、さうして自己の生産物を捌くと云ふ此販賣組合の組織と云ふものは、是は飽迄堅實に發達せしめて行かなければならぬ、併ながらそれが直ちに商業機關、中間機關を排除するとか、或は之を滅ばすと云ふやうなことを御考になると云ふことも餘りに行過ぎた御想像を餘りに逞しくし過ぎたことではないか、私は中間機關の任務は是も度々申上げますやうに、生産者と消費者の中間に立つて、さうして物資の供給を圓滑ならしむる、茲に經濟上の大使命が存在して居る、而して其事は販賣組合の組

織あるが故に別には中間機關の存在を危くするものでは斷じてないと、左様に信するのであります、是は生産者の物を取次となつて消費者に供給する、此任務を盡して行かれることが中間機關の本然の任務であると私は思ふのであります、でありますから社會の事は唯自分の立場々々のみで議論すると云ふことは是は各方面に於て私は避くべきことであると思ふのであります、中間機關の方々は矢張自己の大使命に立つて行かれ、ば其存在は儼として存在し得る、斯様に信するのであります

○中島委員 今の山崎農林大臣の御答辯に依りますと、産業組合の今の活動に對しては何等の制限を加へない、斯う解釋し、又白米取扱制限の如きも加へない、斯う解釋して宜しいのですか

○山崎國務大臣 其點は只今申しましたやうに、産業組合と商業者の組合或は團體との間に出來得る限りの協調の途を立てますことに、農林省としても努力する、斯う申上げた譯であります

○山崎國務大臣 其點は實は産業組合自體の利害の關係、經濟上の損益の關係から考へましても、白米の小賣などを擴張して行くと云ふやうなことは、私は産業組合自體の立場から考へましても、決して是はさう希望すべき事ではないと考へて居ります、現に私等の縣の産業組合の連中とか何とか云ふ者にも私能く會ひますが、さう云ふやうな人々の意見を聽いて見ても矢張産業組合が強ひて白米の小賣をすると云ふやうなことは、組合自體の採算の關係から云つてもさう希望することではない、斯う

申して居る位であります、唯併し斯う云ふことは同時に御諒解を願はなければならぬ、産業組合の扱ふ米に致しましても、或は不合格米と云ふものがあり、鼠切りも起れば、臺付米と云ふやうなものもあるし、どうしても不良米の整理處分をしなければならぬと云ふ關係があるのであります、之を産業組合としてやつて行くと云ふこと、それを産業組合の働きから取除くと云ふ譯には行かぬと私は考へて居る譯であります、隨て其邊の關係に付ては、私は萬遺憾なきを期して、御懸念のないやうに致して參りたいと考へて居ります

○中島委員 さうすると産業組合の精白米の取扱と云ふものは、不良米の範圍に限つてしまふと云ふことが大體御分りになつたやうに考へますが、それは命令其他の法規的の根據を置いて、それをおやりにするのでありますか、其點を伺ひたい、農林大臣は唯小賣は希望すべきではないと仰しやつて居りますけれども、希望すべきではないと云ふのは、農林大臣が希望すべきでなくても、販賣組合は希望するかも知れませぬ(中略)傷米とか不良米とか云ふものは取扱はさせても宜いがそれ以外は取扱はさぬ、それは法制化して行くのか、指揮監督其他の命令でやつて行くのか、其點を非常に皆恐怖致して居りますから、杞憂でありますけれども、杞憂と雖も國民の一部が恐怖して居れば、此杞憂なからしめて此法案に對する所の諒解を得さすと云ふことは是は輔弼の責任を有つ所の山崎農林大臣の責

任であると思ふのでありますが、此點を伺ひます、執拗いやうでありますか已むを得ませぬ

○山崎國務大臣 中島君も能く御諒解戴いて居ることではありますが、一寸此處で言葉をはつきりして置かなければならぬ點があります、それは白米がどう斯うと云ふやうな意味でなしに、白米の小賣と云ふ意味で御話になつたこと、思ひます、例へば白米に致しまして、之を精白しまして商人に——現に大阪の全販聯の出張所などは、全部精白米は米の小賣商の方に特約指定を以て拂下げて居るのであります、少しも消費者に直接供給は致して居らぬのであります、詰り御議論の點は白米の小賣、斯う云ふ意味合で私は先刻から御答申上げて居るのでありますから、そこは行違はないと思ひますが念の爲に一言申上げて置きます、其點に付ては現在の事實が御懸念になる程のことでない、それから産業組合自體の立場から申しましても、餘程の冷害の整理米とか何とか云ふやうな場合には、是はどうも産業組合自體としての必要上やらなければなりません、普通の商賣人と同じ形に於て營業的に小賣を行ふと云ふことは、是は産業組合自體の立場から言うても、私は強ひて斯様なことを好む必要はない、斯様に考へて居る譯であります、其邊に付ては事實御懸念の必要もありません、尙ほ今後に於きましては私は一層此點に付ては注意を致しまして、さうして商業機關と販賣組合との間に感情の激化等を避けることには十分の努力を致す考で居ります

第七回 略

第八回 (三月八日)

○上田委員 (前略)大體の米に關しまする最近の趨勢は、所謂過剰米があると云ふことを基本にされまして立案されて居るのであります、此基本の下に立案されて従來米に關しまする法律が提案されて居ると致しますると、先程申しました通りに生産者のみに關係する方面に厚くして消費者及配給機關に關する法律の提案が非常に少いと云ふことを私は甚だ遺憾に感ずるのであります、で米の問題は一面に於ては農村の救済と云ふやうなことが大きな問題であります、農村の救済が大きな問題でせうけれども農村の救済は米の問題の解決で決して終れりとせずして、まだ幾多の解決をしなければならぬ問題があると思ふのであります、米に付ては農村の問題もありますが、生産者と消費者と云ふものを均等に見て、又其間の配給機關と云ふものを調和して見なければ、どうしても根本解決策は出來ないと思ひます、將來政府としてもさう云ふ風にしなければならぬと考へるにも拘らず、従來政府

に於ては此消費者及配給機關に付ての問題に對して閑却されて居るやうであります、大體論としてそこは如何でありますか

○山崎國務大臣 御尤な御質問でございますが、抑々政府が米に關しまして自由放任の經濟主義を採らないで、さうして自ら相當の制限を致すと云ふ政策を執りました根本の原因は何處に在るかと思し、ますれば、御承知の通り主たる眼目は矢張米價の大體の趨勢が過剰の傾向であると云ふ事實から考へまして、生産者、農民、農村、是れの非常なる經濟上の苦痛を防止すると云ふ點が眼目となつて居ることは是は已むを得ないことでもあります、併ながら同時に米は國民の生活必需品でありますから、是が非常なる不足を告げ、又暴騰をすると云ふやうなことは、是は消費者大衆の爲にどうしても防除して參らなければならぬと云ふ意味合に於て、消費者の關係を考慮致して居りますが、眼目は上田君の御指摘の通りに相成つて居ると云ふことは、是は已むを得ぬことであらうと思ふのであります、と申しますのは此處が先日から中島君の御議論を伺つて居りまして、私共が少し腑に落ちない點があつたのであります、抑々此農村經濟を維持致して行くと云ふことは、是は唯農民の爲めのみと私は考へる譯に行かぬ、矢張農村が殆ど國民消費の主たる部分である譯でありまして、農村の經濟力が相當に調整されるか、されないかと云ふことは、延いて矢張商工業の振不振にも非常なる影響を有つもので

ある譯でありますから、斯様な意味合から申しまして農村の經濟と云ふ問題は獨り農民の爲めのみでなく、國全體の經濟と云ふ關係から申しまして餘程是は慎重に考へて行かなければならぬ事情が生じますので、斯様な意味合から米に關しまする政策が、農民、生産者、之に重點を置いて參ると云ふことは、是は當然のことではないかと實は私は考へて居る譯であります、併ながら上田君の御話の通りに、消費者の關係も、是も非常な高米價の爲に悩むと云ふやうなことは是は米穀政策として重要な點でありますから、米穀統制法に於ては其邊ことも十分考慮に入れてある譯であります、配給機關に關しましては是は寧ろ商工大臣から御答を願ふ方が適當であるかと思ひますけれども、私から考を申上げますと私個人として考へますれば全體の經濟政策の上、又殊に農村對策の上から、米穀統制と云ふことが必要である、以上は配給機關に付きましては矢張此統制組織と云ふものを前提と致しまして、之に適應致すやうな工合に、配給機關を漸次左様な風に發展致して行くことが望ましいことではないかと實は考へて居る次第であります、今回の管理案を立てるに當りまして、成程配給機關其もの組織に付ては別段觸れては居らないのでありますけれども、努めて此配給機關に壓迫を加へる、或は配給機關を非常なる窮地に陥れるやうな弊のないやうに、其點には十分の考慮を廻らしまして、現に對策委員會に於きまして先日來申上げますやうに、此點は相當慎重に考へられまして、既に箇條

の中商業機關に對して削つた方が宜からうと云ふやうなものは削つて、實は此案が出来たやうな譯であります(後略)

○上田委員 (前略)更に進んで御尋を致したいことは、産業組合の擴大強化の問題であります。是は何と致しましても此提案になりました法條の中にも幾多現れて居るのであります。さう云ふやうに産業組合が擴大強化されて參るのであります。他の一面に於て此産業組合の違法、脱法行爲も數々あります。政府當局として否むことが出来ない、勿論是は違法行爲であり、脱法行爲でありますから、政府に於て極力御取締になりますと云ふことは分つて居ります。取締ると云ふ方針は分つて居りますが、事實に於ては中々さう簡単に取締が出来ない、私の手許にも現に産業組合の違法、脱法行爲と云ふもの、數々擧げたものが參つて居ります。産業組合の役員と稱せられる方々の状態はどうかと言ひますと、法外な待遇を受けて居るのではないか、色々の名目に於て澤山の手當を受けて、優遇されて居るやうな状態ではないか、でありますから、世間に於ては斯う云ふやうにして産業組合を擴大強化されることは、産業組合の役員を肥す、是は一面の問題となつて參るのであります。米穀商を壓迫して配給機關を虐げて、さうして他の一方に於ては産業組合に力強いものを與へると共に、寧ろ是が農村農民全部の利益になることであるならばまだしもでありますけれども、一部

斯う云ふ組合の役員の肥になるのではないかと云ふことの憂を有つて居る者が非常に多いのであります。斯う云ふ點に於て政府はどう御考になつて居りますか、唯一言此委員會に於て出来るだけ取締るのだと云ふやうなことではなしに、斯う云ふやうな違反簇出に對しまするもう少し具體的の對策と云ふやうなものを御考になつて居るか、又産業組合の役員の今日の待遇はどうなつて居るかと云ふことも、御調になつて居るかどうかと云ふことを承りたいのであります。

○山崎國務大臣 産業組合に於て多少遺憾な事實は、是は無論ないとは申されませぬ、是は謂はゞ日本の社會各方面に互りまして過がないかあるかと言へばどの方面にも遺憾なることはあると同時に、産業組合だけが云々と云ふ私は筋合のものではないとは考へますけれども、併ながら産業組合は申す迄もなく農村經濟の中樞機關として重大なる任務を有つて居るものでありますから、私は今後に於て此産業組合の組織と云ふものが合理的に、堅實に眞面目に發展致して行くと云ふことに對しては、相當努力を實は拂ひたいと考へて居ります。隨て是が違法の行爲、或は脱法の行爲と云ふやうなことは何分にも一萬に餘る組合のことでありますから、絶対にないやうにと云ふやうな口幅つたいことを申す譯には參りませぬけれども、私は此點に付きましては、議會でも一つ無事に終了致しましたならば地方當局を招集致しましたり、或は組合關係の機關等とも相當の接觸に私自ら當りまして、是が改善

刷新の爲には十分の一つ力を盡して見たい、斯様に考へて居る譯でございませぬから、其邊に付てはどうか御諒察を希ひたいと思ふのであります。

○上田委員 只今の農林大臣の御答辯は少しく私は満足致し兼ねるのであります。産業組合に違法脱法の行爲は絶対にないと云ふことは——決して言葉尻を申すのではありませぬ、是は大きな問題でありますから申すのであります。多少はあるけれども、さう大きな喧しく言ふ程の問題ではなからう、又他の斯う云ふ組合と比べるならば、他にも皆あるのであるから、産業組合だけが特に際立つて言ふ程のことぢやなからうと云ふやうな意味合に御聽きしたのであります。それは少しく誤りではないか、それで私は先程申した通り、現に私の手許にも産業組合の違法、脱法行爲の實例と云ふものは參つて居る、先般中井君からも其一二の例を申上げたと思ふのであります。今私も此處ですつと各府縣に互りましたる違法、脱法の行爲を讀上げて行くならば、長時間掛りますから、私はそれは省くと云ふことを申上げた、是は既に當局の御手にも入つて居ること、思ふ、でありますから決して農林大臣が仰しやるやうに皆無とは言へぬと云ふやうな、そんな小さな問題でなしに、相當澤山あるのである、可なり違法、脱法行爲をやつて居る。此違法、脱法行爲をやつて居る産業組合を當局が十分に認識を爲さらないで居つて更に擴大強化して行きますことは、茲に大きな弊害が生じて來るのではな

からうか、尙ほもう一つは此産業組合を事實上動かして居る首脳部であります。或は全販聯とか、さう云ふやうな特に中央に關係して居るやうなものに付ては、他の斯う云ふやうな仕事をして居るものに比較しますと、色々の名義に於て相當な費用を澤山に取つて居る、所謂比較の取れないやうな状態になつて居るのぢやないかと云ふので、現に吾々同僚の中から其材料の提出を求めたのであります。が、まだ材料が出て居ないのであります。是は當局は速に材料を御出しになつたが宜しい、さうして之を能く調査して御覽になるならば、そこに今の産業組合と云ふものに對しては、格段の注意を拂つて違法、脱法の行爲に付ても、唯單に取締ると云ふやうなことを仰しやると云ふことぢやなしに、もう少し御考を御進めになる必要があるんぢやないかと云ふことを私は申上げて居るのであります。

○山崎國務大臣 (前略)産業組合に付ても種々の事を私も十分承知を致して居ります、でありますから今後は斯様な事のないやうに、唯一片の訓令とか、通牒とか云ふことでなしに、私自ら一つ踏込んで見まして相當の努力を拂つて見たい、謂はゞ左様な違法、或は脱法と云ふやうなことの絶滅を期して參りますけれども、併し私が先刻申上げましたのは、將來とても一つもないやうなこと云ふ風には參り兼ねるかも知れませぬと云ふ意味を實は申したのであります。現在で私が満足して居る、斯う云ふ意味では決してございませぬ、仰せの趣旨は能く私も了解して居りますので、之に付ては力の及ぶ

限りは努力を致しまして、さうして社會の期待に副ふやうな工合に仕事を致して参りたいと思ふのであります、現に是も變な申上げやうでありますけれども、此兩三年來餘程産業組合の内容が、どつちか言へば改善される方に進む傾向にあることは事實であります、それは社會の一部に、或は反産運動と云ふやうな運動が兩三年前に起りましたことも、上田君能く御承知のやうな事でありまして、あゝ云ふやうな事も矢張結果に於ては、相當組合が堅實な方に締つて参る一つの結果が現はれて居るやうなことでありまして、私は決して是は机の上の唯口説を弄すると云ふやうな意味でなしに、眞面目に農村の大切な機關でありますから、之を社會の期待に副ふやうに一步々々改善をさせて行くと云ふことは、相當の腹を据ゑまして掛つて参りたい、斯う云ふ私の氣持を率直に申上げました次第であります

第九回 (三月九日)

○野中委員 (前略) 現在處々に商權擁護聯盟の運動が起りまして、自分達を搾取階級と言ひながら事實上に於て産業組合自體が搾取階級ではないか、而して其搾取階級の主なるものは、中央に於ける所の洋服を着て居る役員の方々である、而して此米穀自治管理法案が施行された後に於ては現在の米屋

の代りに洋服米屋が出来るのではないかと云ふ非難すら飛んで居ります、隨て若し此俸給、賞與、旅費と云ふものが、果して彼等が非難するやうな俸給、賞與、旅費であるかどうか、私共は是も慎重に其材料に依つて審査しなければならぬと思ひます、而して是が彼等が非難するものと違つて居るならば、それに依つて彼等の蒙を啓かなければなりません、隨て此書類が如何に重要であるかと云ふことも御諒承のことと思ひます、續いて昨年十月より現在に至る全購聯及縣購聯の肥料に對する各銘柄別の買付、賣渡數量並に其價格、此資料などは全購聯、縣購聯が賣買行爲を行ふ時に於きましては必ず農林省或は商工省に其賣買に關する所の書類を提出致しまして認可とか届出が爲されて居る筈であります、隨て是等の各銘柄別の買付、賣渡數量と云ふものは明瞭に分つて居らねばならぬ、巷間傳ふる所に依りますれば本年の二月二十日讀賣新聞千葉版に於きまして、千葉の縣購聯が肥料の買付に對して五十萬圓の缺損をして居ると云ふことを傳へて居ります、更に肥料新聞に依りますれば硫酸「アンモニヤ」其他の肥料の買付に於きまして全購聯の損失が二百萬圓と云ふやうな話も聞いて居ります、何れに致しましても斯様な調査に依つて是等のことがはつきりするに非ずんば此米穀自治管理法に依つて生ずる所の統制組合は結局産業組合と合一するものでありませうから其産業組合の本質が果して是なりや否やと云ふことに對する批判の重要な書類であります、それでありませうから此書類を何が

故に未だ御提出にならないのであるか、ならないのであるならば其理由、出来ないのであるならば其理由、及御提出になるのであるならば即刻出来得べく早く御提出を願ひたい此意味に於きまして、委員長から政府に對して之に對する答辯と書類の提出を至急求めて戴きたいと思ひます

○上田委員 (前略) 農林大臣は昨日も此點が、現在の農村の事情に於て農民が個々に其生産物を取扱ふと云ふやうな時代は過去つてしまつた、どうしても團體的にやらなければならぬやうな状態に押進んで參つて居ると云ふやうなことを前提に先づ御考になりまして今後の情勢としては米に關しまする問題は矢張統制強化の一路を辿つて行くやうなことも已むを得ぬのではなからうか、と云ふやうな風に私は御考になつて居るやうに見受けられ、又昨日の大體の御趣旨もさうであります、併ながら其御意見は兎に角と致しまして、さう云ふやうな統制強化で御進みにのみなりますと云ふと一面に於て是が配給機關であり、商人であり、又それよりも大なる消費者と、生産者と云ふやうなものが各々相對立するやうな結果になると云ふことを十分に豫防し抑へなければならぬ問題でありまして、商工大臣は今讀上げました如き考で、そこに憂を有つて居られるであらうと思ひますが、斯う云ふやうにして米穀商の當業者を壓迫する虞が運用如何に依つては出て來ると云ふことは私は之を認める、又御尤だと思ふ、そこでさう云ふことであると思へば農林當局と御打合せ爲さつて、政府は一體として

是等の方々、是等の米穀商、配給機關、或は消費者と云ふやうなものを本案を御提案になると共に保護するに付て、又其營業に影響を及ぼさるることに付ての御成案があるかどうかと云ふことを御聽致したい、尙ほ其御成案に付ては是も既に從來本會議なり其他で幾度も聽きました、或は商業組合であるとか、工業組合であるとか、或は金融機關であるとか、又是等の商賣人自身の將來に於ける自覺とでも申すか、改善とでも申すか、と云ふやうなこと、相俟つて行くべきものであると云ふことは、商工大臣からも御聽は度々致して居るのでありますけれども、それだけで事が足りると御考になるかどうか是であります、それだけでは尙ほ是等の虞のあるものを除去するには十分ではないと考へるのであります、もう少し進んだ善後處置と云ふものを御考になつて居られるかどうかと云ふことを御聽致したいのであります

○町田國務大臣 (前略) 此統制法を実施すると同時に考へなければならぬのは、統制法自體には關係ありませぬ、明には書いてない問題でありまして實際の運用に於ては矢張米穀商、それから産業組合の働き工合に相當な調和點を見出さなければ米穀商に打撃を來す虞がある、法律自體からも考へられる點がありますし、法律以外にも販賣組合の活動を此法律は要求して居ると申して宜しいか、希望した意味がありますから、其産業組合と商人との間の相當なる——手心と言つて宜しうございますか、

手心に依つて妥協させなければ、日本の販賣機關——必要なる販賣の機關の機能を鈍らすから是は避けなければならぬと云ふ意味で申上げた積りであります

○上田委員 (前略)此自治管理、或は他の二案、又是等の法律案に直ちに織込まなくても是と竝んで今少し此配給機關であるとか、或は米穀商であるとか、更に大きく申せば生産者と消費者と云ふものに付ての調和點と云ふことが、現に今も大臣は非常に此調和が大事だと云ふことを仰しやつて居る、然らば斯う云ふ問題をもう少し外の立法でも結構であり、或は此法文の中に入れても宜い、それは取扱の便宜に依つてどちらでも宜しうございますが、此際同時にさう云ふことを現して置くべき性質のものではないかと思ふのであります、尤も調和と云ふことを直ちに法律として出すと云つた所で非常に困難な事であると云ふことも私は諒承致して居るのでございます、諒承は致して居りますけれども、どうしても米の問題の如きは是は農村の救済と云ふことからしても大きな問題であつて、それに關聯しての立法ではありませうが、勿論是は生産者と消費者と云ふものはどちらが重いと云ふものでないのでありますからして、總て斯う云ふやうな國民全般に大きな影響を與へる問題の如きは、さう云ふ調和點と云ふことは唯理想論でなくて、此立法を爲さる時に斯う云ふ法案を御出しになる時に一方に於てもさう云ふやうな調和を取り得る法律か何かを矢張御出しになる方法を講せらるべきぢやないか、

多少困難のあることは認めて居りますが、さう云ふ風に考へるのであります、如何でありますか

○町田國務大臣 御尤な御心配と思ひます、併し御尋に依りまして、私深く熟考した問題でなかつたが、今の御尋に依つて考へて見ますと御心配の點は私も御同感であります、一種の行政上の働きに依つて調和させることに付きましては農林、商工の間にも今日まで此法案を提出する前にも相當農林大臣の御考と私と打合せもして居ることもありますから、相當な實際の調和が出来ること、思ひますが、之を法文に現して之に附屬した法律のやうな形にすることは是は荷見君あたりの堪能なる此問題を長く取扱つた事務的の方からも一つ考を願つた方が宜いと思ひますが、私としては中々困難な問題でないかと思ひます、私としては何としても此問題の爲に一層實現の時機を促進したと私が思ひます商業組合の促進を是非やりたいと思ふ、或は産業組合に種々なる特権があるから、是と對抗が出来ぬぢやないかと云ふ御心配もありますが、私は商業組合に向つても既に現に得て居る特権もありますから、又此問題の爲に商業家に向つても非常なる刺戟を與へて居るから此刺戟を善用致しまして商業組合の成立を促しましたならば、平生商賣のことに經驗のある米商、先刻野中君の材料要求の中にも一端の考が現れて居りました通り、生産者自體が細かい商人の眞似をするよりも、産業組合で販賣すると云ふのは理想は宜しうございますが、實行に至つては長い間米の取引商賣をして居る人が生産

者が出て来て之を商賣をやると云ふよりは恐らくは少し緊張して自ら従来の遺方の缺點を是正して参りましたならば、私は商人の方が勝つと思ひます、真にさう思ふのであります、机の上で考へますと産業組合の役員が東京の真中に來て米を販賣すると云ふのは、成程中間の一つの段階が減るから經費が安く行くだらう、理論は教科書にはさう書きませう（拍手）併し本當に從來やつて居る商人が眞面目に自分の従来の經營の悪い所を商業家が改善して眞剣になつて参り、商業組合が出来て是にも特權があり、且つ私は一層之を助長する爲に眞に政黨政派を超越して中央金庫を作つて之に相當な活動をし得られるやうな機關を作つてやりましたならば、どうも私は秋田言葉で申しますと「ムヂリ」を著て働いて居る商人が、先日私は誤つて「モーニングコート」と云ふ言葉を使つたが「モーニングコート」は著ますまいが、洋服を著て事務所を設けて「ストロブ」にあたつて居ると云ふやうな人には負ける筈はないと、私は斯様に考へて居る

○上田委員（前略）又御一考を煩したいことは産業組合と商業組合が玆に相對立して考へざるを得ないのでございますけれども、産業組合が農村に於て組合を作つてさうして其生産物を取扱ひ得ると云ふやうな事情と、商人が商業組合を作つて以て配給の仕事をするると云ふこととは、従来の歴史的の事情に於ても亦經過に於ても個々の利害の於ても非常に違つた所が澤山出て参つて居ります、要するに生

産者である農村の人達が、産業組合に依つて一緒になつて其生産物を賣ると云ふやうなことは、其間には勿論やはり全然利害の衝突がないとは言ひませぬ、多少ありませうが大體に於て是は一丸として之を高く賣るやうに持つて参ることは極く樂なであります、所が商人の方は同じ一つの街に居りましても、或は同じ商賣を致して居りましても、亦一つの組合を作つて居りましても、其間に於て個々の利害が相衝突する場合が非常に多い、又それが一つの商賣なんであります、商機なんであります、でありますから産業組合のやうに簡單には商業組合の組織と云ひ、融和と云ひ、結合と云ひ参らないと云ふ事情にあることを政府は御認になつて居るかどうか、そこでさう云ふやうな困難な事があると云ふことを御認になつて居ると致しますならば、之に對してどう云ふやうな一體指導方針、或は更にもう一つ具體的に斯う云ふ點に對する考慮の方法があるのであらうかと云ふことを先づ第一に私は御聽致したいのであります

それから是は或は商工大臣よりも、農林當局への御尋になるかと思ふのでありますけれども産業組合に對しては政府が保護と云ひますか、或は助長と云ふやうな點を寧ろ越えた所までおやりになつて居るのではなからうかと云ふことを私は常に考へるのであります、それが所謂恩に狎れると云ふ實情ではないか、産業組合は今日は政府の保護し、助長される所の恩に寧ろ狎れて行過ぎると云ふことが

澤山現れて居るのではなからうかと云ふので此前の委員會の時には産業組合の違法、脱法行爲のことを私は種々質問を致したのであります、初めは皆無、否、多少はあると仰しやつたが、多少どころではない、熾烈に到る處に之を見出されると言つて一々例證を示しませうかと言つたけれども、そこまでは及ばぬと云ふことで、大體政府當局も之を御認になつた程に産業組合が恩に狎れ過ぎて幾多の行過ぎをやつて居る、又産業組合の役員、幹部、殊に全販聯とか云ふやうな中央の方に關係致して居りまする幹部とでも稱される人達は——私は其人達を個人的に攻撃すると云ふ意思是毫末もありません、毫末もありませんが、どうも私は總てが行過ぎであり、又過分なる収入を得て居るのではなからうかと云ふので、今野中君から参考資料の提出を求められた、私は前の委員會の時にも参考資料の御提出を願ひたいと云ふことを言つたが、さう云ふ傾向がある、是等のものは總て産業組合と云ふものが、農林當局が農村の爲に之を助長し、保護をすると云ふ以上に其恩に狎れて進んで行つたと云ふ結果を呈して居る、さう云ふ産業組合が一面にある、そこで今度は之に對立して——對立と言ふと語弊があるならば、之と調和せしむる爲に、商業組合を助長發達せしめて行かうと云ふ商工大臣の御決心でありまするが、而も先程來申上げた通りに、農村の事情と商人の事情と云ふものは非常に違つて居る、違つて居ると云ふのは、むづかしい所は一方は普通以上の、政府の方針以上の保護助長を與へて

居ると云ふ所まで行つて居ると思ふ、もう一つ言へば、こちらは出發點が遅れてしまつて居るのであります、出發點が遅れてしまつても産業組合に負けぬやうに進めて行かうと云ふことに付ては、どう云ふ風に進んで行つたら宜いと云ふことの御考があるか、之を承りたいと思ひます

○町田國務大臣 御質問の中に現れた御意見の大體の考方は私と同様であります、唯御話の通り一番困難と私も考へて居りますることは産業組合であるならば、生産者が集つて地方で云へば、一つの販賣組合を作る、是は直ちに一致出來ます、所が商業組合の方は、其町村に例へば白米商が十人若くは二十人居る、斯う見た場合に、此組合が産業組合の中に現れた販賣組合のやうに團結する力があるや否やに對しては、餘程困難と思ひます、小賣商は各々顧客を有つて居つて行くと云ふのでありますから、小賣商を一團として之に總ての特權を與へて行く譯でない、組合自體に對しては相當な特權はありまするが、個々の例へば小賣商に對して斯様な特權のないことは御承知の通りでありますから、此間に競争があつて販賣組合のやうに一致して參らぬことは私も考へて居ります、之には或點までは共同施設をやつて共同して買ふとか、或は之を白米にするには斯う云ふ方法にやると云ふやうな點までは行きます、それから先は各々の白米商が又自ら繁榮する爲に色々な勉強をするとか、色々なことがあつて、そこまでの細かい點までは利害が一致して團結する力は産業組合に依る所謂販賣組合のやう

な譯に參らぬと思ひます、それで何か指導をして左様なことのないやうには注意致しますが、理論としては其團結は販賣組合程の團結はむづかしいと云ふことは有り得ると、私共も其點は考へて居ります、唯或は資金の供給とか、或は共同施設とか云ふやうなことは、政府も現に奨勵金を出してやつて居りますから何か其邊の活用でどうか參りたいと思ふ考であつて、今の御質問の點を推廣めて參りますと、其點は産業組合の方が團結が仕よいやうになると云ふことは、已むを得ぬやうに思ひます、それから農林省の茲に事務の方が多數おいでのやうだが、農林省はさう云ふ考でない、一方行爲でやらせると云ふ考は無論ありはしませぬが、随分産業組合と云ふものは長い間農林省が可愛がつて育てうとしたものであつて、先刻も申しましたやうに産業組合に對して一番多く豫算を取つて骨を折つたのは私が一番多く豫算を取つて産業組合を助長することに骨を折つたのである、慥か全購聯に四百萬圓やつたのは私の時代でした、之には骨を折りました、併し今日問題が生じて居るやうな、或は行過ぎて、寧ろ脱法行爲が所々にあると云ふ非難、實例なども此度私は色々な書き爲に依つて拜見しまして此處まで行つて居つては困つたものだ、斯う考へて居る、農林省の事務當局も非常に産業組合を可愛がつて居るが、可愛がつた爲に多少監督の手落——是は何處の省でも事務にはある筈だから、そんなやうなことで手落はあつたか知らぬが、是れ以上に乳を飲ましては餘計過ぎると思ふ程、乳を餘計

飲まして居るやうなやり方はあらう筈はないが、併し可愛がつた結果は往々にして監督が——見逃しはしませぬが、そこに手が弛められる傾は能くあるやつでありますから、其虛に乗じて産業組合が少し行過ぎたやうなやり方は、或はして居つたらうと思ひます、是は是正せねばならぬこと、思ひます、同時に今後出來まする商業組合も、唯特権があるからと云ふやうな意味でなく、本當に産業組合の販賣に對して何のくそ、負けるものか、斯う云ふ按配に改善をさせ元氣も出させて行きますれば、私は上田君の御心配の程でなく、殊にあなたの常に御覽になつて居る大阪商人などは産業組合などに負けはしませぬ、さう云ふ心持でやりたいと思つて居ります

○上田委員（前略）そこで又商工大臣の方に歸つて御尋をしたのであります、産業組合等と違つて、商業組合等にあつては一致團結の力に於て困難な點があると云ふことを商工大臣も御認になりまして、でありますから商人に對しては特に注意を與へて、所謂緊禪一番やるやうにして行かなければならぬ、所謂活を與へると云ふ意味の御答辯であります、それも結構であります、それも結構でありますけれども、今日の商人の實際と云ふものは單に活を與へると云ふ抽象的なことだけで解決が出來ると云ふやうに、さう簡單には參つて居りませぬ、是は度々何處にも出る話で實際各都市に於ける商人と云ふものは、或は百貨店に苦しめられたり、或は又産業組合の進出に苦しめられたり、統制

經濟に惱まされたり、色々ありまして段々段々窮迫の一路を辿つて追込められて行つて居るやうな状態でありますから、單にさう云ふ氣分で行け、一生懸命で勉強せよと云ふやうな政府の御聲掛けだけではいかぬ、一面産業組合の方はあの時分は所謂農村救済と云ふ聲が非常に天下を風靡して居つた時でありましたから、丁度商工大臣が農林大臣の時に極力盡力されて、之を保護助長を爲さつたと云ふやうなことを今申されましたが、それはあの當時は一町田農林大臣の御考だけでなく、社會全般の輿論と云ふか或は政府全體の御意嚮で、さう云ふ風に旨く産業組合の助長が行つた、其旨く行つたことが今日は寧ろ行過ぎになつて居ると云ふやうに私は見て居る、所が産業組合の問題は、所謂政府が一體となつて産業組合の保護助長をした時と同じ意氣込で以て行けるかどうか、丁度府縣が産業組合の本部のやうな形で以て此助長をやるやうに産業組合の方も亦其府縣の當局の人達が助長し保護をする、其處まで進んでやると云ふことでなければ、「スタート」に於て既に立遅れて居る、さうして其本質が一致團結しにくい状態にあると云ふのでありますから、産業組合のやうにより一段と之を保護し助長せしむるやうな方法を講じないと、唯單に活を與へると云ふことだけでは駄目ではないかと云ふことを考へるのであります（中略）さう云ふものは單に活を與へると云ふやうな抽象的事でなしに、もう少し具體的に産業組合を保護助長せしめる方法を御考へになつて、或は此議會にでも御出し

になつて置く法案がありますならば御出しになる必要があつたのではないかと思ふのでありますが、如何でありませうか

○町田國務大臣（前略）私は是非共商業組合を立派に——皆様と協力して立派なものにせなければならぬ、所謂生産者よと消費者へと云ふ一つの「モットー」がありますが、是も教科書としては立派な事であり、併しそれを實現する間に、中間機關と申しますか、寧ろ中に一つの段階を経て行くことが廉い物を便利に且つ迅速に供給し得られると云ふ働きは十分出來ると私は確信して居ります、同時に御話の通り永い間産業組合は政府が世話をして骨を折つて來た、殊に地方長官などは役所の仕事みたくにやつて居つた部分もあるやうであります、そこまで世話をして來て今日まで發達したのは結構であります、其産業組合の本來の性質を乗越えて行つて特權を悪用するやうなことは、是は何れの政府も無論之を止めますると同時に長い間世話をして此處まで發達して來たに拘らず、商業組合は今生れては居りまするが、まだ全國に普及も致して居らぬ、又産業組合から見れば特權の種類も違ふ所があります、是は致方ない部分もあります、商業組合が出來た所が、個々の小賣商人が産業組合と同様な特權を得るとは參りますまい、是は致方ありませんが、何等かの方法に依つて商業組合の助長を促すことだけは必ず私は努めると茲に言明して宜しいと思ひます、同時に地方長官あたりが從來の

まだ商業組合と云ふ問題が大きくならぬ間に産業組合を唯一の世話をするものとして考へて居つた、此やり方は地方長官としては同等な取扱をして、産業組合を従來可愛がつて居つた考を商業組合が生れて來た時も同じやうに持つて、是は他からの貰ひ子で自分が産んだ子でないなんと云ふやうな考は地方長官に起させぬことは勿論、生れたての子供だから一層之には乳を與へてやらねばならぬ、一方は少くとも——農林側では御異論があるか知りませぬが、私に言はせるとまあ成人になつて、もう寧ろ嫁さんでも貰つてやらにやならぬやうな年齢に達して居るのであります（笑聲）是は自由に外歩きも出來ます、所が一方はまだ乳を飲むやうな譯なんだから、之に對しては相當に可愛がることは致すことゝ、斯様に御承知を願ひたいのであります

第十回（三月十一日）

○壽原委員　ちよつと商工大臣に御尋して見たい、町田商工大臣は先日來本會議又委員會の席上で、本案の運用の良否は、商工業者の運命に大なる影響がある、大に慎重にしなければならぬと云ふ御聲明を承りまして、吾々は商工業者として非常に喜ばしく感じました、此處で御願したいのは、先づ根本に吾々商工業者は國家の一員としてどう云ふ役割を司つて居るかと云ふことをどうか此議場を通じ

て大臣から國民全體に能く認識させて貰ひたいのであります（中略）而して國家に於ては多年産業立國、或は商工立國を高唱致しまして、産業の合理化或は商權發展の爲に商工業者は非常に緊張努力して居る次第であります、然るに軍部を初め、どうも吾々が議會に時々聞くこともありますが、兵農兩全とか、銃後の農村とか、頻に絶叫されて居ります、國民一般の頭にも、農は國の寶なりなど、常に是が口にされて居るやうな次第であります、農業が吾々の生活を保障して居り、又農家の購買力が吾々の商業界を賑して貰ふと云ふことは能く存じて居りますが、吾々商工業者が、世界の平和の戰場に於て百難を排して奮闘して居る、此商工業者は果して忠君愛國の資格がないのかどうか、どうも今日一般の國民が、商工業者に對しての理解が薄いやうに感ぜられる、今日までも銃後の商工業者と云ふことを聞いたこともない、或は商工業者が産業の寶だと云ふやうな感謝的な言葉も聞かない（中略）此忌しい所の考は、政治的にも到る處にも顯現して居るのであります、例へば農商務省から商工省が別居をしたが、今日此商工省たるや恐らくは此産業の爲には農林省のそれに劣らず、恐らくそれ以上の働きを爲して居るにも拘らず、今日國家の豫算の上から見ましても豫算は農林省の五分の一か、六分の一と云ふやうな待遇をして居られる、此商を輕んずる、所謂侮商的の考は、どうも商工業者と云ふものは、唯營利本位だ、風上に置けぬとか云ふ、斯様な單純な考から致しまして、此商工業者は所

謂品物を造る上にも、或は配給の上にも絶えず或は品質に對する責任も有たなければならぬ、或は流
 行の變動にも備へなければならぬ、或は科學の方面、有ゆる點に非常な危険を感じながら奮闘して居
 るのであります、其勞苦に對して一般國民が何等顧みないと云ふやうなことは甚だ遺憾に存する次第
 であります、而して此法案に付ても彼の米穀對策調査會の成立以來殆ど商人と云ふものを輕んじて、
 委員としても僅か一部二三の人が入つて居りましたらうか、尙ほ又商人の意見なんかも度外視せられ
 て居るやうな次第であります、又此間からの質問應答を見ますと商工省なり、又拓務省なりの意見
 も餘り十分に織込まれて居ないと云ふやうなことが窺はれるのであります、それで現在、將來に於て
 の此經濟機構は農林大臣も仰しやる通り所謂團體本位に移るのが正當だ、之に對して商工大臣も、商
 業組合なり工業組合を基礎として、是等の配給機關を助成して行かねばならぬのだと、相繼を打つて
 居られるやうな次第であります、偕て此商業組合と産業組合、是は逆も比較にも何にもならない
 それは御話の如く三十五年間の閱歷を有つて居りながら、今日ではまだ一人歩きも出来ぬ、尙ほ乳を
 離すことが出来ないやうな組合でありまして、是は御話にもなりません、殊に商業組合と云ふものは
 農業に於ける産業組合とは違つて、どうも發達しにくい内容を有つて居るのであります、どうも團結
 がむづかしい、第一に産業組合と申すものは是は多くの組合員から集めた物を一箇所で賣る、然るに

商業組合と云ふものは一箇所又は數箇所で集めたものを組合員の各自が皆自分達の得意先に配給する
 斯様な建前になつて自然此組合員同志の販賣競争と云ふものも起るので、そこに非常な「デリケート」
 な關係が出来るのであります、それで此組合の觀念から、今日の此米穀商人、所謂個人的の營業者を
 是に於て見殺しにする、又之に保護をしないと云ふやうなことは是は餘りにも經濟的な急變であり、
 革命であるのであります、此點に付て商工大臣としては此現在の米穀商業機構を如何にして救済され
 るか、或は又是等をして何か他の方面に轉向せしむる餘地を與へて戴くことが出来ませぬか、此間か
 ら農林大臣も配給の衝に當る所の中間商人は、今日の經濟界に於ては確と認める、又本法案は決して
 商人を輕視したものでないとか、何とか賤し宥めて居られるやうでありますけれども併し本法案の奥
 底に潛める所の——是は一寸語弊があるかも知れませぬが農林省の所謂産業組合萬能思想、即ち是は
 外には菩薩の如く、内には夜叉の形を有つて居るやうで、あはよくば此法案の無事通過を圖らんとし
 て居るのであります、賢明なる商工大臣は之を看做せられない筈はないと信する、今日必要に依
 つて現存して居る所の配給機關を如何に保護すべきかに付ての御意見を承りたいのであります

○町田國務大臣 御尋は自治管理案の具體的な意味に關した御尋のやうな所もあり、又廣く商業配給
 の責任を有つて居りまする士農工商の中の商の今後の立場に對する大きな方面から御覽になつた御質

問もあります(中略)私は配給機關の必要と同時に配給機關の改善を要望して居るが、此配給機關を其儘に反映して居ると思はれぬ節が、殊に小賣商に付てはあります、併し政府部内の方々竝に委員諸君の方々に於て産業組合を萬能とは考へないと思ひますが、産業組合に非常に重きを置いて居られる方々にも多少御参考の爲に申上げて見たい私の考へがあります、私が此前から申上げて居るやうに産業組合の發達を促すことに對して私が農林省時代に相當施設をやつた一人であることは事務當局も御承知であります、併し私が一番大局の上で見えて居るのは私農林省に居りました時代から日本の農業人口が多過ぎると云ふ考を大體有つて居る(「ヒヤ〜」)農業の過剩勞力、茲に至つて或は副業を起さなければならぬと云ふ大きな所まで進んで行かなければならぬと思ひますが、大體に於ては日本の面積から見、耕地の關係から言うても相當將來は擴張する部分がありません、併し年々増加する此農業人口が少いか餘つて居るかと言へば、私は相當大きな過剩勞力がある、それ故に農村の根本的整理をするに付ては農業人口が多過ぎると云ふことも一つ頭に有つて考へなければならぬと私は常に考へて居る(「其通り」「ヒヤ〜」)そこで私は明な數字は知りませぬが、私の頭に浮んで居る所では、全國の農業勞働者が千何百萬人工業勞働者が——是もはつきりした數は分りませぬが私の頭に有つて居る數を申せば五百萬前後位あると思ひます、配給機關の所謂商業に従事して居る者も私は三百萬以上と

思ふ、是も數が違つて居るかも知れませぬが、大體私は全國の經濟界を見る時にはさう云ふやうな頭を以て考へて居るのであります、そこで若し或人が理想とするが如く、生産者より消費者へと云ふ一種の「モットー」を理想として進んで行く人の考方は、日本の現在の實情に徴して生産者より消費者へと云ふ理想を茲に實現する考の人があつたならば、其人は三百萬若くは千五百萬の日本の配給機關に従事して居る人を如何にするかと云ふ經世的の考を有たなければ、唯生産者より消費者へと云ふやうな小學校の生徒の教科書のやうな考方はいけません、そこで假に東京の方に——高橋君も今御出であつたが、高橋君などは能く常に御心配になると思ひます、東京だけでも配給機關に従事して居る人が幾らあるかと云ふと、私の想像竝に數字に依つて、大體十四萬が東京だけでも小賣業に、即ち配給機關に當つて居る者である、凡そ十四萬と私は思つて居るのであります、是が一户五人平均か四人平均としても、彼此れ東京五百萬人口の中に相當大きな數が此配給機關に當つて居る、さうして假に生産者より消費者へと云ふ理想が今日茲に實現した時には此人間はどうなるか、是も考へて居る、而して年々殖えて来る小賣業者と云ふのは、どんな人かと云ふと、東京の人口で段々自然増加、即ち生産に依つて殖えた人口だけではありません、恐らく此多くは農村から來て居ると私は思ひます、農村の人口が餘つて居るが爲に、都會に行けば何か商賣があるのであるまいかと思つて、都會に職を漁つ

て来る人が多いのであります、假に生産より消費と云ふ理想を實現したならば、年々地方から来て東京で燐寸の小賣をして居るとか、一番多いのは駄菓子の小賣でありませう、恐らくは駄菓子の小賣が八千から一萬人位の數と私は想像して居ります、斯う云ふものは皆農村出の次男坊、三男坊が、何か東京に行つたら仕事があるまいかと云ふので地方から来た人が多い、是が假に生産より消費へと云ふ「モットー」を理想の通り行はれたとすれば、東京の人は皆農村に歸ります、而して今でさへも農村の人口が餘つて居る時に、此配給機關が全部なくなつて、農村に皆歸つてころ／＼爲さつて居つた場合を考へて見ると此配給機關を能く考へて見なければ、農村の進歩も私は容易に參らぬと思ひます、そこで此見地から日本の經濟組織に於ては、配給機關はなければならぬ、而して其配給機關は今日の儘で産業組合の進出に依つて仕事が出来なくなると云ふ、そんな意氣地のない考をせずに、小賣業者初め、自ら改善し、組織を良くし、經營を變へて、先頃申します通り、産業組合はさう小賣業には大した進出はないと思ひます、又あり得られぬ實際に於ては小賣業者の奮發に依つて出来ると思ひます、が故に、商工業のことに對して長い間御研究なさつた今の御質問に對しては、私は日本全國の大局の上、經濟機關の上から見て、商人が困るからと云ふ意味で申すのみならず、恐くは本當の理想的な生産者より消費者へと云ふ「モットー」が、果して實現した曉には一番困るのは私は農村地方だと斯様に考へて居ります

に考へて居ります

○壽原委員 此條文に依つて産業組合の販賣組合が此事業を代行する、斯う云ふことに決めますと云ふと、吾々は其産業組合の現状が今日どうであるか、之に付て能く御聽きたい、其第一と致しましては此産業組合は單なる共同組織であるやうに承つて居ります、而して是が監督取締と云ふものは恐らくどの府縣にも委任をしてあるやうなことであります、農村省としては僅か五、六人の検査員を派して検査させて居ります、又他方此産業組合の中央會に委任をして、それ等の方で一年に百なり百五十の組合を検査させて居るのであります、是は何時か松村さんの仰しやつた通りに、さう云ふ一萬からの組合に對して、今日一年に百や百五十の検査をして居つたならば殆ど検査が出来ない、洵に其取締検査に不十分なものがあることから、或は此組合の中に色々な不行届が起るのではないか、斯う云ふ風に考へられるのであります、先程も申しましたやうに、今日産業組合に對しては、或る役員連中は兎も角、一般の農民から致しますと云ふと非常に此組合に對する信頼の念の薄らいだ向が多々あるやうであります、まあ是等の原因に付ては色々考へられますが、尤も是等の共同團體に對して奉仕的の考を持ち、或は無報酬で大に働いて其健全な發達の爲に努力をして居られる方はありませうけれども、どうも此一部に於ては之を悪用する向もあるのであります、彼此れあちらこちらに問

題が起きる、或は或所に於ては穀貯藏の倉を開けて見た所が空であつたとか云ふやうな所もある、まあ色々なことが起きて来ることは澤山の數の中ですからそれも免れませぬけれども、大體今日産業組合に於きましては、どうも餘りに系統立つて、上には縣購聯、縣販聯、其上に全販聯、全購聯、或は産業組合中央金庫、まあどうも其組織系統の縦の連絡に付きましては、遺憾なきものがあるのであります、大體産業組合の本來の精神から申しますと云ふと皆組合が御互に協力し共同してやらう、斯う云ふ意味でやれ、國家の力とか、他の力を借らうと云ふことは本來の目的でないのであります、然るに是等の段々系統的の機關が出来ると共に、どうも組合の内部は他力本願でありまして、殊に此時局匡救の問題が起きて茲に多大な補助がせられてからはどうも其傾向が強くなつて居る、悪く言ふ人は、どうも此頃は産業組合の役員方は、此組合員の生産物の改良、増産、其他農事改良に付て努力することよりは、何とかして政府から助成金を餘計取る、其餘計取つた役員程其組合に於て有力視され尊敬されるやうな習慣が付いて居る、先程も一寸申しましたけれども、農業倉庫の補助なども中々多大の金であります、どうも是が果して善用されて居るか否や、勿論十分な監督をして居られるから、大したことはないと思ひますけれども、どうもさう云ふやうなことで、又一つは助成々々と云ふやうなことからして、其組合員の負擔し切れないやうな所に於ても、無理に農業倉庫を擴張をする、増築

をすると云ふやうな弊に陥つて居るやうに見られるのであります、是等の點に付きまして政府はどう云ふ風に御考になりますか、又此度は愈々本法の事業を行ふ重大な責任機關とすることに付きまして、是が取締、監督をどう云ふ風にされますか、此點に付きまして御所見を一つ伺つて見たい

○山崎國務大臣 其點も、もう數回繰返して申上げた點でありまして大體は是まで御答辯申し上げましたことに依つて御諒解を冀ふの外はございませぬ、唯一言御願を申上げて置きますことは農村として農村の生産者が共同の組織を以て販賣すると云ふ此經濟組織に付ては相當の寛大な御考を以て農村の爲に御臨みを願ひたいと私は思ふのであります、無論如何なる機關、如何なる組織と雖もそれは個々の問題に就けば色々な弊はございませう、弊は御互に矯めて行くことに全力を盡して行かなければなりません、是あるが爲に動もすれば角を矯めて牛を殺すと云ふやうなことに相成ります、ことは、私は甚だ心配を致すのでありますから、其邊は壽原君、都市及農村共通して、全體を眺めて戴いて居る譯でありますから別に私は壽原君の考方に異存を申上げる譯ではございませぬけれどもどうか其邊に付ては宜しく御賢察を願ひたいと思ひます

○壽原委員 私はどうも此産業組合に付ては、是正すべき點が多々あると思ふのでありますけれども

どうも私が實は何か之を御聴きすると、前に度々答辯したと云ふやうな御話がありました、どうも取付く島もないのであります、殊に此際申上げるのは、此産業組合は先達商工大臣も申された如くもう成年に達したのであります、もう一人前になつたのでありますから、一人前になつて唯道樂をしないかと云ふこと位が今一番心配の時機なのであります、此産業組合の中央會と云ふものは、大體此産業組合の教育、指導と云ふやうな任務を負ふて茲に設立され、之に對して政府は相當の補助を出しておゐてになつて居るのであります、もう成人に達した此産業組合に對して將來とも尙ほ又之を補助される積りでありまするか、大體此中央會の任務是は教育とか、調査とか、監督とか、斯う云ふ色々な任務を負うて居ります、此産業組合の要覽に依りましてもそれ〴〵検査報告もしてあるやうであります、併し先程申しましたやうに、どうも一年に百や百二十の組合の検査では果して其効果が擧るか疑はしいのであります、是は到底百年河清を待つても中々産業組合全體を綺麗にすることは出来な、斯う云ふやうな風にも考へられます、諸君々が申したいのは産業組合の中央會の使命です、是は一體どう云ふことが使命ですか、勿論目的は此産業組合の教育をし、其産業組合の健全なる發達の爲に指導すると云ふことは言ふまでもありませんが、近頃どうも産業組合中央會の思想と申しますとをかしいですが、指導精神、之に付てどうも疑はしい點が幾多あるのであります、此産業組合中央會と

云ふものは經濟的指導を離れて外に何等の任務は持たないのであります、然るに此中央會から色々頒布される所の印刷物、或は「家の光」其他のもの、或は突拍子もない何かの劇、産業組合劇と云ふやうなものに至つては——是は私が見た話ではない、人の話を聞いたのであります、段々段々或一つの主義、又は一つの信仰宗教に立入らんとして居る、年寄の爺さん婆さんを取つ擱へて、お前はお寺詣りをして死んだら極樂に行くやうに祈つたりして居るが、そんなことをするよりは産業組合の神様を拜む方が、現世から功德があつて宜いと、段々段々斯う云ふやうなことを宗教的に強要して居るやうでありますが、是が果して正當な中央會の活動でありませうか否や承りたい

○山崎國務大臣　ちよつと御答致しませうか——産業組合中央會と云ふものは、御承知のやうに私の法人であります

○壽原委員　私法人であるが故に、其監督をすることは出来ないかと云ふのですか

○山崎國務大臣　私法人でありまして、別に其所屬團體を監督するとか、指令するとか云ふやうな權限のある團體でありませぬ、唯産業組合法に於て認められて居りますが、私法人であります

○壽原委員　大體産業組合が今日世間に誤解され——私は實は法律的知識がしつかりありませんから私法人、公法人と言はれると、ちよつと判斷に苦むのでありますけれども、大體此産業組合と云ふも

のに付きましては、政府が非常なる特典を與へて居ります、加之殆ど官廳の仕事のやうに見えます、何處の産業組合の聯合會に致しましても、皆縣廳内に置いてあるやうであります、要するに此組合聯合會の命令は、是は即ち政府の命令である、是は何處までも遵奉しなくちやならない、斯う云ふやうに習慣付けられてありまして、其根本の或は私法人であるとか、或は公法人であるとか、さう云ふむづかしい解釋は措いて、是は殆ど農林省の出店のやうになつて居る、大體産業組合が設立された當時は決して是は農村の専有のものでなかつた、農工商全體が之を活用すべきものであつたのが、何時の間にか是は産業組合變じて農業組合か、農村組合に段々變つて來ました、而も今日尙ほ此組合員の中に工業者とか、商業者が幾らか含んで居るからと言つて、是は決して其農業者の専有して居るものでないやうなことを辯解して居るやうであります、兎に角今では産業組合でなくして是は農業組合と云ふやうな風に人が見、又それが殆ど政府の一つの別働の機關なるが如くに誤認して居る、そこに於て此産業組合の擴大強化が今日まで非常に進んで參つて居るのであります、其時に於きまして本組合に今度こそは愈々之を代行せしめる、之を代行せしむることに付ても農林大臣はそれは決して統制組合事務の外に互つて、彼等に組合の強化或は擴大の方に利用せられるやうなことはない、斯う仰つしやいませうけれども、それは理論であつて實際に於ては漸次是は皆組合員も引付けられて來、

段々擴大して來るものと私は信する者であります

○眞鍋委員 農林大臣に後日の爲に御伺致して置きますが、産業組合は公法人に非ず、私法人なり、故に監督の責任を有つて居らぬと、斯様に解釋致して宜しうございますか

○山崎國務大臣 それは非常な違ひであります、中央會はどうかと仰せになつたから、中央會は私法人である、隨て中央會が産業組合或は府縣聯合會に對して命令權とか、監督權とか云ふものは有ちませぬ、私法人であつても政府は監督權を有つて居ります

○壽原委員 私は此法案の實施に當つて其中堅をなす所の産業組合、是は政府からも民間からも、何れからも信頼を受けなくてはならぬものであります、然るに此産業組合發達の道程から致しまして、各町村に在る所の産業組合だけの時代には餘り弊害がなかつたやうに思ふ、然るに其後地方の聯合會又引續いて中央の聯合會、又傍らに宣傳機關である所の此中央會なるものが出て、茲に或る一種の系統命令のやうなものが出來て、其指圖に依つて團體行動をする、一つの茲に組合國家とも云ふやうなもの、組合農業國家と云ふやうなものが茲に建設されて居る、而も其宣傳して居ることたるや、どうも吾々は名前の洵に氣に入らぬものが澤山あるのであります、或は資本主義の是正であるとか、やあ五箇年計畫であるとか、而も其「スローガン」は、先程申し上げましたやうに或は「生産者より消費者

へ」とか、今日の我國の此經濟機構の變革をも來さんとする云ふやうな不穩な遣方をして居る、此點に付て將來是等の機關に——農林大臣も仰しやつたやうに總ての割當權、解除權、斯様な權利の全權を賦與されるやうな時に於きまして、若も此上に立つ人が、又是等の首腦部が間違つた所の行動を致す時には、茲に獨り此組合員のみならず、國家國民の爲に是は非常に憂慮すべきことと考へまして、自分は茲に例を擧げて是等の取締方を聽いたのであります、それと共にまだ承りませぬけれども要するに産業組合の中央會と云ふものは、まだ必要と認めて居られますか、居られませぬか、尙ほ助長される積りですかと云ふことを御聽きしたやうな次第であります、もう一つ最後に此反對の聲の一部を申し上げたいのは、是は御承知でありませうが、此白米販賣の事實であります、此點はもう從來の普通の町村の産業組合に於ては其組合員に對して賃摺をする、或は時に其町村へ精米して販賣したけれども、商人に勝てなくて引込んでしまつた、今日地方には其弊が少いのであります、中央等には非常にそれが多い、或は大坂、金澤さう云ふ所に非常に多い、それは總てが此全販聯が進出した爲めでありませう、而も此全販聯に至りましては全販聯が精米して賣出すと云ふことは、是は所謂各産業組合の組合員の利益を増進するものであるや否や洵に疑はしいものである、茲に一年間の會許報告もありませんが、徒らに給料と旅費と通信費のみを費して居ります、而して矢張之に對する所の幾らか

利益も取つて居るのでありまして、是は一つの組合の共同經營と見ることが出來ぬ、彼等は資本主義打倒のやうなことを口にして居りますけれども、此全販聯其ものが段々資本主義化して、色々の保護、資金の融通を得て、茲に一般の米穀界の方へ進出をし、大に白米商なんかを脅威して居るやうな次第であります、勿論此點に付きましては農林大臣は曩に是等の點に付ては大に一つ考へなくてはならぬと云ふ御話がありました、尙ほ能く此産業組合の如何なる部門に於て最も此弊害が多いか否やと云ふことを能く調査して、是は本案が通過するとしないと拘らず、農民の最も主要なる所の共同機關の此産業組合の進展の爲に此間仰しやつたやうに、御身自ら一つ是等の内容の検討、検査、取締と云ふ所に御盡力を御願したい次第であります、私の質問は餘り長引いてもいけませんから此程度に於て打切ります

第十一回 (略)

第十二回 (三月十三日)

○中井委員 (前略)次に御尋を致したい事があります、産業組合の違法竝に脱法の行爲に付て、あり

ます、産業組合が其正當の立場に於て、正當の方法に於て、其仕事を進められると云ふことに付きましては、私共は決して異議はないのであります、けれども其法律の禁止する所に違反して、若くは其法律の精神を濳つて爲す所の脱法行爲に對しては法の威信の上から云つても、政府は其取締に任せらるべきものであると思ふのであります、此點に付て總理大臣の御考は如何でありますか

○岡田國務大臣 産業組合と雖も、違法や脱法の行爲があつてはならぬと思ひます、左様な事があつたならば、本來の道に引戻さなければならぬものだと思つて居ります

○中井委員 我國の經濟の狀態に於きまして最近或は統制經濟或は自由經濟、色々の主義主張が出て參つて、謂はゞ即ち新しい經濟狀態に變らんとする、其過渡期の時代にあるのではないかと云ふことを如實に現して居るのが、今日の有様でございます、私共固より其主義主張の何れかに付て賛否を茲に明にするのではないのであります、唯併ながら生産者より消費者に生産物を持つて參ります其間に於きまして、所謂配給の機能を掌つて居ります所の商人、それ等のもの、機能が、經濟社會上非常に重要な立場にあると云ふことは申すまでもないと思ふのであります

殊に其中以下の者達の生活が脅かされると云ふやうな問題が起りますれば、有ゆる我國の中堅階級を打破することになるのであります、是は大變な事になるのであります、此意味に依りまして、彼等

の配給の業に携つて居ります者、之に付ては、國家は相當の保護を與へられて彼等の生活を脅かすことなからしむるやうな方策を執ることが、刻下の急務であると私は確信致して居るのであります、此點に付きまして總理大臣の御意見を承りたいと思ひます

○岡田國務大臣 生産消費の間に分配の機關の必要であることは、申す迄もないと思ひます、此必要なる機關に對して國家が相當の保護をする、是も申す迄もないと考へて居ります

○中井委員 然るにです、最近中間の配給業者を排撃すべしと云ふ思想を宣傳して、さうしてそれが恰も國家の爲になるのだ、國民の爲になるのだと云ふやうな考を以てやる者があります、それが農林省其他の役人の向から、さう云ふ考が時々出ると云ふ事實があるのであります、斯う云ふ問題に付きましては、是は影響する所随分大きいものがあるのではないかと思ひます 先般此點に付きましては、農林大臣はさう云ふ場合に於ては、極力その取締を致すことに吝でないと思ふことを申されましたけれども、此問題は殊に商工、農林兩當局、内閣の將來の國策を樹立せられる上に付ても、重要な關係を有つものであると存じますから、特に此點を總理大臣に御聽致して置くのであります、右様の思想が許すべからざる思想であり、斯の如きものが出て參る場合に於ては、政府としても之を捨置

くべきものでないとして、相當の對策を執られると云ふことの御決心があるかどうか、此點を伺つて置きます

○岡田國務大臣 先程來申します通り、生産消費の間の分配機關は必要であるのであります、之をなくすべしと云ふやうなことに付ては、相當の對策を講ずる考であります

○服部委員 (前略)次に私は序でありますから、産業組合に關聯を致しまして、尋ねたいと思ふのであります、産業組合は私が申す迄もなく明治三十三年に制度が出来まして爾來三十有餘年を経過致しまして、漸く法を制定致しました時の趣旨に適へる程度まで發達して參つたものであることは、農林當局も十分御承知のこと、存じます、隨て販賣組合或は購買組合、利用組合、信用組合、是等四つの部門に大體分れて居りまするが、私は今御尋しようと思ひますことは販賣組合の問題であります、今回本案が提出されますや、多年鬱積せる所の反産運動が勃發致しまして、此案を廻つて相當激烈なる運動があるかのやうに私共は考へて居るのであります、産業組合が其法の許す所に於て眞面目に發達致して參りまするならば、何人と雖も之を阻止し、組合の事業に對して反感を有つものでないと私は確信を致して居るのであります、併ながら今日の販賣組合、或は購買組合に對しまして相當反産運動が激烈になつて參りました、其理由那邊にあるかと云ふことを考へて見ますると、無論購買、販賣

の事業が徹底するに依りまして商工業者を壓迫することは是は否むことが出来ないと思ふのであります、併ながら先刻申上げました産業組合の眞の使命に向つて發達して行きますことは、法の現存して居ります以上は、商工業者と雖も之を阻止し、此利用に反對することは出来得ないと考へて居るのであります、所がさう云ふ考方を有する人もありますけれども、私は今日の反産運動が激烈になつて參りましたる所以のものは産業組合の本旨を忘れて、或は其事業の經營が資本主義化し、或は營業化し、以て所謂脱法或は違反行爲を敢てして、商工業者を壓迫するから、此非難が起つて參つたものと私は斯様に考へて居るのであります(「ヒヤ〜」)何故斯る違反行爲、脱法行爲をして居るかと言へば、組合自體に於きましては、或は此法規を誤解して其行爲を別に違反行爲とも、或は脱法行爲とも考へずにやつて居る組合もあるやうに私は考へますし、又一部には自ら脱法行爲と考へ、違反行爲なりと信じて、敢て此事業を經營致して居るものもあると思ふのであります、是は要するに監督の立場にある者が、其組合の指導に當つて唯餘りに經驗のない無自覺者を糾合して組合を拵へて急激に之を結合の本旨に向けて發達せしめたいと云ふやうな立場から、或は指導を誤つて居つた結果ではあるまいかと考へる、故に若し監督官が此組合を指導と同時に徹底したる所の取締をやつて參つた來たならば、斯る脱法行爲、或は違反行爲と云ふものは、今全國に叫ばれて居るやうな多數に上ることはなかつた

であらう、要するに其取締の不徹底、其指導を誤つた結果ではあるまいかと私は考へて居るのであります、併し今日まで其脱法行爲をやつたものを處罰する譯にも参りませぬ、又違反をしたことを取返すことも出来得られないのであります、將來此組合を指導監督する上に於きまして政府は如何なる考を有つて居られるが、過日農林大臣の同僚に對する御答辯中には、農林省に於ては是等産業組合を監督する経費が極めて少額で、十分なる取締をすることが出来ない、甚だ遺憾である斯う云ふ風に御答辯されて居りますが、斯様な事態を惹起した以上は、徹底したる取締を爲さなければならぬと考へるのであります、私の意見を申述べて政府の所見を伺ひたいと思ふのであります、即ち販賣組合、或は購買組合、其他の組合を指導監督する爲に専任の監督官を各府縣に一名宛位御設けになつて、さうして正常なる組合の發達と、是が取締を徹底せしむる考を御有ちになりませぬか、私は其所見を承りたい、同時に切に是が實現を希望するものであります

○山崎國務大臣 服部君の御意見は非常に有益に拜聴致したのであります、今日仰せの如く反産運動と申しますか、左様な現象の現れて居りますことは、私共も懸念を致して居る點であります、併ながら經濟上の利害の立場に立つて色々な意見の違ひは兎角斯様なものには附纏ひたがるものであります、仰せの如く産業組合に違法或は間違等のことがあると云ふことも、或は多少の原因と相成つて居

りませうが、必しもそれのみとも私共考へないのであります、併ながら一面に産業組合の使命に鑑みまして、其堅實なる發達を冀ふことに於ては、服部君と同様の考を有つて居るのであります、隨て又一面には違法又は脱法等の事があつて、世間の正當なる非難を蒙ることのないやうに努めて行かなければならぬことは、仰せの通りであります、只今御述になりました指導上必要なる監督官等を設けますることは、至極の事であると考へて居るのであります、及ばながら其實現に對しまして十分努力を致したいと考へて居ります

○服部委員 産業組合たる販賣組合の事業に對しまして、政府が御執りになつて居ります御方針を承りたいと思ひます、販賣組合は私が申す迄もなく組合員の生産したる物を共同して之に加工し、或は加工せずして販賣すると云ふことが販賣組合の最大使命であることは申す迄もないのであります、然るに全國の組合の中に於きましては、組合員以外の生産致しましたる物を買取り、之を組合員及組合員以外に販賣を致して居る、他人に販賣して居る事實があるのであります、買取販賣と云ふことを政府は原則として御認になつて居るのであります、先づ此點を御伺したいと思ふのであります

○山崎國務大臣 購買組合等に於きまして、員外の者に對する販賣等に付ては十分取締を致して居る

積りであります、尙又只今仰せになりました買取販賣と云ふことは、之を認めない方針を以て指導をして居るのでありますが、往々にして御述になりましたやうな組合の使命の範圍を超越したやうな事に對しましては、前段申上げました趣意に依りまして十分の監督を勵行して行きたいと考へて居ります

○服部委員 政府が今日まで或る販賣組合に對しましては、其定款に於きまして買取販賣を御認になつて居るものが幾多あるのでありますが、是は只今の大臣の御答辯の趣旨と多少違ひを生ずるやうに考へるのであります、此際一應御尋して置きたいと思ひます

○山崎國務大臣 特殊の地方に於ては、特殊事情に依つて左様な事を例外を認める必要がある場合が絶対にないとは申されませぬが、只今係の者にも尋ねましたが、左様な事は出来るだけないやうに致して指導をして居る、斯う云ふことであります

○服部委員 買取販賣と云ふことを御認になりまると云ふと、隨て今日社會でやかましく叫ばれて居ります所のやうな事が出来て來ること、私は思ふのであります、故に買取販賣と云ふことは、販賣組合の第一條の目的が組合員の生産したる物を共同販賣をする、無論之には加工をするし、加工をしないでも構はないと云ふことが原則になつて居るのであります、何時頃から原則と云ふものを御破

りになつて、地方の産業組合に買取販賣と云ふことを御認になつたのであります、此點を御伺致して置きたい

○山崎國務大臣 其點は特殊の必要がある特殊の地方に於ては、此制度の設けられました當初から、左様な取扱になつて居るさうであります、此頃は漸次それを減少致して行つて、成るべく廢めさせて行く、斯う云ふやうな方針を以て指導を致して居ると云ふことであります

○服部委員 此自治管理案を廻りまして、米穀商人は特に白米の小賣と云ふことに付きまして、非常に反對を致して居ることは、大臣も御承知であらうと思ひます、併ながら私は組合員の生産したる物を白米に致しまして、之を卸すにしても、或は小賣にしても、是は幾らやつても私は米穀商人から苦情が言ひ得られない、斯様に私は考へて居りますが、本議場に於きまして過般來本案を中心と致しまして、審議を進められて居る中には、同僚委員諸君よりも此點に論及せられまして、當局の意見を承られたのであります、過日農林大臣の御答辯中に多少此組合の精米販賣と云ふことを限定するやうな風に、私が聽誤つたのであります、左様に考へましたものがあるのであります、又是は時事新報であつたかと思ひますが、産業組合の白米小賣制限、或は米穀商の組合を設立せしめて、一括賣却せしめるやうなことを農林大臣が言明されたやうに報道致して居りますが、私は若し斯う云ふ事を

大臣から御発表になり、或は言明されたと致しますならば、今日の農村の産業組合は、自己の生産した物を加工し、加工せずして賣ると云ふ大なる使命を抑へられてしまふと、私は斯様に考へるのがあります、又今日農林大臣は盛に農漁山村の工業化を叫ばれて居ります、私共は今日の農漁山村の經濟状態から見まして、農村の或る程度の工業化は是非やつて戴きたい、斯様に考へて居りますが、自己の生産したる所の生産物に對して、加工し、又は加工せずして賣ると云ふことに幾分でも掣肘を加へられると云ふが如きことがありますれば、是は其目的を達する上に於きましても甚だ遺憾であり、差支を來し、而も産業組合を發達せしむる餘地が非常に狭くなつて參ると、斯様に考へるのであります、私は産業組合の販賣組合に對して、白米にして賣ることはならぬと云ふが如きことがありますれば、斷乎として反對せざるを得ないと思ふのでありますが、此點に對しまして農林大臣の所見を伺つて見たいと思ふのであります

○山崎國務大臣 服部君の非常に組合に對する御理解ある御言葉を伺ふことは、私欣快と致します、産業組合は仰せの通り農村に取つて重大使命を有つて居る組織であります、度々申し上げますやうに、其健全なる發達を企圖致して參らなければならぬのであります、隨て一部には色々議論がありますけれども、産業組合それ自體の健全なる發達は、私は飽迄期して參らなければならぬと考へて居りま

す、唯茲に考慮を運らすべき問題は、今日の現狀に鑑みまして米穀取扱業者と生産者の團體との間に相當の協調を途を考へて行くと云ふことは、是は又他の意味に於て必要であります、組合自體の使命に付ての服部君の御考方には、私は變つた反對意見は有たぬのであります

○服部委員 其點を承りまして非常に安心を致したのであります、併ながら買取販賣と云ふことに付きましては、組合が私に對して加工し之を販賣し得る、非常なる可能性を持たしむるのであります、大體販賣組合の中の精米を取扱つて居る組合を調査致して見ますと云ふと、眞に自己の生産したものに對して加工して販賣を致して居るかと申しますと、事實は全く之に反して居るのであります、其大部分が買取米を精白致して、之を市場に賣出して居るのであります、それで組合員の生産でありませうが、或は組合員以外のものでありませうが、之を買取つて、白米にして賣る、それは何として一つの營業行爲であると認めなければならぬと考へるのであります、若し此買取米と云ふことを禁止致しまするならば、今日米商人が恐れて居りますやうな現象は、私は絶對に出ないと考へて居るのであります、而も産業組合の第一條の目的が自己の生産した物を加工し及加工せずして共同販賣すると云ふことが組合の大使命であります以上は、當然私は此買取販賣を抑へることが、白米の小賣を禁止すると云ふやうな卑屈な考を持つよりもつと合理的に地方の産業組合たる販賣組合の白米の販賣

と云ふものを制限することが十分に出来ると思ふ、何故かと申しますれば、今日の産業組合の組合員は、自己の生産した所の物を無條件で持寄つて、共同して之を加工し、而して之を共同して販賣し、さうして販賣した價格に依つて玄米なら玄米と云ふものに割當て、代金を支拂つて居るかと申しますと、事實はさうではないのであります、全部組合員のもを一時買取つてしまつて、さうして組合自體が之に加工致しまして販賣を致して居ると云ふのが今日の實情でありますから、買取販賣と云ふことを抑へるならば、露骨な小賣の販賣を禁止すると云ふやうな卑屈な方法を執らなくても、合理的に之を抑へることが出来るかと考へて居りますが、政府の所見を承つて見たいと思ふのであります

○山崎國務大臣 非常に有益なる御意見と致しまして、十分尊重して考慮致したいと思ひます

○服部委員 私は現在定款を許可され、さうして買取を致しまして、精白をして販賣致して居る組合に對しては、洵に氣の毒な考を有つのであります、健全なる組合の發達を庶幾し得るならば、斯う云ふ危険を伴ふやうな買取販賣と云ふことは、今後絶対に御禁止なさるが宜しいと考へて居るのであります(後略)

○服部委員 (前略)最後に政府の持米の拂下の手續に付て、ありまするが、地方の商人なり、組合なり、其他が拂下を受ける時には、相當長い日數を要しまして非常に迷惑をする、殊に産業組合だとか、

或は府縣と云ふものに拂下げる場合には、極めて手數は掛らぬが、一般商人が拂下げを受ける場合には、非常に面倒な手續を要して、非常に商機を逸すると云ふ苦情が、相當地方にあるのであります、之に對しましては將來政府も拂下を爲さる場合に於きましては、産業組合とは云はず、或は又商人と云はず、出来るだけ敏速に手續をしてやる必要だと思ひます、此點希望を申上げて置きます

それから是も組合のどうも違反行爲と云ひますか、脱法行爲と申しまするか、過日來米商人なり、其他の關係の團體から發行して居りまする「パンフレット」を見ますると云ふと、可なり滋賀縣を中心として、さう云ふやうな事が多いのであります、特に滋賀縣に於てさう云ふ事が大きな問題になつて居る、と云ふのは、滋賀縣に一つの組合があつて其組合が約一年に二萬俵餘りの米を精白して之を町へ賣出し、或は又消費團體其他の方面に賣出して居ると云ふことが、非常に中心の問題になつて居るのであります、其以外にも多少さう云ふやうなものがあるだらうと思ひますが、まあ代表的なものは斯様なものであらうと思ふのであります、併し此組合に於きましても、どつちかと云ふと危険を冒してやつて居るやうな事情であると云ふやうなことを今日組合の理事者は言つて居るやうな状態でありますからして、それは宜いと致しましても、昨年六月頃に全販聯の東京の馬越某から大阪所在の倉庫に委託してあつた所の七年産米を全販聯が京都の支所の手を経て、滋賀縣の蒲生郡の桐原村に賣

却した所が、同組合が其賣却を受けた趣旨は、一寸私は承知致さないのではありませんが、其受けた所の玄米を直ちに其儘京都の某商店に賣却してしまつたと云ふやうな行爲のあることが、非常に世間を騒がして居る問題でありますからして、將來是等の點に付きましては御注意を願ひたいと思ひます、以上の希望を述べまして私の質問を終ります

第十三回 (三月十四日)

○坂東委員 (前略)私は續いて農林大臣に御伺致します、産業組合の指揮監督に關する指導精神を御伺して見たいと思ひます、吾々は從來農林當局の其指導精神に對しては多くの疑問を有つて居ります、何故ならば農林當局は産業組合を以て即ち農村救済、農村振興の一の殿堂であるかの如く、或は金科玉條のやうに考へて居りますけれども、私は然らざる點があることを實見して居ります、其點から御伺しますが、其一例を申し上げますならば、從來豫算委員會等に於て屢々中央金庫の役員連中の俸給を御伺し、其材料提出を迫つたことがあるが、どうしても政府は出さない、是はをかしい、政府が出資を爲し、政府が監督をし、而して農村の資金供給の所謂中樞機關であり、農村振興の爲には必要缺くべからざるものである、それを政府が監督して、さうして活用して居ると云ふことは申すまでもない、其役員の俸給を調べて報告しないと云ふことはどう云ふ氣持から起るのでありますか、それを一つ御伺したい

○山崎國務大臣 産業組合聯合會の主事であるとか、其外の俸給に付ての御質問は、臨時議會の委員會にもございまして、從來は大藏省關係、其他個人の俸給の關係でありますから、餘り發表せぬと云ふこととして居つたらしいのですけれども、私は出したら宜いぢやないかと申しまして、初め出すことに進んで居つた中に會期が過ぎました、無論差上げて宜いと思ひます、何もさう隠して置くべきことではないのですから無論差上げます

○坂東委員 吾々が之を聴く所以はどうかと申しますと、詰り中央金庫役員の俸給と、其他の待遇は延いて一萬四千の産業組合の經營方針に影響するからであります、例へば中央金庫が所謂篤志家を以てやると云ふやうな、さう云ふ道徳的或は宗教的の信念を以て經營しまするならば、隨て其下にある一萬四千何ぼの産業組合は其趣意を以てやることになる、然るに之に反して中央金庫、其他の産業中樞機關の役員の俸給が高給である、さうして立派な官吏よりも多いやうな高給を貰つてやるならば、隨て全國産業組合の經營が會社的になり營業的になるのは免れない、さう云ふことを引用して吾々は之を要求した譯である、然るに先刻山崎農林大臣は之を出すと云ふことで洵に結構であるが、それを

御出し下さる以前に私から申上げませう、産業組合中央金庫の理事長が年俸二萬圓、副理事長が一萬五千圓、理事が一萬二千圓、退職金は甲が六萬圓、乙が四萬五千圓、丙が七萬圓、丁が三萬五千圓、全購聯の會長が二萬五千圓専務が七千五百圓、他に専務が二人ある各々二千五百圓、全販聯の會長が七千圓、此七千圓の外に他から又二千五百圓入るから九千五百圓である、専務が一萬圓で四人ある、さうして主事級が地方へ出ると、一日に二十圓の旅費を出す譯である、私は此役員個人に對しましては敬意を表する、立派な人物であるから、個人の攻撃はしない、併し之を他の官吏の俸給に比較すると實に多い、大臣以上である、此様な所謂高給主義を以てやると云ふことは、結局は其下にある所の産業組合に影響をして營利的ならしめる、現在全國の産業組合の殆ど大部分は高給主義である、隨て經費が掛る、經費の掛る結果としてどうしても農民に有利な經營が出来ない、斯う云ふことになる、隨て是等の點に付て更に農林大臣の御所見を御伺したい

○山崎國務大臣 坂東君は能く事情を御承知の上の御質問でございます、御質問に對して決して彼此れ申上げる譯ではありませぬが、實は是等の機關の手當と云ふやうなものは、矢張其機關の總代會とか云ふか、何と云ふか、さう云ふ會の決議に依つて手當金額が定まりまして、それを農林省に届出でることに相成つて居るのであります、唯中央金庫だけは農林省の認可を要することになつて居りま

す、大體自治機關で決めて報告をするか、認可を受ける、斯う云ふことになつて居ります、尙又沿革を調べて見ると、創立以來詰り其例ですつと推して來て居るさうであります、之に付て色々御議論はあることでございますが、是等の方々も非常に熱心に、極めて眞面目に、職務を執つて居られる譯でありますから、私は斯様に率直に、ざつくばらんな御話を申上げるのであります、若し考ふべき點があれば、他の機會に考ふべきが穩かではないか、今何か反産運動と云つたやうな事で喧しい時分に、さう云ふやうな事を彼此れと考へることもどうかと、是は私の一つの微衷であります、實はさう云ふ氣持を有つて居るのであります、御議論は御議論として能く拜聴して置きますが、殆ど創立以來さう云ふ風な沿革で來て居るさうであります、是は御參考までに申上げて置きます

○坂東委員 微衷は能く分ります、今直ぐに農林大臣が干渉をして俸給を下げることの出来ないことは十分御察し申上げますが、さう云ふ途方もない高給主義と申しますか、さう云ふ主義が他の産業組合、一般の日本全體の産業組合役員連中に對して反映しはせぬか、換言すれば營利的になり會社的なる、さう云ふ影響はないかと云ふことを尙ほ一應御伺したい

○山崎國務大臣 先刻申上げましたやうに、是等の機關の創立の當初から、其金額で來て居ると云ふ永年の仕來りて進んで參つて居るのであります、隨てそれを今一點御參考に頭に置いて戴きたいと云

ふことは、さう云ふ建前を執りましたが、賞與と云ふものはなくなつたさうであります、詰り俸給打切の主義で、退職する時の手當は別であります、外の會社みたやうに半期々々の「ボーナス」と云ふものは、是は一文も出ないで、全部俸給で押へてある、斯う云ふことに私は承知致して居ります、之に付ての御議論は一つ御議論として謹んで拜聴致して置きたいと思ひます

○坂東委員 組織それ自體は無論法律でありますから、其法律には別に缺點はないと思ひますが、併し實際に於ては農林當局の諸君が考へて居りますやうに、さう農村振興の殿堂にはなつて居らないのであります、私は参考の爲に二三其事實を申し上げます、元來中央金庫を初め中央の機關が、今申し上げましたやうな、所謂高給主義と申しませうか、殆ど營利的な方針を立てますから、殆ど全部の産業組合がそれに倣つて居ります、隨て経費が多く、其経費を補ふ爲には、或は物を高く賣らなければならぬ、低利資金は少いから高利の金を借る、弊害百出して居る状態であります、私はそれを遺憾に思ふ、政府が事實に當つて十分産業組合を検討しなければ其本來の目的を達することが出來ないと云ふのが實情であります、私の知つて居る實情を二三申し上げます、それは北海道廳が農林省或は内務省の指揮方針に従つて、産業組合を無論監督して居りますが、其北海道廳の指揮指導の爲に、却て數十萬の損害を生じた所の事實があることを申し上げます、斯うである、即ち十數年前であります、北海道の澱

粉産地の多寄村であります、其處には數十萬の澱粉が出來ます、其當時の政府の方針としては、澱粉が高くなるから作れ、賣るなど云ふので低利資金を供給し、産業組合は組合員のもを全部預つて持つて居りますと云ふと、何ぞ知らんや、大損害を蒙つて、終ひには産業組合が潰れてしまつた、無くなつてしまつた、是は政府の方針が、唯物を貯藏して居りさへすれば高くなると云ふ迷信の爲に、何でもかでも貯藏さすと云ふ方針から、さう云ふやうな結果を生じて居るのであります、其外産業組合の白米販賣に對する所の實例を申し上げます、それは北海道の或る模範村で、而も模範村長のある村であります、其處には産業組合がありました、其産業組合では白米を搗精してそれを賣つて居ります、所が其白米の値段が市中のものよりは高い場合があり安い場合がある、詰り變りがないのであります、隨て市中より安い場合には組合員は買ひますが、高い場合は買はないと云ふので、其産業組合は困切つて居る、資金を投じて居りますから廢めるにも廢められないで、非常に困切つて居ると云ふ事實がありました、恐らくは他の組合に於きましても矢張白米搗精をやつて居る所は大同小異である、それを農林當局は何でも生産者から直ぐ消費者に配給するが宜しい、其方が利益があるやうな理論に囚はれて居ります、理論から行けばさうであるが、實際はさうではない、又産業組合萬能で、非常に弊害を生じて居るやうな事實がある、それは十勝國河東郡御影村の例です、其處には四十何名使

つて居る大きな産業組合が存在し居ります、さうして百何十戸の市街がありますが、其市街の大部分は空家となつて居る、産業組合の經營者に聽きますといやどうも困つたこんなものを拵へて困つたと歎息して居る、村長の門を敲けば村長曰く税金はと言へば商人がなくなつて税金が減じて困つて居る、斯う云ふ實情がチャンと生じて居る、先程申しました澱粉で損害を生じた村では、昨日村長がこちらに來て居りますが、其村長が曰く、俺の村は今幸にして産業組合がなくなつて好かつた、今後も作らない積りであると言つて居る、現在如何でありますか、昨年の北海道の凶作に遭つて、宗谷線沿線の十數箇村は實に一割二分しか收穫がない、それで粃を貸すのでありますが、北海道産業組合聯合會が、宗谷線沿線の産業組合には現在村長の保證がなければ粃を貸さない、即ち親分が乾兒に貸さない、それで見ても産業組合が農林當局が信じて居るやうにさう堅實なものでもなければ、さう大した利益も擧げて居らないと云ふことが分る、農林當局が十分に産業組合のことを検討して見れば、漫然と農村振興の殿堂であると即断することは早いのであります、隨て賢明なる山崎農林大臣は是等の再検討に對しまして、必ずや大なる抱負があると信じますので、此際一つ御聽かせを願ひたい

○山崎國務大臣 仰せのやうな例が無論あるであらうと思ひます、兎角如何なる制度でありましても運用宜しきを得なければいかぬ譯であります、又我國の各方面に左様な公共の組織と云ふものが、單

り産業組合のみでなく、有ゆる方面に於て遺憾な點がないとは申されぬことは、残念な事でありませうけれども、是は要するに社會全體のことでありませうので、洵に遺憾なことでありますが、併ながら度々申上げますやうに、産業組合と云ふものは重要な使命を有つて居りますので、飽まで是が弊を是正を致し、堅實なる發展に之を指導致して行くと云ふことは非常に大切な事であると思ふのであります、でありますから先日の服部君の御意見の中にもありましたやうに、或は之に對しまして各府縣に監督指導の機關を完備致すと云ふことも一つの方法でありませうし、又中央に於ける指導監督の機關も、實は甚だ是は手薄であるのであります、是等に付ても相當考慮を致して居りますが、尙又單に役人を殖やすと云ふことだけでは、斯様な事はいかぬのでありまして、私及ばずながら一つ議會でも濟みましたならば、少し其問題に付ては力を入れて見たい、斯う考へて居りますが、併ながら要するに斯様な事は中央、地方の一種の自治機關でありますので、御氣付きの點で役所に注意すべきことは一つどうぞ遠慮なく御注意を願ひ、又皆さんのやうな各地方に於て指導的地位を御有ちになつて居ります各位に於きましても、どうか一つ御心配、御協力を願ふことを得れば、大變仕合せだと考へて居ります

○坂東委員 私考へるのに此法律は詰り産業組合の一つの強化の方法であると云ふことは疑ひな

い、私も産業組合は農村の必要なる機關であると云ふことはもう同感であります、併ながら私の信ずる範圍内に於て、私の知り得る範圍内に於ては大小弊害のない處はない、現に私の知つて居る産業組合の重役は數萬圓を胡麻化して今年に行つて居る、斯う云ふ事は全國に澤山ある、隨て産業組合の強化の一つの方法であるならば、先以て産業組合と云ふもの、再檢討是正を圖つて十分に立派な堅實なものにして、さうして強化する方が適當でないかと云ふ氣も致すのであります、それは参考に申し上げます

然らば一體どう云ふ形に依つて非常な弊害があるかと云ふことの更に其内容を分類して私は申し上げる、それは産業組合の重役で——今はやつて居りませぬが、其人の自身の實驗に基いて調べたものを基礎にして申上げますから間違はありませぬ、信用の部に於ては先づ第一番には貸付の不當なことが屢々ある、運動、情實に依つて貸すと云ふことは全國的である、之を調べました所の重役もさう云ふことを實驗した人であるかも知れませぬ、隨て回収の不能が非常に多い、是も全國的である、其實例は——是は名前は略しますが、隨て殆ど全部は今洗へば倒産するより外ない位なものである、購買の部に於ては、組員外の販賣は殆ど常習的に行はれて居るのであります、組員外の者に購買品を販賣利用せしむる弊害と云ふものは、是は一地方ばかりではありませぬ、殆ど全國的である、甚しいも

のになると、石炭を買入れて石炭の小賣業者に販賣して居るものも澤山ある、又直接農家に必要のあの品物を扱ひ、日用の食料品なら宜しいのでありますけれども、蓄音機から「レコード」から、宿屋をして居るものもある、出来ないものは煙草賣ばかりである、煙草以外は何でも出来ると言つて豪語して居ります、而して實際に於ても何でもやつて居ると云ふやうな譯である、所が士族の商賣で、根が農家の役員でありますから、商賣の知識がない、隨て物を高く買ふ場合もありますし、隨て賣残が澤山生じて来る、それから時間制度であります、勿論組員が全部組合に寄るとは申しながら、時間制度でありますから、物を買ひたいと思つても、時間外では買へないと云ふのは申す迄もないことでもあります、詰り産業組合は殆ど御役所式であると云ふことに非常に不都合がある、隨て現在産業組合が稱へまするやうに、産業組合萬能、産業組合的の社會と云ふものが出来まするならば、非常な弊害が生ずる、非常に不便であると云ふことも類推し得るのであります、次には粗悪品を高値で買はされる場合がある、仕入れる者が素人であるから、高く買はされる弊害がある、又強制的購買の弊害がある、肥料なれば毎年十一月頃翌年使用の量の申込書を取る、翌年三四月現品來るも値段が判明しない肥料を使用済後値段を發表することが屢々ある、詰り肥料を農民に配布しますが、値段を知らない使つた後に於て初めて値段を知らず爲に、商人よりは高い肥料を買ふと云ふことが屢々あると云ふこと

は事實であつて少しも間違はない、所が役員と云ふやうな連中は、産業組合の一種の特権階級のやうな地位に在る、さう云ふ氣持をして居るから産業組合の金を密に使用することなどもある、恐らく産業組合の役員で疑獄等に掛かつて居る者は現在數十名、數百名あるかも知れぬと考へる、隨て此缺陷を補ふ爲には何をするか、即ち密に其金を利用して自分自ら高利を以て貸し、自分自ら投機的の仕事をするに云ふことが澤山ある、吾々が此實情を見ますと云ふと産業組合は農林當局が考へて居るやうな萬能なものでなければ、それ程非常に農民に利益を與へて居るものでもない、又一つ農林當局の御参考に供さなければならぬことは、農林當局は漫然と信用組合の預金若くは貸付金の金額の多いことを以て事業が盛であると考へて居る、購買金額の非常に多いことを以て非常な發展と考へて居るが、さうばかりではない、産業組合なかりせば、甲と云ふ農民は百圓の物を買つて居つたのでありますが、産業組合が出来た爲に吾々の組合であると云ふ考からどん／＼物を買ひます、隨てそれが百五十圓となり二百圓となる、換言すれば物が多少安くても購買の金額が殖えます結果農村は却て困つて居ることがある事實を知つて居ります、是は或る模範組合でもさうである、是は事實を知つて居ります、其模範組合長が今東京に来て居りますが、其やうに検討して参りますならば弊害があるのみならず大した利益はない、却て損害があると云ふことは、どうしてもお互に研究しなければならぬ、隨

て是等の點に對しては唯漫然と考へないで、具體的に研究して大に之を是正して行かなければならぬと思ひますが、更に具體的御意見を賢明なる山崎農林大臣から伺ひたい

○山崎國務大臣 坂東君は産業組合の弊を是正して、堅實なる發達をさせると云ふ御考から、現状に付て憂を御有ちになつて居ること、思ひます、現状に於て仰せのやうな宜しくない事がありますことは、是は遺憾な事であり、昭和九年度の農林省で分つて居ります犯罪となつて居る件數は、起訴人員が二十四名、組合數が十二となつて居りますが、斯様な遺憾なる事の起りますことは洵に残念であります、併し是は先刻申上げましたやうに、要するに社會全體の缺陷の現れでありまして、民間の會社に致しましても、或は公共の團體にしましても、時々斯様な事が出来るのは残念であります、併ながら他の方面がどうだから、産業組合が悪くても宜い、斯う云ふ考は私共は斷然有たないのであります、是正すべき事は飽迄是正して行かなければならぬと云ふことは、坂東君と全く考を同じう致して居るのであります

○坂東委員 之を總括して申しますと、現在の産業組合の弊害と云ふものは結局は政府當局、殊に農林當局の指導が餘り感心しない爲めである、即ち殆どお役所式、或は會社的にやらすからである、政府が堅實なる指導方針の下にやらす、其方針でやらなければ承知をしない、さうすれば否でも應でも

さう云ふことになるから、要するに農林省の監督指導精神と云ふものはどうも面白くないと云ふことに歸著する、其實情の弊を二三申上げて見ると斯う云ふものもあります、一度組合の役員なり或は事務員になりまして洋服を着つけますと、再び農業が手に付かなくなる、是は役員の実験談でありますから間違はない、妻君も、子供も、官吏の妻子のやうな気分になつてしまひ、其子弟も月給取を希望することになる、役員を免せられたる時には、或は土地金融の「ブローカー」となる、或は金融「プロ」、土地「プロ」、選舉「プロ」、雜穀「プロ」、斯う云ふ者になつてしまふ、是は事實です、能く御聽下さい、それから役員の旅費稼ぎ、組合役員が濫に出張する、或は公私を混淆して無暗に出張します、私共の方にもありますが、其常宿は各都市に澤山出来て居ります、尤も宿賃は安いけれども、兎に角旅費稼ぎの爲に澤山出る、其金は全部組合の負擔であり、又組合員たる農民全體の負擔であると云ふことは言ふまでもない、是は要するに政府當局の監督が不十分である、其指導精神が間違つて居るからである、私が最初申上げました通り、中央金庫の役員、其他の中央機關の役員諸君が大臣以上の給料を取ると云ふやうなそんな指導精神を有つて居りますから下の方もさうなる、斯う絶叫しなければならぬ、苟も産業組合の經營は宗教的の信念を以てしなければならぬ、獨逸に於て然りでありませぬ、私の友人が獨逸へ行つた時に或る博士の産業組合の書記長に給料を聞いた、さうすると給料を聞

くなんと云ふことがあるか、自分が産業組合の書記長として居ると云ふことは、給料の爲めちやない、宗教的の觀念からである、産業組合を通じて神に仕へるものである、故に給料を聞くなと言はれたと云ふことであるが、私は其一言に敬服した、獨逸に産業組合が興つたと云ふことは偶然ではない、私は左様な雄大なる精神を以てしなければ日本の産業組合と云ふものは發達しないと思ふ、私はさう云ふ點から故らに中央金庫の役員諸君が漫然と給料を取つて居るのがいけないと言ふのではない、其指導精神に間違つたものが現れて居りますからさう言つたに過ぎないのであります、隨て現在産業組合の振興を策せんとしますならば、政府者たるものは最も雄大なる所の氣象を奮起して皆無給でやると云ふやうな、宗教的の經營をすると云ふ精神で行かなければ、是は成功しない、隨て此弊害の根本である月給取根性、會社根性に對して、私は根本的な改革を加へ、指導精神の根本を變へなければならぬと斯う考へます、尙ほ改めて大臣の御所見を御伺したい

○山崎國務大臣 御意見は十分拜承して置きます、御精神には決して私反對ではありませぬ

○坂東委員 矢張指導精神に關する事ではありますが、是は甚だ委員諸君には御迷惑でありませうが、私は常に考へますのは、農林當局の諸君は、其赤誠は私敬服致しますが、どうも都會に對する認識の點に於て缺けて居りはせぬかと云ふことであります、成程農民諸君は數は多いけれども、農林當局が

政策を實行するに致しましても、矢張都會に對する所の十分な認識がなければならぬ、然るに何ぞや、現在産業組合は濫に都會人の中心たる中小商工業者を敵とする、「生産者より消費者へ」と云ふやうな「スローガン」を出して居る、而も農林當局は漫然として之を見て居る、恰も氣持好いやうな顔付をしてそれを見て居ると云ふ状態である、私はそれは國家の爲にならぬ事であると云ふ點から、都會に對する所の農林省の認識と云ふことを御伺します、改めて内容を申し上げます、農林省は我國の都會に對する認識の點に於て缺くる所があるのではなからうか、何となれば産業組合の宣傳「モットー」とする所は、中間配給機關の排斥であつて、「生産者より消費者へ」と云ふ宣傳文を生命とし、甚しきに至ると、商人階級を搾取階級と稱し、酷いになると、之を油蟲に譬へる不心得者もある、而も是等の宣傳を農林省はまさか知らない筈はないと思ふのでありますけれども、之に對して何等注意忠告を加へることなく、言ふが儘、爲すが儘に委せて置いて、却て之を獎勵推奨するが如き態度であると云ふことは、甚だ不都合であると私は考へる、是は畢竟都會に對する認識を缺く爲めである、斯の如き認識不足を以て農村對策を講ずるならば、其當然の結果として、農村と都會との意思の疎隔を來し、感情の衝突を生じ、階級闘争の觀念を激烈ならしむるものであると云ふことは申すまでもない、否今日既に斯くなつて居る、殊に米穀自治管理法案の提出に依りて一層其勢を激化したことは事實である、別に彼此れ申上げるまでもないのである、此點に付て御所見がありますならば、先づ御伺致します

ある、別に彼此れ申上げるまでもないのである、此點に付て御所見がありますならば、先づ御伺致します

○山崎國務大臣 農林省の事務官諸君が、非常に農村の爲めを考へると云ふことは事實であります、是は農林省と云ふ一省を特設致してあります以上は、寧ろ喜ぶべきことであると思ひます、併ながら國の政治は固より大局を見て行くべきものでありまして、政治の動き、政治全般に關することは、是は甚だ自分で自分のことを申上げるやうであります、大局に付ては私は責任を有つて參つて居る譯でありまして、過なきを期して居る譯であります

○坂東委員 續いて申し上げます、都會の中心基礎を成すものは、言ふ迄もなく商工業者である、其中に最も多數を占めて居るものは何と申しましたも中小商工業者である、是は勿論農林當局も左様に思つて居られるに違ひない、若し都會より中小商工業者を除いてしまつたら、都會は潰滅の外はありませぬ、是は御承知の通りである、故に中小商工業者階級を排撃し、是が絶滅を期するが如き思想は、結局都會の潰滅を祈るに等しいものであると云ふことを斷言する、而も現今一萬四千餘の産業組合に依り、又之に屬する三十萬の産業組合青年團に依つて、全國的に宣傳絶叫せられることは、洵に國家の爲に嘆はしきことである（後略）

○坂東委員（前略） 農林省は矢張り過剰人口と云ふことも十分に研究をして見なければならぬ、農村で生活が出来ない所の過剰人口が、段々都會に出て参りますことは、即ち都會で或る労働をして報酬として金を得てそれに依つて生活するやうになつて来て居るのであります、産業組合の偏狭なる一部の連中が考へますやうに都會の發達は不自然なものではない、農村の過剰人口の收容地が即ち都會である、此點は十分に農林省としても考へなければならぬと思ふのです、即ち過剰人口は殆ど全部都會に轉住して来て居る、後から／＼と殖えて来て現在まで来て居る譯であります、一例を申しますと現在東京の人口は五百六十五萬であるが、明治元年の人口は八十數萬にしか過ぎなかつた、其外の四百何十萬と云ふものは、殆ど農村から来て居り、或は都民に昇格した譯である、都會は農村過剰人口を收容する樂園である、それを思はずして、都會の潰滅を期しても農村を興せと云ふ考を以て、中小商工業者の潰滅を期するやうな思想を以て、産業組合を指導すると云ふことは、非常な間違である、其産業組合の全部とは申しませぬが、頑冥なる間違つた人に拍車を掛けるやうな方針を執ると云ふ農林省の方針が氣に入らない、私はさう云ふ意味から申上げるので、隨て都會の發達は農村を救済する役に立つのであり、農村の餘つた人口を收容して、お互に持ちつ持たれつして發達したものと思ひます、米穀政策其他の農村政策を調節して、農村と都會とを、車の兩輪、鳥の兩翼の關係を以てやらな

ければならぬ、唯何でもかでも農村の方だけをやれば宜いと云ふやうな、こんな指導精神では到底日本の現状を打破することは出来ない（拍手）此點に付て御所見がありますならば御伺して見たい

○山崎國務大臣 社會は連帶であります、隨て双方共に其考のあることが必要であります。

第十四回（昭和十年三月十五日）

○由谷委員 所で此全購聯の最近の肥料に關する事業經營上の事實に關する問題であります、是は主として硫安であります、硫安は御承知のやうに近來非常に高くなつて来て居る、高くなつたと云ふことを世間では斯う言つて居るのであります。全購聯が産業組合法其儘の經營に依らないで、即ち町村購買組合から縣購聯に注文がある、縣購聯が更に之を取纏めて全購聯に注文する、さうして纏つたものを全購聯が世話をして居るのだと云ふやり方になつて居ります、近來では全購聯自身が大體の見當を定め、大體の數量を豫め想定して、それに依つて肥料の購買事業が行はれて居るやうに噂されて居るのであります、春になつてから肥料の高くなつたのは、全購聯が春肥の空賣をして居つた、尤も其空賣にも同情すべき餘地があるやうにも考へられます、即ち滿洲化學の事業が春肥には間に合ふ

と云ふ一つの目標がありましたから、それで或る數量を豫定して、之に依つてそれ〴〵買付をして居つた、然るに事實は滿化の仕事が間に合はなかつた、随て先に各縣購聯に賣つて居るものに對して、全購聯は品物を引渡す責任がありますので、そこに非常な苦痛が起つて參つて、其爲に所謂空賣をしたものを買埋めをしなければならぬやうな狀況に迫つた、随て肥料價格を全購聯の其策動に依つて、無茶苦茶に引上げたと云ふやうな風に、世間では言つて居るのであります、で私此事柄の眞偽よりも、産業組合の監督として、さう云ふ風なやり方が正當に認容して宜いものか、所謂政府の監督取締はさう云ふやり方に對して極めて適正嚴格に活動すべき筋合のものではあるまいか、斯う思ふのであります、其點に對する農林當局の所見を御發表願ひたいのであります

○小濱政府委員 全購聯が産業組合に對する肥料の配給を致しまする場合に、大抵年度の初に大體の計畫を立てるのであります、此計畫は全購聯のみで勝手に立てるのではないのであります、府縣の聯合會で本年度はどの位扱ふと云ふ風な計畫が立ちまして、更に全購聯の方で、それでは扱ふ數量の豫定をどうするかと云ふ風な計畫を立てます、それで府縣の聯合會で計畫を立てますには、各購買組合の取扱ひまする數量を豫定して、申込に依つて立てまして、更に是位の申込だけでも、もう少しあなたの方ではどうせ組合員が肥料を使つて居るのであるから、それは組合を通じて買ふやうにした

らどうかと云ふやうな指導及勸誘をして、計畫を立て場合もあります、で全購聯の立てまする計畫と云ふものは、独自の架空の計畫に非ずして、府縣の聯合會とも相談を致しまして大體本年度は硫安は幾ら扱ふ、過燐酸は幾ら扱ふと云ふ計畫を立てまして、それに基きまして御承知の通り肥料の需要は一月から六月位まではずつとございます、其月々に配給を致さなくちやなりませんから、豫定を致しまして、豫定を決めて配給を致して居るのであります、で全購聯と致しましても、地方の縣の聯合會に配給致しまする數量を豫定致しまして、其數量を豫定致しますに當つては、何處から幾ら買ふ、何處から幾ら買ふと云ふやうなことで、計畫を立て、參るのであります、御示しのやうに滿洲化學から買入れるべき豫定で居りましたものが、製造が間に合ひませぬと云ふやうな關係から致しまして、全購聯の手に入りまする肥料は計畫の通りに入らなかつたので、一般の市場から更に買はなければならぬと云ふ状態に立至つたと承知致して居ります

○由谷委員 此春肥の問題を中心にして、全購聯は非常な「デマ」の嵐の中に立つて居る、是は獨り硫安のみならず、大豆粕或は魚肥等の肥料を通じて、色々な思惑があつた其總額が或は三十萬圓とも言ひ、五十萬圓とも言ひ、百萬圓と言ふ人もありますが、幾ら損をさせようとも結局缺損があるに相違ないのであります、其缺損は全購聯の立場に於て、如何に補填することになるでございませうか、

其補填方法等に付ては、別に農林省の所謂監督取締の範圍から無關係のものであるか、補填方法如何、又補填に付ては、農林省は何も干渉する權利なきや、此二點の御答辯を願ひます

○小平政府委員 産業組合又は産業組合聯合會が聯合會の事業の經營上、損失を致した場合の補填方法に付きましては、産業組合自體、聯合會自體の監督行政として十分な取締をして居ります、此補填方法、若し損失があつた場合の個々の聯合會、組合に付きまして、具體的補填方法に付きましては、其都度監督官廳が適正な補填方法を命ずることはある譯であります、組合の聯合會自體に監督官廳から適正な方法を命ずる場合もあります、一般的に私の方の監督としては十分な監督をして居る次第であります

○由谷委員 只今更生部長の御答辯を其儘信用して置きます、洵に結構であります、間違のないやうに希望するに止めます、そこで私がさう云ふ問題を愚圖々々言ふのも結局農村農民の立場から見てもさう云ふ色々な中央機關、或は聯合會の行過ぎや間違が、農民自體の頭に掛つて來ることを心配する意味から質問するのでありますが、此問題を米の問題、自治管理法の問題と結んで質問して置きたいのです、言ふ迄もなく農林省は後藤前農相の農村運動即産業組合と云ふ考方から、此二三年産業組合運動が非常に發展して來ました、殊に農林省の指導精神として、所謂四種組合を主として纏めて行く

と云ふ方針であると思ふ、其計畫も擴充發展せるやに聞いて居りますが、是も結構でせう、所が今度米穀自治管理法で産業組合の販賣組合が貯藏者の要求に依つて政府の融通資金の取次をすることになつて居ります、所が今日では我國の農村では殆ど大部分とは申しませぬが、相當部分が産業組合の組合員であります、此組合員は自然長い間の取引關係に於て、或は信用組合から相當な負債を負うて居る、或は購買組合から肥料代其他各般の買付代金の支拂がある、其場合に今度の自治管理法で米を貯藏して、米に對する融通を受ける際に於て、村の比較的大きくない産業組合の事務所の中で、信用組合も机を並べて居り、購買組合も机を並べて居る、其處で今度出來た新しい机で自治管理法の貯藏米の資金を融通する場合に、ちよつと待つて呉れ、お前には貸金の利子の滞りがある、肥料代の滞りが幾らある、それを拂つて呉れと云ふ場合が、必然起つて來ると思ふ、現に是は私の想像でなくして、例へば組合製絲に繭を供繭して假渡金を取る時に、直ぐ隣の机の信用組合の人、購買組合員の人が、假渡金の差引を要求して居ることは始終あります、此場合御参考に申上げて置きますが、是は先達ての讀賣新聞の記事であります、今度米穀の自治管理法をするに付て、産業組合が非常に發展すると云ふ前提の下に書かれて居りますが、新潟に於ては二十萬戸の農家の中で、信用組合に負債の無い者は僅に三四千戸に過ぎない、貧農の貯藏米は舊債に壓迫せられ、或は差引せらるゝ危険を感じて、農民が非

常に苦んで居ると云ふ記事もあつた、此場合貯蔵米低利資金も、法律には信用組合の仕事でありませぬから、全然區別せらるべきであります、其處の事務所が一つであり、産業組合關係の計算が共通である爲に、今の危険が果してないかどうか、農林當局は十分それを是正し防衛する方針を御執りになりますかどうかをはつきり御説明願ひます

○荷見政府委員 此販賣組合が米穀統制組合の事業の代行を致します場合の取扱金は全然資格を別にしてやつて居るのでありますから、さう云ふものが取扱ふ低利資金を古い債權の辨済に充てると云ふやうなことはさせないやうに十分注意致して居ります

○河野委員 議事進行に付て一言申し上げます、只今由谷委員の質問の中に全購聯が最近肥料の取引の中に於て、非常なる缺損を産むのではないかと云ふやうな噂がある、さう云ふ懸念があると云ふやうな誤解を吾々に産ましめるやうな御質問があつたのであります、是は事實の如何に依つては相當影響する所も多いのでございます、又同時に噂にしるさう云ふ事が他に傳はることは、産業組合系統の團體から見ると非常に重大な問題であります、さう云ふ御話が此席に於て出ました以上は、監督官廳たる農林當局は、只今の更生部長の御答辯のやうな單なる事務的な御答辯でなしに、事實さう云ふ事があるのか無いのかと云ふことを明確に御答辯願ひまして、さうして之に對する誤解を一掃するとか若

しあるならばそれに對する態度をはつきりすると云ふことを爲さなければ、産業組合の將來に對して、非常な悪影響を及ぼすものと私は考へます、此際委員長を通じて、政府當局から重ねて之に對する明確なる御答辯をなさらんことを要求致します

○野中委員 私も河野委員と同じ事で委員長を通じて御伺したい、今河野委員の言はれました通り、さう云ふ噂があるのであります、あるばかりでなくて、最近滿洲化學肥料株式会社に對する所の硫酸「アムモニア」の契約違反の行爲に依りまして事實全購聯に於きましては硫酸「アムモニア」の供給を受けて居りませぬ、而して其結果内地に於て買埋をして居る現實にあります、其爲に最近に於きましては滿洲化學肥料株式會社に向ひまして、三十萬圓の違約金の請求を致して居ると云ふ話を聞いて居ります、果してさう云ふ事實ありや否や、若しあるとするならば、今河野委員の言はれました通り、購買組合或は販賣組合それ自身が、農村の利益を齎すものであるかどうかと云ふ、本質論的にも研究すべきものと思ひますから、其事實ありや否や、ありとすればそれを如何に處分をするか、或は其損失を補填するか、斯う云ふ意味合に於ける所の詳しい當局の意嚮を委員長を通じて御伺したいと思ひます

○小濱政府委員 全購聯が肥料を買入れまする數量が不足して、非常に今年度に於て損をするのぢや

ないかと云ふ風なことが噂に上つて居ると云ふ御話でございしますが、全購聯がそんなに損をすると云ふ風な心配は、今私達の承知して居る範圍に於て有つて居りませぬ

○野中委員 さう云ふ御答辯があるだらうと思ひました、さればこう私共の此委員會の劈頭に當りまして、昨年十月以降全購聯、或は縣購聯或は産業組合が、此肥料の取扱に對して、幾何の賣渡或は買入の契約を致して居るか、其契約書が必ずや農林省には出て居るであらう、それでありませうから其契約書、或は契約書でなくても、買入に對する所の書類の届出を私共が見るならば、一目瞭然、損失ありや或は利益ありや、或は眞に此購買組合と云ふものが、各産業團體の委託を受けて行爲をして居るのであるかどうかと云ふことが、瞭然するのであります、然るに未だに其參考資料の提出がありません、恐らく此參考資料の提出がないのは、斯う云ふ臭い物を隠すが爲に、故らに出さないのではないかと疑はれても已むを得ない事ではないかと思ひます(後略)

第十五回 (三月十六日)

○由谷委員 (前略)此産業組合問題に對しましては、昨日私も事務的には色々の事實を指摘して聽いて置きました、唯農林大臣の立場に於て聽いて置きたいことは、是はまだ資料が出ませぬから、具體的の數字を申上げることが出来ませぬけれども、所謂産業組合運動が今日では其運動の陣營に大名、貴族を作つて來た、産業組合大名、産業組合貴族、此産業組合を蝕む所の貴族大名を放逐しろ、是は實は産業組合青年聯盟の中に於ても論議されつゝある問題であります、況や産業組合に對立關係のある商權運動方面に於ては、此組合の大名貴族の存在に對しましては、火のやうな反感を燃して居る、或る一人の人が、或る事業に携つて、さうして百萬圓の報酬を貰はうが、千萬圓の報酬を貰はうが、個人の報酬を彼此申すのちやありませぬ、唯産業組合は、即ち何處までも共存同榮、産業組合の「モットー」たる共存同榮隣保共助、お互の營利觀念を排撃して、所謂社會共同の事業をやつて行かうと云ふのであります、是が産業組合の一つの精神である、此精神あるが故に吾々は産業組合に滿幅の賛成と敬意を拂つて居るのであります、然るに現實は此産業組合本來の精神を冒瀆して、そこに貴族大名が生れて來た、是は獨り月給報酬の問題ばかりちやありませぬ、隨時隨所に左様な片鱗が窺はれるのであります、農林大臣は此際産業組合運動に對して、眞劍な是正方針を御執りになる決心があるかどうか、世間では産業組合は官僚主義に墮したと言ふ、而も官僚主義に墮したことに對して更に證據を提供するものがあります、此委員會には關係ありませぬけれども、例へば後藤内務大臣が

日本の政界に對する一つの新運動として野心があるかないか知りませぬけれども、日本の政界に對する一つの新運動として、或は中央會或は中央金庫、或は全購聯、全販聯、絲聯、其他はは産業組合の問題から少し離脱して行きますが、帝國農會、或は全國養蠶組合聯合會、是等の農村を指導する所の團體に向つて、後藤君の新官僚主義が爪牙を當に現し來つたと批評する人があります、成程是等の組合の代表者諸君の選定された経過を見ますと云ふと、さう云ふ「デマ」に對しましても、吾々は全然否定することは出来ないものがあります（「ヒヤ〜」）農林大臣は此産業組合の大名、貴族、竝に此大名、貴族に乗つかり、或は大名、貴族を製造し、或は大名、貴族を利用することに依つて、一種の官僚主義が日本の農村を救ふべき筈の産業組合運動を冒瀆し、汚毒し、之を蔽ひ去らんとする傾向に對しまして、是正運動を起すやうな非常な決心があるかどうかと云ふこと、それからもう一つは産業組合の營利主義であります、産業組合は飽まで營利主義でやつてはならぬ、是は本來の組合法自體の明示するやうに、何所までも共存同榮、農村共同事業、是でなければならぬ、然るに今日産業組合の中央機關の、全國一萬四千の單位組合に向つて、或は指令し、或は命令し、或は強請して居る跡を見ますと云ふと、そこには營利主義が洵に醜惡なる姿を現し、目を掩はぬ譯に參りませぬ、私は茲に全購聯の事業の一つを採つて來て彼此れ言ふのちやありませぬけれども、例へば本年春肥の購入事

業に對しまして、全購聯のやつた事業に對する世間の非難に付ては、農林大臣は多少御知りであらう、御知りにならなければ其道の課の人に御聽願つて置きたいと思ひますが、殊に茲に考へなければならぬことは、左様な中央機關の幹部に依つて色々な間違が出来るのみならず、産業組合自體がさうして段々農村の現實と遊離し來かけた、非常な懸隔が始つて來かけた、此現實に對しても農林大臣は眞劍な検討を御願したい、今日産業組合は地方の單位組合の現状を見ましても、一種の營利主義、或は資本主義的經營が、本來の目的を段々に害つて參つて居ります、卑近な例を申しまして、信用組合があります、信用組合は其組合員たる農民に對して同じやうな、均霑的な、平等的な扱をするべきである、然るに信用組合が金を貸すと云ふと、金を貸すと云ふと損をする見込のあるやうな者には金を貸させぬ、信用組合で金を借る資格のある者は、是は銀行に行つても金を借る資格の有る人でありませぬ、購買事業を見ましても、肥料を購買して貰ふにしても、中々そこには面倒な制限がある不自由な規定があります、そこで私は此産業組合運動の本當の發達を希望する意味から、今日産業組合運動が色々な意味で曲げられたり、歪められたり、間違はれて居ることに對して農林大臣は眞劍な検討覺悟の下に、此是正、此再建運動に向つて十分な決意ありや否や、其決意を熱望する意味から以上の事實を申し上げたのであります、率直な御答辯を一つ要求します

○由谷委員　そこで此産業組合運動に對して一番考へなければならぬ事は、實は産業組合の諸君からも左様に宣傳します、全國の農民の中にも無批判に左様に考へることがあつて、容易ならぬ間違であると思ふことは、産業組合即農村運動、農民の利害休戚を完全に代表するものが産業組合運動だと云ふことを、吾々は今日再吟味する必要があると思ふのであります、先刻もちよつと申し上げましたやうに農村に入つて見ますと、出資組合が出来て居りましても、其出資組合の運用經營は必しも其農村全體の農民に對して平等的均霑的に恩恵はありませぬ、寧ろ下層の——農林大臣の御嫌ひになる言葉で、貧農と云ふ言葉がありますが、下層の一番救済を要し、一番恩恵を與へることを要する階級の諸君が、實は産業組合の運用經營から除外されて居る、今日産業組合の運動なるものは、單に中央の機關に貴族大名が出来て居るのみではない、地方の單位組合に於きましても、小貴族、小大名が跋扈して居る、之に依つて産業組合即農村運動だ、日本農村の將來を背負つて居るものは産業組合だ、斯う云ふ誤つた事實、誤つた觀念を打破して、さうして本當に眞劍な農村運動に持つて來るやうに、農林大臣の只今の御話では相當の決意があると云ふことでありましたが、其相當の決意を斯う云ふ組合運動の一番間違つた所、一番徹底しない所、一番矯正を要し、一番是正を要する所に、山崎農林大臣の心魂を打込んで貰ひたい、それでなければ今日のやうな産業組合運動が段々進展して參りますと、組

合精神は既になくなつてしまひ、組合運動の精神は既に亡んでしまひます、是では大變だ、此點は農林大臣に對して私衷心の誠意を披瀝して滿腔の期待を持ちながら、あなたの重大なる決意を喚起して置きます(後略)

○三善委員(前略)私は産業組合に付て大臣に御聞き致したいと思ひますが、産業組合のことに付きましては、是はもう連日此議場で非常に囂々と述べられたので、其述べられた趣旨は大抵此産業組合が違法脱法の行爲を爲し、殊に買取販賣の如きことは非常に中間配給機關たる所の商業者に打撃を與へる、斯う云ふ趣旨の下に本委員會に於きましては、非常に議論囂々たるものがありました、私も其點は洵に遺憾に思ふのであります、産業組合は法の下に行動せなければならぬのに拘はりませず、其法を潜つて、さうして違法脱法の行爲を爲して、買取販賣等を爲すことは大に將來慎まなければならぬ、是が商業者側の反感を買ふ唯一の原因だと思ひます、其事例の如きは私の手許に澤山來て居る、併しさう云ふことは政府自身御承知であると思ひますが故に、私は是れ以上此點は申し上げませぬけれども、産業組合の組織の上に違法脱法の行爲をしなければ立行かぬ運命にあるかどうか、若し産業組合が違法脱法の行爲迄もしなければ立行かぬやうな組合であつたならば、是は一つ大に其組合の組織の上に御研究をなさらなければならぬと思ふ、産業組合が敢て違法脱法を好きでするのではないか

も知れませぬが、或は又好きで行つて居るのかも知れませぬ、其産業組合を預つて居る人が自己の爲に何とかせんが爲に、そんなことをするのも知れませぬけれども、全国の産業組合を見ますと、先づ違法脱法行爲でもしなければ立行かぬやうな運命にありはせぬかと、斯う云ふことを私は思ひます、若しさうだつたならば、之に對して一大改善を加へなければならぬと思ひますが故に、是は大臣の所信を承り、又之に對して相當の御研究を願はなければならぬと思ひます、私は是と別方面に、屢々大臣が述べられる通りに、産業組合が所謂農村の生産物處理の任に當つて居ると云ふことは、是は大臣と私は同感です、矢張今農村の經濟が逼迫致して居る際に、之を打開するの途は農村自身が自力更生に依つてやらなければならぬ、其爲には、或は農産物の處理、或は多角形の農業とか、或は又今日は農村の工業化とか云ふやうなものが叫ばれて居る際でありますが故に、産業組合に與へられてある所の権限内に於ては、是は十分産業組合の健全なる發達を圖らなければならぬと思ひます、併し産業組合が違法脱法しなければ立行かぬと云ふならば、それは又大に御研究なさらなければならぬことだと思ひます、私が結論として申し上げて見たいと思ひますのは、産業組合は矢張政府の指導獎勵に依つて、最近是非常な勢を以て全國に徹底して参りました、唯動もすれば地方の役人は産業組合を作りさへすれば宜い、組織さへすれば、是が中央の意思に適ふものなりと云うて、其適法不適法も考へ

ずして無理に地方へ行つて産業組合を作らせる、斯う云ふ風がありはせぬかと思ふ、さうして自分の縣は幾つ出来たと言つて縣の産業組合の数の多きことを一つの誇りとして、後のことは考へないと云ふことが今日の或は實情ではなからうかと思ひます、さうなつて参りますと、産業組合を徒に作りましても、其運用宜しきを得なければ、經營宜しきを得なければ非常な困難に逢著するのであります、故に、此點は餘程御考にならなければならぬと思ひます、そこで私は斯う云ふことを申し上げて見たいと思ひます、指導獎勵の任に當る者と取締監督の任に當る者とは別でなければいかぬと思ひます、從來縣のやり方を見ますと、大抵縣の役人の人は産業組合を作つて、さうして後で會計検査にも、或は取締にも出掛けて行くと云ふやうな状態であります、指導獎勵をして作つた所の組合に對して、自ら監督し、自ら取締ると云ふやうなことは中々に出来ない、是は人情としても亦さうであります、是は或は大藏省の場合を考へましても、大藏省では或は検査員と監督員と云ふものが、検査監督をする人間と獎勵をする人間と是は別になつて居る、或は検査する人間も別になつて居るのがある、取締は取締、監督は監督一方で出来て居る、さう云ふ風にしなければ産業組合の健全なる發達は出来ぬかと思ひます、私は産業組合の堅實なる發達を圖ることは是は農村の爲に欣ぶことであると思ひますけれども、無暗に産業組合を作つてさうして産業組合の内容が充實しないと云ふことは、動もすれば組合

員に非常な迷惑を與へ、非常な損害を與へると云ふことを憂慮する者であります、是は先般農林大臣は先づ一割程度が悪いのではなからうかと云ふやうな大體見當でありましたが、私の信する所ではもつと大きな數字に上りはせぬかと思つて居ります、是はさう云ふことがあり得ると思ひます、それだから此點は餘程考へられまして、所謂指導獎勵の任に當る者と、取締監督の任に當る者とを今少しく擴張せられて、さうして産業組合の健全なる發達を圖つて行つて、さうして違法脱法等の行爲をせずして、商人側から色々な小言の出ないやうにして行くことは産業組合の將來の爲に非常に宜いことだと、斯う思つて居りますが其點は十分御注意をなさらなければならぬと思ひますが、大臣の御所見を承つて見たいと思ひます

○山崎國務大臣 私も産業組合が農村の農産物共同處理の組織として飽まで健全なる發達を圖つて参りたいと思ふのであります、三善君の仰せの通り唯數さへ多ければ宜しいと云ふ風には考へて居らぬのであります、是が指導監督の方法に付きましては、十分考慮を拂つて見たいと考へて居ります

○三善委員 只今の私の最後の指導獎勵と、監督取締と云ふことは、是は別箇の問題に御考にならなければならぬ、指導獎勵して作らせたものを自ら検査取締をするでは、一寸徹底を缺くと思ひます、是は自分の可愛い子供を育てる上に付ても却て嚴重にした方が宜しい、さうでないかと却て組合の健全

な發達を妨げると思ひますが故に、徹底的に取締り徹底的に監督して行く、其代り一方獎勵助長して地方の中間中心機關として遺憾なきやうにして、苟も違法脱法等の行爲のないやうにしなければならぬ、それが産業組合自身の爲に宜いことであり、又延ては農村の爲に宜しい、それが又商人側の色々な怨嗟の因にならぬと云ふことになつて参ると思ひます、今日はまだ産業組合が各方面の攻撃を受けること云ふものは、産業組合員自身がさう云ふことをやるから、そんなことになるのでございますが故に、此際特に之を一轉機として其方面に對して大なる決心を以て臨まなければならぬと思ひますから、此最後の點に付きまして一つ方針を承つて見たい

○山崎國務大臣 三善君の御話の護り立て、指導して行く方と監督の方とは別の筋の方から行つた方が宜いと云ふことは確に眞理であると思ひます

第十六回 (昭和十年三月十八日)

○眞鍋委員 (前略) 産業組合の不當なる進出に對しては、農林大臣は出来るだけ是正をなさると云ふ御氣持であらうと云ふことは私も諒解致します、併し私は地方の町村にある産業組合と云ふものだけを是正すると云ふ氣持では濟まぬと思ひます、縣には縣販聯があり、縣購聯があり、縣信聯がある、國

には全販聯があり、全購聯があり、全信聯がある、特に私は中央に對しては餘程御盡力になりませぬと、私共實際から申しますと地方の町村の信用組合よりはもつと中央の方に、或は縣の方に、重心を置いて考へなければならぬ問題ではないかと思はれる節があるのであります、現に知事であつて産業組合の中央支會長をして居り、縣の聯合會の顧問をして居る者も澤山あります、内務部長であつて中央會の支會長をして居り、縣の聯合會の副會長をして居り、又縣の産業組合の相談役であるとか、顧問であるとか、其他の産業組合の課長でも、經濟更生の課長でも、農政課長、農林課長、總て色々産業組合の仕事に兼務致して居る、尙ほ其下の主事、技手屬官等に至るまで、相當の役目を仰付かつて居るやうであります、中央の方に参りますと——給料を申上げては失禮であります、中央の方には二萬圓が頭で一方七千圓、其他澤山の給料を取つて居らるゝ方があることを承知致して居ります、殊に二年位しか居なくて、退職手當を八萬圓も與へると云ふやうな此中央の有様は、寧ろ地方よりは甚しいものがあることを考へるのであります、さうして國家では色々な工面をして千五百萬圓の無利子の金を出して居ると考へますが、それが地方の町村の産業組合に行きました時には、八分から九分の利子を納めて居るのではないかと思ひます、是は恐らく中央金庫其他全國聯合會などが頭を刎ねた結果、左様にならなければ理窟が合はないのであります、私は其邊も一つ御調を願つて見なければ

らぬ、殊に預金部の如きも、今の地方の町村の産業組合は、慥か三分二厘取られて居ると考へて居りますが、此點は農林大臣が若し統制組合を代行させると云ふやうな場合には、思切つた徹底的の監督と是正とが出来るかどうか、それだけの勇氣を有つて居られまするかを伺つて見たいと思ひます

○眞鍋委員 産業組合のことに付ては御答辯になつて居ると云ふことでありますから、是れ以上質問致しませぬが、政府は産業組合と云ふものは必要な利潤に専念してなはらぬと云ふことも御認になるだらうと思ひます、詰り消極的利潤を得ることは産業組合は必要であらうけれども、積極的に利潤を得る爲に活動することは如何なものでありませうか、大臣の御意見を伺ひたい

○山崎國務大臣 大體御無理のない御意見と思ひます

○眞鍋委員 私は此處で一つはつきりした御答辯を煩して置きたいと思ひますことは官吏の身分保障令が出来ましてから、色々な面倒な事が起りますので、退職させようと思ふやうな者は、豫め産業組合の方と渡りを付けて、それに對しては退職金も取れる、恩給も取れる、更に給料も貰へるのだからどうかと云ふやうな交渉が常に進められて居る、若し本案が通過しし代行を行はしむると云ふやうな場合には、官吏の古手は使はないと云ふ御言明が出来ますか

○山崎國務大臣 さう云ふ事は産業組合が自治的にやつて參ることでありまして、政府から言明をす

る譯には参りませぬ

○眞鍋委員 私の氣遣つて居りますのは第三十四條に依つて地方米穀統制組合聯合會、中央米穀統制組合聯合會などの總會が出来て、その會長、副會長、議員と云ふものが出来、更に第三十六條でも役員が會長、副會長、評議員と云ふことになつて居りますので、從來通り矢張官吏が役員となることになりましたれば、産業組合の是正は中々困難と考へて居ります、過日農林大臣は信用組合の内に一割位は不正があるだらう……

○山崎國務大臣 不良なものがあると申ししたのであります

○眞鍋委員 不良なものがあると云ふやうな御答辯でありました、私は半數は不正でないかと考へるのであります、それは六人の検査官が年に百しか検査が出来ぬと云ふならば、一萬四千七百の産業組合を一廻りするのには百四十七年間を要する、百四十七年で一廻りすると云ふ程に手緩い検査をしてすら、それだけの不良なものが見付かると云ふことになりましたれば、それは實際から見ますともつと莫大な不良があらうと考へる（後略）

第十七回（三月十九日）

○中田委員 先日本委員會に於て商工大臣の御答辯中に、今日の都市は農村より蝟集して来る者の爲に迷惑を被つて居る、即ち最近の都市は農村の人を培養して居る形である、斯様な御説明を伺つたのであります、農林大臣は此商工大臣の御説明に對して御認になるのでありますか、此點を伺つて置きたい

○山崎國務大臣 左様な問題は要するに言葉の使方の問題でありまして、都市だからと云つて現在都市に居住して居る人の獨占すべきものでなく、農村であるからと申しまして、現在農村に居る者の獨占すべきものでなく、是は國民の居住は自ら自由に移動する譯であります、隨て國民經濟のことは、要するに都市も農村も相寄り相扶け、謂はゞお互に相持で行つて居る譯でありますから、其點を能く御呑込を願ひたいと思ふのであります、商工大臣は唯現在農村から都市に澤山の人がある、斯う云ふことを言はれたことでありませう、それは別に間違とは私は考へませぬ、それは唯其現象の一端を捉へての言葉でありますから、それがえらいさう深い意味があるものとも考へませぬが、經濟のことは要するに是は相持と、斯う私は考へて居ります

○中田委員 無論都市と云はず、農村と云はず、其他有ゆる人々が相寄り相持つて社會を成して行き、國家を構成して行くと云ふことは申すまでもありません、併し先日の商工大臣の御説明中には、此都

市に於ける小賣商などは非常に數が多い、都市の人口に較べて小賣商が非常に多い、多いから自然中小の商業者と云ふものが益々窮迫の地位に陥つて居る、斯の如く小賣商が過多であると云ふことは、要するに農村から都市に押寄せて來た結果である、是は甚だ都市の商業者に取つては迷惑なことである、農村では到底生活が出来ないから都市に押寄せて來る、隨て都市が農村の人々を培養して居ると言はれたのでありますが、無論相倚り相持つて、共存共榮の途を圖ると云ふことは、農林大臣の御説の通り、それは無論何人も異議ないことではありますが、私の御尋したのは、商工大臣がさう云ふ御考を有つて居られると云ふことに付て、農林大臣も矢張さう云ふやうなことを御考になつて居り、又さう云ふやうに見ておいでになるかどうかと云ふことを伺つた譯であります

○山崎國務大臣　それは唯一つの角度から見たる一つの觀測でありまして、それが間違とか正しいとか云ふて、さう深く考へる必要はないと私は思ふのであります、左様な現象もありません、同時に矢張り農村と云ふものは謂はゞ消費の非常に大きな部面を占めて居る譯でありますから、農村が相當に立行きませぬければ、矢張都市の商工業も自分の生産商品其他の消費と云ふ點から言つて、矢張それも工合が悪い、要するに是は都市と云ひ、農村と云ひ、何の某が——前から住つて居る人が獨占すると云ふやうなものでないことは、中田君御承知の通りであります、唯今居る人から見れば、農村から

新しく人が出て來る、さうするとそれは困ると、斯うも言へませうけれども、同時に農村が困つて來ると、都會の商品の捌口も矢張り旨く參りませぬから、そこに世の中は相持だと、斯う私は申した譯であります

○中田委員　産業組合がどうも法の許した範囲内に於て、堅實なる發達を遂げるのに困難を感じて居ると云ふやうなこともあると思ふのであります、此産業組合が非常に旨く行つて居ると云ふことは、法規の作用に依ることよりも、寧ろ此産業組合を經營する其人にある、無論是は産業組合に限らない、法は何でも死物であります、何でも制度や法律と云ふものは活きたものでないから、無論之を運用する人に依つて良き結果を齎らし或は悪い結果を齎らすと云ふことは、言ふ迄もありません、殊に産業組合の非常に堅實に發達して居るものを見て見ますれば、是は其經營の衝に當つて居る人宜しきを得たのが悉く成績が優良である、然るに其衝に當つて居る人の經營宜しきを得ないものは殆ど是は不良であると申上げて、敢て過言でないと思はれて居るのであります、所が其成績の良い産業組合と云ふもの、内容はどうかと言へば、是は恐らく此産業組合法に依つて認められて居る其範圍其程度内のみに依つて仕事をして居るのでない、是は法を越えた經營をやつて居る、其經營に當つた其人宜しきを得て、敏活にやつて居る、商機を掴むことに中々機敏である、無論熱心

でもあるが、寧ろ其法規の範圍を脱してやつて居るのが、産業組合が堅實に發達し——堅實であると云ふ言葉は當るか當らぬか知りませぬが、兎にも角にも結局運営宜しきを得て損をしない、發達して居ると云ふ風に私は見て居るのであります、無論良い産業組合が必しもさうばかりとも行かないかとも思ひますが、大體私はさうだと思ふ、所が是は三善君の御質問にもあつたやうであります、今日反産運動と云ふやうな事象が起り、又此自治法案を繞つて米穀商と産業組合との對立が頗る激化して居ると云ふ點から見まして、其原因が那邊にあるかと觀察致しますれば、優良な産業組合、寧ろ優良と認める産業組合が法を越脱して、殆ど商業者と異ならざる經營をやつて居る、さう云ふ産業組合に對して米穀商が非常な恐を抱いて居るからである、農林大臣、政府當局は、屢々産業組合が違法、脱法的の行爲を爲すものに對しては、嚴重に取締をする、斯様に言明をして居られるのであります、其法の範圍に於てのみ動くやうに嚴重な監督取締をしたならば、果して産業組合が今後今の法規の儘で、安全堅實に隆々として其伸展を見得るかどうかと云ふことは、私は多大の疑問を有つて居る、此儘の産業法規の下で堅實に發達せしめ得ると云ふ御考がありますかどうかを承りたい

○山崎國務大臣 總て斯様な組織は、御話のやうに人に在ることはもう御話の通りであります、如何なる事でありまして制度は旨く行つても人を誤れば旨く行かぬと云ふことはもう御説の通りであります、是は有ゆる事が其通りであると思ひますが、併ながら産業組合と云ふものは、國の制度に於て之を認めて其發達を期圖致しまする以上は、矢張法の範圍に於て行動すべきことは是は私は當然のことであると思ひます、併ながら若し法自體に不合理なる缺陷があればそれは又法それ自體を改めることが當然と考へます、苟も法が嚴存致しまする以上は、法の範圍に於て之を越脱せずしてさうして産業組合の使命を達成し得るやうに、指導或は監督等に付て十分の留意を致して此發達を圖る、斯う参りますより外なからうと思ひます、併し又それで十分私は發達し得るものと斯様に考へて居るのであります

○中田委員 農林大臣は今の法の範圍内で十分堅實な發達を遂げしむるやうに爲し得ると思ふ、斯う云ふ御意見であります、私はそこを疑ふ、私の觀察は違ふ點があるのであります、例へば米を買ひまするにしましても優良な産業組合と認められるものは、寧ろ投機的に米を買集めて、さうして此値上りを見て賣拂ふと云ふやうなことは、優良な産業組合と云ふのは是は何處でもやつて居る、是は法は許して居らない、又此間から屢々御質問がありましたやうに購買品に致しましても組合員以外に賣つて居る事實もある、それは産業組合の經營に當つて居る人が何も好き好んで違法的の行爲脱法的の行爲をしようと望んで居るとは思はない、併ながら之を爲さざれば産業組合の發展を期し難い、産

業組合を經營して行く上に於て餘儀ない所のそれ等の人々の商業的行爲である、斯う認められる點が多々あるのであります、又産業組合の監督の任に當つて居る府縣廳に於ける役人のやうな人達も、産業組合に對しては非常な同情を有つて居りますから、是等の人々は、さう云ふ違法的の行爲、脱法的の行爲をして居ることは無論知つて居る、知つて居るけれども併し産業組合がさうしなければ旨く經營が行かないから、恐らく是は見て見ぬ振りをして居る、是亦人情として已むを得ない點があると思ふ、併ながら苟も監督の任に在る人々が、人情に墮して其脱法的行爲を默認すると云ふやうなことでは宜くない、さう云ふ事があるからして、今此法案を繞つて米穀商は非常な反感を以て對立をして居る、吾々此法案の審議の上に於ても餘程此問題は強く響いて居る、今農林大臣が今の産業組合の現行の規定の範圍内に於て産業組合の堅實な發達を期し得るものである、斯様に御考になつて居るとするならば、此商人と農村、殊に此産業組合との激化と云ふものは到底阻止することは出来ない、其結果は益々深刻の度を加へて來ると私は信じて居る、是は此間は何等かの措置を講じて融和を圖らんけりやならぬ、無論農林大臣は本案を本會議に於て御説明になつた時も、相互依存に依つて共に利益を得るやうにするのが本法案の目的である、生産者も、需要者も、商人も四方八方利益を得て此法が實施せらるべきである、それを目的として居るのである、斯様に御説明になつて居ります、然るに只

今の御答辯に依れば、今の産業組合の法規に依つて其堅實な發達を遂げしめ得る、斯う云ふ御言葉であります、私はそれは困難である、是は事實が證明して居ると私は思ふ、何も此處で議論を申上げるのではありませぬ、私は事實を見てどうしても是ではいかぬ、何か茲に對策を講せんければならぬ、斯う考へて居る、農林大臣は是は何等かの方法がある、相互依存に依つて激化をしないやうに、圓滿に協調して各々其職に安んじて來て生活の安定をし得る途がある、なければならぬと斯様に屢々御言明なさつて居ります、無論さうなくてはならない、農林大臣の氣持は能く分つて居りますけれども、唯それだけの抽象的な御言葉では、私共はどうしても此際満足出來ない、此點は此法案を吾々決定する上に於て、餘程重大な影響を有つ事實上の問題と私は思つて居りますからして、只今だけの御言葉では、どうしても此法案に對して私共安心して此實施を見て、其結果を期待すると云ふことは困難のやうに思ふのであります、尙ほ甚だ執拗いやうではありますけれども、もう一度此協調に依つての御方針がありますならば、御差支なければ、もう少し具體的に御意見を承れば大變仕合せに存じます

○中田委員（前略）次にもう少し御尋をして見たいと思ひますのは、今米穀商と農村産業組合と云ふものが非常に相對立の關係に立つて居るのであります、是は私の見る所に依りますれば、此自

治管理法案が實施せられました曉に於ては、同じく米穀商でも非常に資本の豊富な米穀商は餘り痛痒を感じない、非常に打撃を蒙つて自己の死活の重大なる問題だと言つて眞に憂へて居る者は、中以下小資本の米穀商人の人々であると、私は斯様に見て居るのであります、此米商人の數から申しますれば大資本を擁して居る所の米商人と云ふものは寧ろ數は少い、小資本の米穀商人の方が餘程數は多い、どの程度を以て中程度の商人、小の商人と云ふことは此處で私は具體的に説明は出来ませぬけれども、常識的に考へて中小以下の商人、是が眞に憂慮を致して居る、斯様に私は見て居るのであります、政府當局の見られる所はどんな風なものでありますか

○山崎國務大臣 其點は考方に餘程開きがあるやうに思ひます、私共はあなたのやうには實は考へて居りませぬ

○中田委員 それは見方の相違であれば、此處で質問應答を重ねても致方がないと思ひますが、私は決してさうぢやないと思ひます、此統制組合が出来まして、殊に産業組合、全販聯などが益々之に力を入れて、其業務の擴張を圖つて行くと云ふことになつて行きますれば、此産業組合相手としての米の取引は大資本の商人に取つては寧ろ餘程便利に行く點がある、一口に五百俵、或は千俵と云ふ風な取引をすると云ふことでなしに、僅か五俵十俵と云ふ風な取引は、産業組合としても甚だ手数であ

る、是は産地の商人にしましても大きな資本を有つて居る問屋と云ふものは、何れにしても大した影響はないと思ふ、併ながら小資本の買出商人などは、之に依つて非常に困る、一々農家に行つて三俵なり四俵なりを買集めて、それを買出商人が其地方の問屋に纏めて取引を爲すと云ふやうなやり方であつたものが、此自治管理法が實施せられれば其小さな商人の買出しと云ふことが餘程困難になつて来る、併し大きな商人は矢張産業組合を相手にして取引が出来るから、それは困らない、私は斯様に見て居るのであります、然るに農林大臣は私の觀察とは反對な見方を爲さつておいでになります、それは違ふと思ひます、是に於て自治管理法に對してさう云ふ點に於て商人が騒いで居る、若し農林大臣が左様な觀察をして居られるならば、商人の憂慮して居ることは、益々憂慮の度を深めて激化に導く虞がありはしないかと考へます、農林大臣は矢張さうでないと思ひますか

○山崎國務大臣 其點はあなたの御意見に賛成致し兼ねます

○中田委員 それでは是も水掛論に終るだらうと思ひます、私の見解と農林大臣の見解は殆ど正反對であると云ふことを申上げて、之に關しての質問は此程度にして置きます、産業組合は從來生産者より需要者に直接販賣をすると云ふことを一つの「モットー」として、今まで進められて来て居つたのであります、私は從來からの経過を見まして、産業組合が小賣にまで進むと云ふことは、農村の爲

に果して良好な結果を齎すかと云ふことには、多大の疑問を有つて居ります、然るに近來殊に陸軍或は海軍の方で種々なる農産物を直接購入すると云ふことに付て非常に力を注ぎ、又同情を以て進められて居るのであります、併し此事は果して満足に行くかどうかと云ふことに多大の疑問を有つて居る、私は此點からしますれば此仲介機關と云ふものはどうしても尊重して置かねばならぬと思ふ、是は商工大臣も無論さう云ふ御答辯であつたし、農林大臣も大體似たやうな御答辯ではありましたがけれども、併ながら此頃陸海軍の模様を見ますれば、商工大臣或は農林大臣の御説明とは異つた仕事を實際やつて居る、殊に昨年、一昨年邊りから段々進んで、今年邊りは陸海軍が農村から直接物を購買すると云ふことが益々盛になつて來て居る、是は米などにしましても商人などの非常な競争に依つて入札して納める場合もあります、又入札に依らずして指名で納める場合もあります、併し米などは先づ弊害は少いと致しましたが、蔬菜は——陸海軍は蔬菜を澤山需要しますが、蔬菜の直接購入の如きは私は陸海軍で計畫して居られる通りの善良な結果を來すかどうか、無論金の上から言へば陸海軍も多少の利益がありませう、併ながら農村の爲に利益であるかどうか、私は疑問を有つて居る、例を擧げて申しますと例へば結球白菜一の定量を期日を決めて納入契約を或村の産業組合若しくは農會がする、さうしますと、其結球白菜を市場から海軍なら海軍が購入するのと、直接農村から購入するのでは

金額の上には於ては市場より購入するよりも、海軍としては經濟的に行くことは間違ありません、又其村も市場に出すよりも海陸軍に直接納入した方が幾分利益が多いことも間違ない、此點から申しますれば、恐らく陸海軍の直接購入と云ふことは、農村を救済するのに大變良い事のやうに考へられます、併ながら實際にやつて見た結果はさう行つて居らないと申しますのは、蔬菜のやうなものは其生産時期が大概同じであります、さうしますと陸軍若しくは海軍が今度は或村と取引をする、さうすれば其村は宜いが、後の残つた村の生産者はどうなるかと云ふと、市場に出して居る、市場に出すと云ふと陸海軍を目當にして居つた商人は陸海軍に納めることが出來ないからして、其品を捌く上に非常なる苦痛を感じる、其爲に市場に於ける白菜の價格が暴落する、それで陸海軍と取引をしなかつた多くの農民と云ふものは事實に於ては非常な損をして居る、其次の納入の時には又他の村から納入します、それで前に納入した村の人は前の時には儲かつたが、次の時には却て不利益を蒙つて居る事實がある、斯の如く陸海軍に納入するのに於てもさう云ふ結果を來して居る、又是より延いて産業組合が直接購入することは、是は經費が嵩んだり、色々の點に於て將來却て不利益を招くと云ふやうな結果に陥る、陸海軍が直接購入すると云ふことに付ては、農林大臣は益々之を助長せしむべきものであると御考になつて居られますか、其點を伺つて置きたい

○山崎國務大臣 多數の購買販賣のことでありますから、處に依りましては利害の相違を來し、或は御説のやうな事があるかも知れませぬ、只今御述になりましたことは能く承つて置きたいと思ひます

○中田委員 之に付ては陸軍大臣なり海軍大臣の御所見を伺つて置きたいが、益々さう云ふ風になると、農村に取つては今申上げたやうな結果を來します、理窟から言へば海軍なら海軍、陸軍なら陸軍に納めただけの品物だけは市場から數量が減るから、市場に於ける價格は決して下落するものでないと云ふのが、理論上は正當のやうに見えますけれども、實際は中々さうでない、事實を私共は見えて居りますから、陸海軍の當局者の御意見を伺つて見たいが、今日は止めて置きまして、折角農林大臣が能く調査して見たいと云ふ御話でありますから、それに依つて私は諒承致します、此問題は將來陸海軍が直接購入する上に於て種々な影響がある、又米などにしましても、米の商人と産業組合とが斯う云ふ結果を來しましたのも、矢張陸海軍直接納入と云ふやうなことも非常に是が影響をして居るのでありますからして、其點に付ては尙ほ一層の御留意あらんことを希望して置きます(後略)

○野中委員 私共は此前に政府に材料の提出を求めました、併ながらまだ御提出がありません、殊に販賣組合或は産業組合の中に睡眠組合は幾らあるか、斯う云ふやうな材料を求めたのでありますが出ませぬ、是は多數の同僚諸君が矢張本法施行に對して、睡眠組合をして直ちに直接統制組合の仕事をやらせることに對して非常な危険を感じまして屢々御質問もありました、それ程重要な問題であります但未だに材料の御提出がありませんが是はどうしたのでございませうか、一體睡眠組合はどれ位あるのでございませうか、それを御伺致したい

○野中委員 政府が御提出にならなくとも私共が調べた材料がありますが、それが事實であるかどうか、若し事實であるならば洵に恐るべき數字であると思ひますから、念の爲に御話して置きます、先づ信用組合が一萬一千三百五十八、其中で貸付をやつて居りますものが一萬一千二百十八、不實行組合が千四十、其「パーセンテージ」が二%二になります、それから貯金をして居ります組合が一萬一千四十一、不實行組合が三百十七、其「パーセンテージ」が二%八になります、それから組合員當業者の貯金を取扱つて居りますのが一萬二百四十二、其「パーセンテージ」が九%八、是が不實行の割合です、販賣組合に至りますと恐しい數字になつて居ります、販賣組合の全體が八千六百六十七でありますのに、此中實際やつて居りますものが四千五百十、睡眠組合が三千六百五十七、其「パーセンテージ」が四四%八、半分程になつて居るのであります「それから購買組合が九千九百三十一、此中事業をやつて居りますものは八千四十八、不實行組合が一千八百八十三で一九%九の状態になつて居ります、利用組合が五千四百二十四、事業をやつて居りますものが三千百八十、不實行組合が二千二百

四十四、其率が四一%四斯う云ふ譯で洵に恐るべき情勢になつて居りますから、今農林大臣が言はれました通り、地方長官の認可に依つて代行し得るものであるとは云ひなが、ら地方長官の認可する時に當つて其監督や嚴正にやつて貰はないと洵に危険だと思ひます、此點は此事實が中つて居るか居らぬか若し出來得るならば後日答辯を求めますし、事實が中つて居らなくても、此現象のあることだけは事實でありますから、能く御監督を願ひたいと思ひます(後略)

○川橋委員 産業組合の極端なる進出は、國民の經濟機構を破壊するやうなことがなからうかと云ふことを私は非常に憂へたのであります、元來此米穀商人は生産品の集中、分配、貯藏、管理、價格の決定、變質竝に價格の變動の危険の負擔、又は資本の調達、生産者より消費者への金融等の煩雜なる役割を有つて居ります、是は從來の例に徴しまして明な問題であります、更に又生産者と消費者との對立を緩和致しまして、實に社會の滑劑たる役目を果しつゝ米穀の圓滑なる流通を圖つて居るのであります、産業組合の「モットー」とする生産者より直接消費者への直接配給に依る完全公平なる商品の流通は、生産數量の少いもの及び單純である特殊の商品を除く外、今日の如き複雑廣汎なる配給市場に於ては、其實現の不可能なるものと言はざるを得ないと、私は考へて居ります、況や之を米穀の如く大量にして、而も一日も缺くことの出來ない所の生活必需品に及ぼさんとするが如きは、社會配

給機關に恐るべき障害を惹起し國民經濟に多大の損失を及ぼすものと言はなければなりません、而も政府は、ともすれば産業組合を以て中間商人を——或は極端になるかも知れませぬが、排除するやうなことを強ひようとして、之に多大の保護助成を與へて、配給機構上の進出を圖つて居ることが果して國民經濟に有利なりと斷ずることが出來ますか、私は此點に對しましても、深く憂を懷いて居るのであります、之に對して大臣の率直なる御所見を伺ひたい

○山崎國務大臣 此點も度々言明致しましたことに依つて、御了解を願ひます

○川橋委員 只今米穀商人のことを御伺致しましたが、大體此商人に對する排除の思想は、職業人口統制を紊るものではなからうかと考へて居ります、近時の職業人口に付ては、先日商工大臣から詳細に數字を擧げて御説明がありました、更に本員の調査致しました農業竝に商業人口の統計を見まするに、農業に於きましては、是は大正九年の統計であります、一千四百十二萬八千人でありましたが、それが昭和五年になりました、尙ほ一千四百十三萬九千人となりました、僅に一萬一千人の増加に過ぎないのであります、所が商人に於きましては、大正九年の三百十八萬八千人であつたものが昭和五年には四百四十三萬五千人となりました、其間一百三十一萬七千人の増加を示して居ります、此現象は何を物語るでありませうか、人口過剰の我國に於きまして、商業が人口收容に如何なる地位

を占めて居るかを考へる必要があるのでありまして、即ち過去十箇年間に於て増加人口の最大部分は商業の收容する所となつて居ります、將來も亦商業人口の維持は、我國總人口の扶養の爲に絶對必要なるものと言はざるを得ないのであります、然るに産業組合の進出に依る商人排除の傾向は、我國總人口の中重大なる部分を失業せしめ、將來の人口の收容の途を塞がしむる結果となりまして、此事は延いて社會思想を動搖せしめ、國民經濟の安定の爲にも、亦社會機構の安定の爲にも、如何に重大なる悪影響を及ぼすかは、察知するに餘りあると考へて居ります、本案が國民大衆の社會的、經濟的立法なりとの御趣意は、其結果に於きましては、是と反對の結論に到達するのであります、之に對して大臣の御所見を伺ひたいのであります

○山崎國務大臣 問題は要するに、運用上十分の注意を拂つて行くと云ふことにあると思ひます

○中井委員 (前略)兵庫縣多紀郡の或る産業組合に於ける問題なのであります、最近産業組合の幹部が其組合の定款を変更致したいと云ふので各組合員に局長の手許まで差出しましたやうな原案を撒布を致して参りました、只今大臣御覽の通りのものであります、それに依りますと云ふと、即ち一つは販賣、一つは購買に關して、更に終りには其定款に違反した場合に於ける罰則とでも言ふべきものに當るものがあるのであります、即ち販賣に關しましては「組合員は理事の承諾を得るにあらざれば

本組合に於て取扱ふものを本組合を通せずして販賣することを得ず」と云ふことに相成つて居ります、購買に關しましては「組合員は理事の承諾を得るにあらざれば本組合に於て取扱ふものを本組合以外より購買することを得ず」と云ふことに相成つて居ります、さうして此定款に違反して他に賣り、若くは他より買ひました場合に於ては、即ち「其辭表を提出することを得」で、謂はゞ購買組合員の資格を剝奪されるやうな結果に、相成ると云ふ譯であります、此定款の改正に依りますと、即ち斯様な結果に相成ります、例へば組合に於て米穀を取扱うて居ります場合に、只今の改正が出來ますと云ふと、組合員である以上は、組合以外に其米穀を賣る場合には二十一圓で賣れる、それが組合に賣る場合に於ては二十圓でしか賣れないと云ふやうな場合であつても、之を組合の手を通じて賣らなければ、他へ賣れないと云ふやうなことに相成ります、又自分が賣りたい人があつても、自由に其相手方を選択することは出來ないのでと云ふことに相成ります、又購買の問題に付きましては、例へば其組合に於て「シャツ」を賣つて居ると云ふ場合に於きましては、他から其「シャツ」を買へば三圓で買へる組合の手を通じて其「シャツ」を買ふと云ふことになると、五圓でなければ同じものが買へないと云ふやうな場合に於きまして、此定款に依りますと云ふと、其安い「シャツ」を自由な所より組合員が買ふことが出來ないと云ふことになる、而もそれを敢てやれば、即ち其罰則に觸れるのであ

りまして、此規定に違反するものに對しては、「其辭表を提出することを得」組合を抛り出されてしまふと同じやうな、結果に相成ると云ふのであります、斯う云ふ種類の規定が、民法の正義公正、公けの秩序と云ふ大精神に違反致しまするが爲に、無効であると云ふことは、是は大審院の判例に於きましても、亦民法の規定する所の精神に依りましても、是等の改正が無効であり、不法のものであると云ふことは、申す迄もないと思ふのであります、而も尙ほ此産業組合は、斯の如き改正を敢てせんと致して居る、而も私共に傳へられて居る所に依りますると云ふと、其幹部は是は縣の模範定款に基いてやるのであるから是非賛成して貰ひたいと云ふので、一般組合に廻つて居ると云ふのであります、而して是は今御手許に差出しました其原稿は、即ち原案は、兵庫縣多紀郡の一産業組合の問題であります、恐らく兵庫縣其他の縣に於ても同じやうなことが行はれて來るのではないかと云ふことを心配致します、何れに致しましても、茲に少くとも右様の一つの事實が、明かに現れて參つたのであります、斯様な定款が到る所の産業組合に出來ると云ふことになりますと大變なことになる、隨て現に若し斯様な定款認可の申請のありました場合に於きましては、當然縣は之を許すべからざるものとして、却下せらるべきものであると私は確信致すのであります、政府の御所見を此點に付て承つて置きたいと思ひます

○山崎國務大臣 只今此處で初めて拜見しましたが、御注意は能く伺つて置きました、十分考慮を致すことに致します

第十八回 (昭和十年三月二十三日)

○川橋委員 本月六日の第六回委員會に於きまして、中島委員の質問に關聯致しまして、松村委員から要求致しまして、委員長を通じて政府の聲明を要求して置いたのであります、此機會に於きまして言明を得たいと思ひます

○東委員長 どうでせうあなたから、斯う云ふ事項、斯う云ふ事項と云ふことを簡單に御述になつたら、答辯に便利だと思ひます、政府の方で分つて居ますか——分りますれば農林大臣

○山崎國務大臣 それでは此方から申上げることになります、商業組合と販賣組合との協調を圖ります爲に米穀自治管理委員會及地方統制組合の割當米に關しまする議決に關しまして、米穀取扱業者の代表をも加へる考であります、第二は助川君の御質問と同様でございますが、解除米の賣却は成べく地元賣捌を行はしむる考であります、第三は統制事業を行ひまする團體に關しましては、買取販賣の取締、白米小賣の相當調整等に付て留意を致す考であります、第四は産業組合の指導及監督に付きま

して必要なる施設を講じたい考であります、第五は米穀生産者と商業者との協調を圖りまする爲に適當なる施設を講ずる考でございます

第十八回 (昭和十年三月二十二日)

叢A
134
13

(商權擁護運動資料十三)

第六十七議會 産繭處理統制法案委員會に於ける衆議院

於ける産業組合問題に關する論議拔萃

立憲民政黨
政務調査館

全日本商權擁護聯盟

第六十七議會に提出されたる産繭處理統制法案は、要之産業組合組織による乾繭組合を設立普及せしめ、組合製絲を保護助長し、中間配給機關としての繭絲業者、及び中小製絲家を排除せんとするものであつたので、本聯盟に於ても商權擁護運動の現實的問題として繭絲業者等を應援し之が反對運動に努力したわけである。従つて該案委員會に於ける論議にも産業組合問題に關するもの頗る多く、商權擁護運動に参考となるべき點が多々あるので今茲に抜萃略記する次第である。

産繭處理統制法案外二件委員會 第二回 (昭和十年三月四日)

○田邊委員(前略)政府は此法案の實施に依りまして乾繭組合の設立を奨励し又一面に於ては其結果

10. 8. 21

二
として農林大臣は獎勵しないと言ひますけれども、自然と組合製絲も進出をすることになる、此乾繭組合と組合製絲の健全なる發達を圖る上に付て、何か方策を有つて居られるのであるか此點に付て御伺ひします

○山崎國務大臣 (前略) 組合製絲の問題でありますが、此組合製絲は、當局としては之を非常に發達して行くと云ふ方針を執つて居るか、斯う云ふ御趣意であつたやうでございますが、是は別に之を抑制すると云ふやうな考も無論有つて居りませぬ、唯寧ろ重點は組合製絲に付きまして改善刷新と申しませうか或は地域の區劃であるとか其他に付きまして相當整理改善の必要があるのであるのかと云ふ考を有つて居りますので、豫算の計畫に於ては組合製絲の整理合同、其他の改善と云ふことに寧ろ重點を置いて居るのでございます、併ながら大體方針としては、地方の自治的統制を主眼として考へて參る譯でありまして、之を故らに、殖やすとか、或は故らに抑壓するとか、何れの考も有つて居りませぬ、要は其内容の充實改善、之を最も重く希望を致して居ると云ふことに御諒解を願ひたいと思ひます

○田邊委員 只今大臣の御答であります、私は政府の獎勵して居る乾繭組合又獎勵はしなくても自然に進出する組合製絲斯様なものの發達は非常に困難の事と考へて居る、然るに政府は此計畫を致して居るが、此組合製絲なり、乾繭組合なり、健全なる發達を圖ることに付て政府は相當な成案を有つて居られるか、此成案を私は伺ひたい、私は組合製絲竝に乾繭組合の發達と云ふものは非常に困難のものだと斯う考へる、然るに政府は之を獎勵して居る、若し獎勵するならば其乾繭組合なり組合製絲なりが健全なる發達すると云ふ其方策が何處に在るか之を伺ひます

○井野政府委員 産業組合製絲に致しましても乾繭組合に致しましても從來の實績に依りまして其經營の宜しからざるもの、ありますことは私共も無論諒承致して居ります、併し御承知の如く蠶絲業が過去十數年に互りまして非常に隆盛な時代から今日のやうな難局に變化して來つゝある時代でございますから、何れの經營も非常に其間に於きまして缺損を致すなり其他運用宜しきを得なかつたものもあるものでありまして、其間に處しまして或は理事者の運用宜しきを得なかつた爲に或は其他の色々の原因の爲に經營の困難になつたものもございしますが、經營の運用を誤らずして普通にやつて居りました組合と云ふものは皆旨く行つて居るのでございます、即ち乾繭組合に致しましても、組合員の繭を委託を受けて乾繭を致しましてさうして乾繭料と保管料を取りまして製絲家に賣るのでありますから、其間に於きまして保管料と乾繭料に依りまして經常費を賄つて參る組合でありますならば乾繭組合としては少しも缺損を生じない譯であります、又組合製絲に致しましても過去に於きましては絲價

が非常に低落致したのでありますから、其間に於て、營業製絲も非常な痛手を蒙つたと同じやうに組合製絲に於きましても其缺損を見て居る組合もあるのであります。最近に於きましては組合製絲は其各々の組合が結成致しまして一つの販賣聯合會を作りまして、普通に絲聯と申して居りますが、是が大體平均賣の方針に依りまして絲を販賣して居ります。其結果比較的好成績を擧げて居るのであります。今後絲價が御承知の如く人絹が非常に進出して参りまして非常な高値もさう望めず又生産方面に於きましても養蠶家の經濟と云ふものから考へてさう非常な安値も望み得ない、大體絲價の値幅と云ふものが從來から見ますれば非常に少くなつて参りました。今日に於きましては、其經營自體が合理的經營である以上は其指導宜しきを得ますれば是が不健全なる處理形態であると云ふ風には考へないのでございます。過去に於きまして偶々運用宜しきを得ざる爲に其成績の面白くなかつたものはございしますが、それは此形態自體が悪い爲にさうなつたのでなく色々特殊のそれにはそれ相應の實情が伴つて居るのでございます。それ等は今後能く指導を致して参りますればさう云つたやうな懸念はなからう斯う信じて居る次第であります。

○田邊委員 政府は乾繭組合其もの、形態制度は悪くはないのだ、經營の方法が悪いし又其人を得ないから旨く行かないのだ、斯う云ふ御説明であります。私は左様に考へない、今日まで政府が多額

の支出をして補助をして、乾繭組合を奨励し又縣に於ても助成までして而して成程少數の組合は成績良好のものもあります、併ながら全國的に見て悉く先づ不良の状態である、組合製絲に於て亦然りであります、是はどうしても經營の方法が悪い或は其人を得ないと云ふ事でなくして制度其ものに大なる缺陷があると私は考へる、政府は此制度其ものに大なる缺陷があると云ふことは御認にならぬのですか

○井野政府委員 制度其ものに缺陷があると私は認めて居りませぬ

第四回 (三月八日)

○篠原委員 (前略)私の縣邊りの養蠶家の心配になつて居る點があります、と云ふのは、私等の縣に於ては産業組合製絲が非常に發達して居り可なり進出して居ります、最も私は若し其運用宜しきを得まして將來正當の發達をしますれば一般養蠶家の利益と思ひまして、其正當なる發達を切に祈つて居ります、所が今日の實際の狀況に於ては是は私は産業組合が悪いのではなくして、屢々此處で問題なる輸出生絲の絲價の統制が出来ない、絲價の變動が餘りに激しい爲に營業製絲に對比して、産業組合の活動は稍々營業製絲よりも劣る傾があります、是は私は組織上當然と思ふのであります、其爲

に動もすると産業組合製絲の方の計算が營業製絲に及ばぬ場合が現れて來るのであります、是は組合製絲が悪いのではなく絲價の變動が餘りに激しい爲に其波を乗切ることが出來ない結果と私は思ふのであります、そこで實際養蠶家の懐から言ふと、自分が産業組合製絲に入つて居る、加入して居りますけれども繭が丁度出來上る頃其時の見當が産業組合製絲に繭を出しては所謂供繭をしてはどうも損をしやすいかと云ふ心配から生繭で賣る考を起す、それで實際に於きましては組合製絲に加入して居りまする養蠶家が可なり屢々生繭で出來ました時に賣つて、早く賣つて逃げると云ひますか、さう云ふことを随分やつて居るのであります、是は私は組合製絲と云ふ立場から云ひますれば洵に迷惑至極な話と思ふのであります、繭の値の高い時には生繭で賣つてしまふ、安くて是は組合へ出して置いて製絲にした方が得かなと思つた時には組合に供繭する、さうしますると組合の立場から云へば要するに自分の一番都合の好い組合としては損する立場の時に繭が澤山集つて來る、養蠶家としては少し勘定が好いと思へば組合員たるに拘らず生繭で賣飛ばしてしまふ、是ぢや組合は立つ瀬があるまいと思ふ、私は色々の觀方もございませうけれども一概に理事者を責めることが出來ぬ事情が澤山あると思ふのであります、理事者としては可なり大きな組合を作りまして更に模範工場を建設して此工場を相當に經營して行く爲には、組合に對する供繭だけでは到底やつて行けない、景氣の好い時には賣つ

てしまふ、景氣の悪い時にのみ組合に繭が集まるのでございませうからやつて行ける筈がない、そこで是非なく他所から繭を買つて來て其損失を防がうと云ふ其態度は私は理事者としては寧ろ當然だと思ふ、産業組合の立場に立ちまする時には供繭と云ふものは相當確保されなければならぬ、苟も組合員たる以上は、其組合に對して飽迄自分の作りましたる繭は之を提供する、さうして組合が略々集め得る繭の總量も見當が付くと共に、自分の設備でこなし得る所の繭の總量の見當が付かなければ、到底組合はやつて行けまいと思ふのであります、所が一面今度は養蠶家の立場になりますとどうか、成程組合員でありますから供繭することは當然であります、今日の養蠶家の立場から見まして明に此際どうも供繭しては損するかも知らぬ生繭の儘で賣つて逃げる方がどうも金も多いし又當面必要でもあるし色々の點から見まして生繭で賣ることがどうしても必要だと斯う養蠶家が考へまする時に、組合員でありながら生繭で賣ると云ふことも是亦洵に是非のない事と私は思ふのであります、之を以て組合員でありながら何故お前は生繭で賣るか怪しからぬぢやないか斯う責める勇氣は私は恐らくあるまいと思ふ、農林當局に於きましては其養蠶家の行動をお前は組合員である組合員ならば當然供繭する必要があるのだ供繭するのがお前の義務ぢやないか然るにお前は陰で窃に自分の懐ろ勘定から生繭で賣つて逃げることはそれはお前困るぢやないかそれは農林省監督の立場からだつたら言ひたうござ

いませうが、私は言ふ勇氣はござるまいと思ふのであります、さう云ふ問題が私は將來當然あると思ふのであります、其時のことを考へて見ますると此第五條の統制がどう働くか今の農林省の殊に山崎農相のやうな事情を能く御存じの方はそれはもう統制は最後で猫が金魚を引掻き廻す時のみ統制するんだと仰しやいますけれども、實際の場合になりますると産業組合は瀕死の状態が此儘私は續くと思ふ、今の儘持つて行きましたら、何時になつたつて産業組合は旨く行く筈はなからうと思ふ、産業組合としましては政府が輸出生絲の價格を統制しまして、生絲の價格を或る一定の程度に止めてやつて、經營が安全だ而も産業組合に繭を出す方が採算上農民に得だと云ふ見當が付かぬ限り農民は決して供繭の義務を確實に履行しやませぬぞ、しない方が當り前だ、所がさう云ふ状態で繭の値の高い時には農民は勝手に賣飛ばす、繭の値が面白くない時にのみ産業組合に繭を提供すると云ふやうな、さう云ふ今日の狀況が續く限り、産業組合が旨く行く筈はないのであります、さうすれば此統制法に於きましては組合製絲と云ふものを一つの形態として御認になつて居る、又は吾々一般の國民の生活から見まして本當に組合の事業と云ふものが巧く行きますならば、吾々お互に是は幸福だと思ふのであります、さうであります以上は、斯うして第一條に依つて一つの方針を擧げてあります以上は、當局と致しましてさう云ふ場合が発生しました時に、どうかして組合を發達さしてやりたいと御

考になることは私は當然と思ふ、私としましても發達することを切に希望する、さう云ふ時に政府の御役人の考方から、是は繭の値の安い時にのみ組合に供繭されて高い時には生繭で賣飛すと云ふこんな状態では、百年經つたつて千年經つたつて到底組合はやつて行けないぢやないかと云ふことを御考へになる時に、果して此統制は其儘で放つて置かれますか、何時になつても組合が立行くことが出来ないやうな状態で放つて置かれるかどうか、是は私は放つて置けないだらうと思ふ、當然此組合に對しては組合員は出来る限り供繭せいと斯う言ふだらう、農林省で仰しやらなくても組合は自治的にさう云ふ決議をするに決つて居る、組合の存立上先づ吾々組合員たる者は苟も一つの産業組合を組織して居る以上は、組合に向つて供繭すべきである、生繭で勝手に賣つては困る、若くは乾繭にしても他所へ賣つては困る、組合員である以上は兎に角組合に供繭しようぢやないかと云ふことを自治的に決議することは私は當然と思ふ、而も先程來申します通り養蠶家の方から言ひますれば、それは飛んだ迷惑なんです、生絲の價格が安定しない限り生絲が安定して組合製絲へ繭を出した方が採算上得だと云ふ見當が付かない限り、養蠶家としてはさう云ふ決議に従はされるのは飛んだ迷惑であります、怪しからぬと言はれるかも知れませぬけれども養蠶家としましては、吾々を犠牲にして組合はどうしてさう云ふことをするのか、吾々あつての組合だ、採算から云つて生繭で賣りたいのに何故組合はさ

う云ふ勝手な決議をするかと言ふのが當然なものであります、而も組合の方では恐らく今局長、大臣の言はれまする通り、自治的に統制しまする時にそんな勝手な真似を許したくないと云ふのは、是は又當然そんな勝手な真似は許したくない、組合員たる者は其組合に藪を出すのは當然ぢやないかと仰しやるのは當然と思ふ、さう云ふ當然な決議を當然な申合せを自治的にやつた場合、其當然な申合せに違反する所の養蠶家を勝手に放つて置いて差支ないと言はれるか、勝手に放つて置いて差支ないと云ふならば、百年待つても千年待つても組合の経営は到底やつて行けやしない、それでも放つて置かれるか、其時には當然……勿論それはまさか進んで役所が第五條の統制を振廻しはしないでせう、振廻しはしないが組合の決議が極めて妥當であり、尤もであると云ふ立場であります以上は、此統制に必要なる命令を御出しになることは私はあらうと思ふ、さうなります以上は其命令を肯かぬ者は罰則の適用を受けると云ふことも、是亦あり得ると思ふ、それはどう御考でありますか

○山崎國務大臣 組合製絲の例での御話でありますから、先づ組合の性質、是はまあ篠原君能く御承知のことですから、申上げるまでもない事でもありますけれども、或はと思ひますから一言申して置きますが、組合でありますれば是は強制加入とか、或は當然加入のないことは是はもう御了解

のことと思ひます、此間から問題になつて居りました実行組合以外のものを當然加入と見ると云ふことは、是は産業組合の方でなく養蠶組合即ち郡農會、公益團體、斯う云ふ風に御理解を願ひたいのであります、隨て産業組合であれば之には強制加入と云ふことはない、養蠶家の自由意思に依る一種の契約に依つて組合が出来る、斯う見て置かなければならぬ、そこで其組合にはそれ／＼又組合の規約と云ふものが當然起る譯であります、只今御話のやうなことは現在は恐らくやつてないことと思ひますが、大體は組合内部の関係でありますから、恐らく各種組合に過怠金は設けてあることと思ひます、其組合の約束に反した組合に付ての過怠金ですね、是で大體は組合は統制を取つて行くべきものであらうと思ひます、唯先に申上げましたやうに愈々金魚を覗きに來ると云ふやうな、其公益の上から放置することが出来ないと思ふやうな場合が、今の組合製絲に付て起りました場合に、第五條が動かぬかかと仰せになれば、それは動く場合があると見なければならぬ、併ながら普通の、そこに悪意もなければ何もない、所謂過怠金で行くと云ふやうなことは、是は其手段に依つて組合自身が統制を取つて行く、斯う云ふことでなくてはならぬと思ひます、第五條が絶対に及ばないかと云ふとさうではありませぬけれども、それは先刻私が申しましたやうな特殊な場合に是は發動する、而も之に對しては刑罰を以て臨むと云ふことも是も苛酷でありますから、極めて輕微なる過料を科すると云ふ

やうなことにして居るのでありますから、今日世間の一部で色々と宣傳されて居りますやうな懸念は私は無用ではないか、斯様に考へて居るのであります

○田邊委員 私は簡単に農林大臣に伺ひたいと思ひます、前回私から政府に對しまして政府の獎勵せんとして居る乾繭組合は、組織の上から見ても缺陷が多い、是では健全なる發達を見ることは出來ないのではないか、斯様な質問に對しまして農林大臣は、農民が其生産物を個々に處分することは面白くない、之を團體組織として又一面に於ては生繭としての取引はどうしても不自然である、此取引を改善するに付てはどうしても茲に乾繭取引を獎勵することが必要だと、斯様に御答になつて居るのであります、私は農民が其生産物を協同して之を捌く、此點に對しては別に異論はないのであります、併ながら生繭取引が不自然であるからして、此不自然なる取引を改善をして乾繭取引に移す、此點に對しては少しく政府と見解を異に致して居る、私は生繭取引が不自然ではない生繭取引は自然であり是が當然であり、又是が適正なる習慣だと私は考へて居るのであります、此點に關しまして政府は此法案の指導精神を緩和して生繭取引を原則として、乾繭取引を加味する方針を御執りになる譯には參らぬのでありますか、此點に付て大臣の御意嚮を承りたいのであります

○山崎國務大臣 御答を申し上げます、政府は乾繭取引に全部を持つて行くと云ふ方針を執つて行くのではないかと云ふやうな御氣持からの御疑問と御察しを致しましたが、さうではないのであります、即ち御承知のやうに豫約取引も一つの正當なる取引として認めて居る譯であります、唯政府の狙つて居ります點は、御承知のやうに現在約四割と云ふものが生繭取引の所謂成行取引と申しますか、俗に言ふ振賣斯う云ふ状態に相成つて居りますが、之を改善して行くと云ふことが一つの狙ひ所であるのであります、其状態が果して自然であり合理的であるかどうか、此處を御考を願ひますれば問題は自ら明瞭致すことと思ひます、田邊君百も御承知のやうに農家が年に二回或は三回と申しませうか、唯一時に繭を生産致しまして、其生産致しましたる繭を時の情勢如何に拘らず、好むにせよ、好まざるにせよ、已むを得ず之を一週間や十日の間に賣らなければならぬと云ふ、此一體取引の状態と云ふものが是が望まじき状態農民に取つて有利なる取引の形態であると云ふ風には、何としても考へることが出來ないのであります、之を擁護致すと云ふ爲には、是は先般來度々申し上げましたやうに、矢張之を原則としては乾繭に致しまして、さうして處理を致すと云ふことが農民に取つて非常な有利な事であり、而も又製絲家に取つても一時に多額の購繭資金を要すると云ふやうな、大きな金融上の不利益を避ける手段にもなりますし、左様な考方を致すことが最も適當ではないか、併ながら先刻申し上げますやうに、一方に製絲家と養蠶家の間に取結びます豫約取引、即ち特約取引、是が是迄は

例外のやうな事でありませうけれども、今回は普通の取引の形態として法の上に明に認めて行かう、斯う云ふ考方を執つて居る譯でありまして、どうも私共は私共の考方の方が過ちがないやうに、實はまあ殆ど此點は確信を致して居る譯であります、まあ技術の事は別に申しませぬが、此點に付ても私共素人ではありますが出來得る限りの意見は實は聽いて見た積りではありますが、左様な點から致しましても決して心配はない、斯う云ふ風に實は考へて居る譯であります

○田邊委員 大臣の御説明では繭の全體を乾繭取引に移す譯ではない、斯う云ふ御話ではありますが、大體今日に於て特約取引を入れますと八割と云ふものは生繭取引である、繭産額の大部分と云ふものは生繭で取引をされて居る實情であります、而して其中の四割は特約取引で生繭で取引して居る、あの残りが要する所政府が之を乾繭取引に大體したいと云ふ御方針である、其意味に於て此四割の問題が色々中小製絲家にも、亦從來の蠶絲業者にも重大な影響があるので、此點が問題になつて居ります、成程乾繭組合に關係のある方々、又蠶絲に關係のある官僚の人々は乾繭取引を主張を致して居るのであります、併ながら實際に繭の生産者である農民も、亦製絲家も、亦或は昨今其生活權を奪はれると言つて非常に悲鳴を擧げて居る二十萬の生繭業者も共に生繭取引を希望致して居るのであります、生産者も消費者も共に生繭取引を要望致して居ることは是は枉ぐべからざる事實であると私は考

へて居ります、更に又或は大臣は御承知がないかも知れないのでありますが、現在の乾繭組合の内容は事實に於ては矢張生繭取引であります、農民が此乾繭組合で繭を乾繭をすると云ふことは少いので、組合へ組合員が繭を持つて參る、其處に仲買人なり製絲家が居つてさうして直ぐ其繭を賣買をする、さうして其組合員は生繭代金を其儘直ぐ換金して持歸る、さうして多くは仲買人なり又は製絲家が其乾繭組合へ乾繭を託して居るので、是が要するに今日の乾繭組合の實體であるのであります、又私の縣の山梨縣の如き、今日乾繭組合などは一つもないのです、市場があり、乾繭設備があり、銀行の倉庫があり、特約組合がある、さうして生繭取引が何等の弊害もなく又不利不便もなく完全に行はれて居る、又繭の本當の主要産地である此關東と致しましても、愛知縣でも、長野縣でも、生繭取引が圓滑に弊害もなく行はれて居る、斯様に生繭取引の機構が安全に發達を致して居るのであります、此機構を變更してまでも、政府が劃一的に、一律一體に乾繭取引を奨励すると云ふ方針はどうしても私は穩かでないと思ふ、それですから政府が此生繭取引を大體の本則として特別の事情ある處、又別の理由の存する處に限つて健全なる乾繭組合を奨励すると云ふことがどうしても適當ではないかと考へます、此問題は諄いやうであります、立法の精神に關する重大な事柄でありますから更に大臣の御考を伺ひたい

○山崎國務大臣 其點は田邊君仰せの通り法の根本に觸れる問題であります、先づ前提として御述になりましたことに、私共の見ます所と相當の距離があることを感ずるのであります、田邊君の仰せになりました所に依りますと、養蠶家側も生繭取引を好んで居る、製絲家も云々と云ふやうな殆ど生繭取引と云ふことが業界の大多數の輿論であるやうな風の御觀察を爲すつて居るやうであります、其點は不幸にして私の見ます所とは全く逆に相成つて居るのであります（中略）是までのやうに生絲の非常な販路の裕かなる時代、需要の非常に旺盛であつた時代でありますれば、是は姑く問題は別でありますけれども、昨年のやうな非常な窮境に陥り、而して是も色々の方策はござりませうけれども、誰の力を以て致しましても、蠶絲家の前途を極めて樂觀的な状態に持つて行くと云ふことが爾く簡單に出来るものとは考へ得ないのであります、どうしても養蠶業、製絲業、輸出業、或は又更に遡つて原蠶種の問題、即ち蠶絲業の全面に互る各部門に於て、餘程健實な政策を立て、掛りませぬければ、中々是は前途は色々心配をすべきことが多い、之を唯目先の應急的の直接施設と云ふだけのことでは済まされるものであるかどうか、それでは制底いかぬ、どうしても養蠶業の基礎を健實にすると云ふ政策を同時に立て、行かなければ、何時又再び昨年のやうな非常な慘澹たる状態に陥らぬとも限らぬ、斯う云ふ感じを私自身も懷きましたし、又困難を感じて居られまする地方の人々も、それはもう

異口同音に、寧ろ政府の怠慢を責めるやうな態度を以て御要求があつたのであります、是あるが爲に農林省が案を立てまして中央蠶絲會に諮問致します前に、製絲關係も、養蠶關係も、或は昨今は新聞紙上に散見を致しまする所では、反對と云ふやうな風に現れて居りまする商工會議所などに致しましても、悉く此産繭處理統制に付て恒久策を立つべしと云ふことは、非常な強い要望があつた譯であります、又現在の事情を御覽戴きましても、成程製絲關係者の一部には反對の聲があることは、私も能く承知致して居るのであります、養蠶關係の殆ど全國の諸團體に依つて、産繭處理統制法の通過を熱心に今日翹望致して居る、又全國の農會關係の諸君なども其通りであります（中略）私は今日之を實行すべき時が迫つたものである、斯様に實は考へて居る譯でありまして、或は田邊君の御氣持とは距離がありませうけれども、率直に私の考を申し上げれば以上の通りでございます

○田邊委員（前略）更に伺ひたいと思ひます、此法案は生産者である農民に重大な關係があると同時に又製絲業者にも重大な關係があるのであります、而して大製絲家に關する點に付きましたは、特約取引に關する質疑の際にして後に御尋致しますが、先づ中小製絲家に關する問題に付て御伺をしたいと思ひます、此法案の實施の結果としては中小製絲業者はどうしても兎に角乾繭の技術だけは奪取られてしまふ、技術の問題は昨日政府の説明に於ては未だ徹底致して居らぬのであります、併ながら假

に此技術の問題は切離しまして單に工業經濟の立場から考へましても、乾繭の部分は奪取られてしまふ、而して原料品の仕入にも亦束縛を受ける、乾繭者の繰繰の一貫した其作業も巧く行かないやうになる、能率はどうしても悪くなる、從來設備して居る乾繭の装置を放棄して、さうして組合に高い乾繭料を拂ふ、二割も三割も高い乾繭料を拂はなければならぬと云ふ状態になる、是ではどうしても生産費が高くなることは是は自然の勢であります、斯様なことで是で工業經濟として成立つものであるかどうか、中小製絲業者が更生の途上にある此製絲業者の生絲の改良發達を阻害することになりはしないか、斯様に私は考へて居るのであります、是は井野政府委員から御返事で宜しうございますから御答を願ひます

○山崎國務大臣 詳しい事は局長から申上げること致しますが、私の考を一寸一言だけ冒頭に申上げて置きたいと思ひます、今回の法律に於て特約取引を認めて居ります點は主として大きい製絲業者の方が此制度を運用されることは多からうと思ひますけれども法の建前と致しまして、決して中以下の製絲家には特約を認めないとか何とか云ふ意味合のものでないことはもう御諒解のことと思ひます、そこで單に特約以外の場合に付て一つ考へて見ますと云ふと、固より此現在の製絲家の有つて居られます乾繭の装置にして相當のものでございますれば、之を今後利用を繼續すると云ふ途は是は十

分立つ譯であります、唯氣の毒なことでもありますけれども随分多數の乾繭の設備には可なりに不完全なものがあることは是も能く田邊君御承知の通りであります、左様なものに付きましては今回政府が相當の助成金を出しまして整つたる設備が全國に普及を致して参りますれば、要するに全國を通じましたる乾繭の成績と云ふものは是は從來よりも非常に改善せられる、隨てそれは絲の上に於ても好い結果を齎すと云ふことは、是は私は蔽ふべからざる一つの收穫であるかと考へて居るのであります、尙又非常な資力の弱い製絲業者の方々などを標準として考へて参りますると可なりに此購繭資金に付ては無理があるのであります、是はもう田邊君の方が私よりも御詳しい譯であります、無理は當然のことであつて、一箇年の大體の所要の繭と云ふものを數箇月分を纏めて一時に購入しなければならぬ、是は可なりに購繭資金の運轉に於ても無理があると云ふことは明瞭な事であります、其點は今回の此施設が出来ますれば私は資力の弱い製絲家に於ても非常なる利便が開けるものと、斯様に考へて居る譯でありまして、資金運轉の關係、それから今の設備が全國的に見まして餘程改善せられる結果を招來すると云ふ點、諸般の點から見まして私は今回執りました方針が決して御心配のやうなことはないと思ひ居る譯であります、尙ほ詳しい事は局長から補足を致すことに致します

第七回 (三月十三日)

○飯塚委員 (前略) 一番先には組合製絲の成績に付て御伺したいと思ひます、一體組合製絲の成績は配付されたる所の書類に付て見ましても又現に私等の群馬縣近くを見ましても、組合製絲と云ふものは理想に於ては非常に好いのであります、洵に是は自分達の取つた繭を自分達で作る、洵に自分の精神——何處までも生命が一貫して居ると云ふやうなことで非常に好い組織であるが、是がどうも成績が悪い、どうして成績が悪いのか私等が側から見ても、現に群馬縣などは初めに南三社と云ふのがありました、それは全く自分が絲を取つて——自分の妻が挽いてそこへ持つて行つてやつて居つたのだから洵に成績が良かったのであります、近頃は段々進歩して製絲が工業になりまして農産物の加工ではなくなつた、本當の産業組合と云ふものでなくなつてしまひまして、絲を取つて持つて行くこと云ふことは、恰も産業組合の形になつて居りますけれども、もう製絲と云ふ工業になつて居る、(中略)今は非常に進歩するに従つて悪くなつた、それはどうかと云ふと産業組合と云ふのでありますから、税金を出さないと云ふことに付ては非常な利益がある、現に群馬社の如き色々聞きますと、どうして利益があるか、税金を出さない、補助金があるから、助成金があるから設立には非常に好

い、併しそれは經營する時になると群馬社と云ふものは工業である、どうしても生産費を安くしなければならぬ、何をしなければならぬかと云ふと立派なものに合理化しなければならぬ、もう工業である、然るに一方はどうかと云ふと産業組合の供繭が不足であるけれども煙を出して居なければならぬから、工場を抱へて居ながら供繭が十分でない爲にそこで困る、已むを得ず群馬社の如きは違法のことをする、買ふべからざるものを買つてやらなければならぬと云ふやうなことで——決して徒らにするのではない、已むを得ずするのであらう、本當の産業組合と云ふものは人を以て單位として居る、甲ならば甲其人の生産した所の繭を皆組合に持つて行くと云ふのが本當の理窟であるけれども、剩つたり少なかつたりするから其人が十の力を有つて居るのであるが、五なら五のものしか供繭しない、さうして足りなければ買ふと云ふやうなことをして此産業組合が違法のことをして居る、將來の組合製絲と云ふものは私は違法をするに非れば工業の目的を達することは出来ない、工業の目的を達すれば違法をする、名は産業組合である、税金は免除されて居る、一方からは保護を受けるが人から憎まれる、茲に私は——今日産業組合の組合製絲と云ふものが旨く行つて居る所もありませうけれども、群馬邊りの失敗したのはそれでありませう、之をどう云ふ方法にして政府では此組合製絲と云ふものを本當に完全にやつて行かうと云ふ御意見でありませうか

○井野政府委員 産業組合は農民が繭を處理致しまする一つの形態として、理論上合理的であると云ふことも私共は認めるのでありますが、過去の実績に於きまして其運用の上に兎角經營上面白くない組合のありますことも是亦私共能く承つて居るのであります、其運用の宜しきを得ませぬ色々の實情を調査致して見ますと、今御話の如く是が工業化したと云ふことに原因のありますものもあるかは知りませぬが、大體に於きまして——併し營業製絲と竝んでやはり優良なる生絲を作ると云ふ爲には、技術上の色々の改善も致さなければなりませぬし、又生産費も或る程度低めて行きませぬでは他の生絲と竝んで行くと云ふことにはなりませぬ、此點に於きまして色々の改良を工業的に加へて行くと云ふことは、是は組合製絲としてもやはり一つの進むべき途ではなからうかと思つて居るのであります、唯御話の群馬社其他色々の實例がございましたが是等に於きましても地區が非常に廣汎に過ぎるとか、又其組織自體が過去に於きましての色々な不合理なる組織になつて居ります爲に、或は設備が大き過ぎる爲に組合員の供繭を以てしては足らずして他から繭を買つたと云ふ實例もございます、色々其運用に於きまして好ましからざる事例のございましたことは、是は私共も十分に承知致して居る次第であります、是等の事柄は今後組合製絲の——過去に設立されました組合製絲の更生計畫と致しまして、十分吾々は其改善を圖つて行かなければならぬと考へるのであります、然らば將來に於て組

合製絲に對してどう云ふ考を有つかと云ふ御尋に對しましては、私共は過去の色々な組合製絲の実績が十分に擧つて参りませぬで果して是が農民に良い制度であるか、どうか理論上非常に良いが實際に於て大に助長獎勵して全部斯う云ふやうな制度に持つて行くことが宜いかどうかと云ふことに付て、私は非常な疑問を有つて居るのであります、隨て今回の施設に於きましても組合製絲の増設を段々獎勵して行くと云ふことは決して致しませぬ、寧ろ過去に於て其設備が分散致して居りますが爲に極めて不合理な經營を致して居るとか、又地區が非常に錯綜致しましたり、或は廣大に過ぎ狭小に過ぎ其爲に供繭の恰好に得られませぬ色々の原因等を能く調査致しまして、さうして過去の組合の整理其ものに向ひまして取敢へず進んで行きたい、斯う云ふ制度を有つて組合製絲には向つて行きたいと考へて居ります

○飯塚委員 大體今の儘では組合製絲と云ふものが到底立行かぬと云ふことは明かである、何となれば違法のことをしなければ其會社は經營が出来ない、それから又違法でなく工業的に産繭を十分に集めようとするならば餘る時はある、先づ平均にすると云ふと豊作の時には餘る、餘つた時には賣ると云ふことが宜いのですけれども、今度は凶作の時には供繭が少いと云ふことになる、それでどうしても買はなければならぬことになる、買はなければ二箇月と云ふものを休まなければならぬ、所がそれ

だけのものは買つてはいけない、自分の出したものでしなければならぬと云ふのが此産業組合の法則で他から買つてはいかぬと云ふのならばどうしても二箇月休まなければならぬ、休むならばそれだけ工女を頼み家を頼み職工を頼んで置かなければならぬ、それだけ経費が掛る、一生懸命稼いで合理化してさうして二箇月分只遊ぶと云ふと、是迄の生産費が高くなり品物が高くなつて来る、其品物が市場に賣れる筈はない、外國市場に賣れる筈はない、所謂先刻も言ふ通り生産費を安くしようと云ふのには過不及の現状をないやうにすることが必要である、組合製絲の現状では農産物に對して過不及ないやうに之を生産すると云ふことはどうしても出来ないことである、だから今の儘では到底いけない、それで何故繭を買つていけないかと言ふと、買ふと云ふことは農林省が許さない、買つたら宜からうと思ふがどうしても許さない、斯う言はれる、どうしても組合の性質から餘所から買ふと云ふことはいけないと云ふことになつて居りませうけれども、其製品と云ふものが生産費が高くなる、生産費が高くなれば其品は賣れないことになる、之を看過して置いてさうして其蠶業政策を樹てようと云ふやうなことは如何に安定をさせようとしても安定するものでない、安定した所で生産費が高くなる、高くなれば其製品は市場に高くする政策あるに非れば此組合製絲と云ふものはみす／＼損をするものに決つて居る、此政策を農林省は見てやつて他に幾ら政策を樹てることがあつても遠くから眼に

見えた分り切つたことである、であるから組合製絲が理論上、性質上いかぬと云ふものならば、是は存在することを許さぬと云ふ政策を立てなければならぬ、是がどうしても良いものだと言ふのならば之を助成する政策を購することになる、買ふ所にも乾繭の供繭と云ふものを確保せられる所の方針を立てなければならぬ、此案を法律に於て出すと云ふあなたの方に確信がないならば、産業組合製絲と云ふもの、全體の確信ある所の熱心が足りないせいであると言はなければならぬ、斯う見えるのであります、是は私の申す迄もないことである(以下略)

○飯塚委員 (前略)今日農林省では組合製絲に付て供繭を確保する其確保をする爲め、不正競争や拔賣など、云ふことは悪い事は分つて居るが、併し今言ふ通り凶作であつた時買はなければ供繭が足りないと言ふ時、組合製絲が買つても宜いと云ふ方針ですか、買つては悪いと云ふ方針ですか、凶作で供繭が足りなくなつた時、普通の時は組合員から出た繭を買はなければならぬと云ふことになつて居りますが、然るにそれだけでは足りない、二箇月遊ばなければならぬ、遊べば生産費が高くなつてしまふ、皆の組合員養蠶家に分配が少くなる、分配を多くしようと云ふならば供繭をどうしても確保する、即ち買はなければならぬ、それを何かの便法で買はせると云ふ方針ですか、或は買はせない方針ですか、さうでなければ生産費を下げると云ふ所謂製絲政策の根本に是が觸れて居ない、どう云ふ方

針ですか

○井野政府委員 組合製絲に致せ乾繭組合に致せ皆供繭の確保と云ふことが事業の經營上最も必要でありますことは、是は飯塚委員の御話の通りであります、唯今日先程申上げますやうに、現在出來て居ります組合製絲と云ふものが過去の其經營自體に非常な不馴な時分に簇生致しました其實情に顧みて見ますと、供繭の區域が組合の設備に適合致して居りませぬで、又地區が重複致しまして其爲に供繭が十分に確保されなかつたと云ふ色々な組合の區域其他設備の關係から、兎角供繭確保に缺くる所の多い實例もあるのであります、併し産業組合と致しましては組合員の事業でありますから、組合員が生産致しましたものを確保致しまして販賣致すのが今日の産業組合製絲の構成になつて居るのでありますから、組合員以外の者から組合が繭を買ふと云ふことは、是は目下の組合法制に於ては違法になつて居る譯であります、隨て供繭確保の制度が面白く行かなかつた爲にさう云つたやうな弊害が出來た實例は是は認めざるを得ない、それ等の點は或は先程申しましたやうに區域の整理、設備の合同なりを致しまして、さうして組合自身に於て組合員の供繭に依つて十分に一年中の經營が出来るやうに改善をして行かなければならぬ、是が今回の産業組合製絲に對しましての豫算なり其他の指導方針として當局が進んで行きたい一つの方針であると云ふことを申上げるのであります

○飯塚委員 (前略)大局から見て製絲業の根幹に副うて一貫した政策を執らなければ何にもならぬ、現在の組合製絲では生産費を下げる方法が立たないと云ふならば、地區を決めるとか何とか云ふことは意味を成さぬ、それには産業組合と云ふ特別法律に依つて之を純然たる製絲工業として、さうして組合員の供繭を十分なる根據として組合員に供繭の義務を實行させ、確保さして若しそれが爲に不足を生ずるやうな時には買つてすると云ふだけのことをしなかつたならば、是は組合製絲をして優良な適品を作らしめ生産費を下げさせると云ふ方針に副はないと私は思ふ、ですから是は特別法律でやられる御意思があるか否かと云ふことを私は聴きたいと思ひます

○井野政府委員 産業組合製絲の供繭確保の問題は、極めて重要でありますことは私共も考へて居るのであります、唯組合外の繭を買ひまして、さうして其組合製絲が一つの製絲工業を行ふと云ふことになりますと、今日或る意味に於て反産運動等の關係に於きまして、組合が違法行爲を行ふことを非常に世間では喧しく言つて居りますのも、要するに組合員自身がつて組合員自身のものを加工して、製絲して居りますれば問題はないのであります、其組合自體が組合員外のものもどん／＼買つて、さうして製絲工業を營むと云ふことになりますと、製絲家との關係に於きましても非常な問題が起つて來るのであります、でありますから産業組合製絲としては矢張飽迄組合員のものを加工して、

さうして販賣すると云ふ建前で参りませぬと、其點が少しく其機能を逸脱して参りますと一方に於て色々の特典があるに拘らず、製絲工業と相竝んで原料繭の購入までやつて活動すると云ふことになり、ますと、そこに色々の問題が起つて参りますから私共も組合製絲の限度は現在の儘に置いて不合理の點を、地區の點に於て改善を圖り、或は設備の點に於て改善を圖る、さうして供繭確保をして行くのが組合製絲の使命である、斯う云ふ風に考へて居るのであります

○飯塚委員 例へば百釜なら百釜と云ふものを段々能率を擧げて、地區の改正や何かで供繭を確保することが出来るか出来ないか、それは案を見なければ分りませぬが、恐らくむずかしからうと思ふ、反産運動と云ふ問題もあるが、十二箇月の中二箇月を皆遊ばせて置くと云ふことならば誰の利益になります、國家の不利益ではありませぬか、生産費を下げるならば賣れると云ふものを、生産費を下げてくても下げることが出来ないやうなことをして置いて、それに製絲を營ませると云ふことは非常に悪いことであります、ですからさう云ふことは何とかせなければならぬと云ふことに御同意は出来ないでせうか

○井野政府委員 先程來申上げて居りますやうに、組合員の供繭の數量以上の設備を有つて居りまして、さうして供繭が足りませぬ爲に他から買つて來ると云ふことに付きましたは、それは設備が大き過ぎるのであります、さう云ふ所は設備の縮小を圖るなり又改善を致しまして、組合員の供繭量と組合の設備の調和を考へて十分に指導して行かなければならぬと思ひます、今回の色々の組合製絲に對する方針に於ても、或は個々の單位組合が色々必要以上の設備を有つて、而も供繭が十分得られぬ爲に困つて居ります所は或は聯合會組織に致させまして、聯合會に組合の供繭に適應しまする設備を其處へ移しまして、さうしてそれを優良な設備に直して行く、又區域をさう云ふ風に整理して行く、即ち組合製絲の設備と其區域内の供繭量との適合を圖るやうに指導して行かなければならぬ、新設するものに付ては勿論其點は十分考へなければなりません、過去のものに付きましてさう云ふやうな指導精神を以て是が整理に當つて行かなければならぬ、ですから飯塚委員の御話の通り餘りに大き過ぎると組合製絲の上に非常に弊害がありますから、其點を十分に直して行かなければならぬと云ふ風に考へて居ります

○飯塚委員 兎に角此質問は餘り長くする必要はありませぬが、現在の組合製絲と云ふものは損をするに決つて居る、違法の事をすれば儲かるかも知れないが、違法の事をしなければ儲からぬのは決つて居る、之を一日も早く何とかしなければならぬ、地區の改正とか合同するとか、設備を小さくすると云ふことが果して善いか悪いかは問題であります、何も組合製絲でなければ日本の製絲業が立たぬ

と云ふものではない、組合製絲でなければ世界に向つて絲を賣つてはならぬと云ふことはない、要するに市場に於て日本の製絲と云ふものを發展させれば宜しい、組合製絲、産業組合を援けるが爲に煙突を一丈のものを五尺にしたり、二十尺のものを大き過ぎるから八尺にすると云ふやうな方針とは私達は違ふと思ふ、それよりも反産運動があつていけないなら正々堂々と公平な處置をすれば決して反産運動は恐るゝに足らない、幾ら反産運動があつてもそんなものを恐れなくて此組合製絲を純然たる工業として、是れの能率を發揮させると云ふことに務めなければならぬと私は思つて居ります、産業組合の製絲と云ふものは特別のものであると私は考へて居る、ですから是は特別の法律を出して産業組合の製絲工業と云ふものは一種特別のものにしたい、是だけは工業化する、他から物を買ふなど云ふことも當然のことである、斯う云ふやうに私は考へて居る、若し反産運動が怖いからと云ふので設備が小さくなつたり、煙突を八尺に切つたり五尺に切つたりするやうになつては大なる間違だと思ふ、其方針で行かれるならば私は非常に結構だと思ふのであります（以下略）

第八回（三月十四日）

○林委員（前略）此際吾々が審議上、肚を決める上には是非御尋して置かなければならぬことは、産業

組合の實體に付て質問をして見たい、即ち御尋する所は産業組合の使命、其「モットー」とする所、吾々の承知して居る所では第一共存同榮である、第二には生産者より消費者へと云ふことを「モットー」として居る、それからして中間搾取機關の撲滅と云ふことを目標にして居る、此三つを承知して居るのですが、是は事實であるや否や、農林大臣に御尋して置きます

○山崎國務大臣 産業組合は申すまでもなく、先づ之を販賣組合に付て申上げますれば、農村の生産物を個々に捌く不利益を避けるが爲に共同致しまして、有利に之を捌く、是が産業組合の使命であるのであります、只今御述べになりました中間機關の撲滅とか、或は生産者より消費者へと云ふやうなことは、個人或は是まで産業組合を發達せしめる爲に、其事に熱心なる人々が或は左様な言葉を使つたかも知れませぬけれども、それは私は斷じて適當なる言葉でないと思ふ、飽迄産業組合としては販賣組合でも宜しうございますが、販賣組合は農村の生産物を共同に捌く、是が産業組合の使命であります、之に依つて農村の經濟事情の利益、福利を増進して行く、是が使命であります、現に私は米の委員會でも再三申して居りますが日本の經濟組織に於て、中間配給機關と云ふものは儼然として其存在を維持すべきものであります、私は此配給機關と云ふものが消費者と生産者との中間に立つて、又是は是で考へて貰ひたい點もありませんけれども、其使命は極めて重大な使命を有つて居る機關であ

つて、之を排撃するとか或は之を壓迫すると云ふやうな考方は斷じて有つべきものでない、此方針を執つて居るのであります

○佐藤委員 林君の問題に關聯して御聞したいのですが、私は此場合内務大臣竝に農林大臣の權限に關して御尋をしたいのであります、只今林君が述べられましたやうに私共此審議を進める上に於て極めて支障ありと感ずるのであります、今回此産繭處理法案を中心と致しまして熾烈なる贊成運動又激烈なる反對運動、今は此兩者が相對峙して非常なる不安なる空氣を起して居ることは事實であります、此現在の不安なる社會相に對して内務大臣は何と見られるか、而して只今林君が述べられた所の此産業組合の使命など、云ふことは別と致しまして、其産業組合に於て全面的に政府の提出して居る所の法案に對する支持運動が極めて熾烈になつて參つたのであります、而も其運動たるや常軌を逸し去る十日でありましたか、私が内務大臣に質問を申上げたのに、其場合に内務大臣は回答されて安寧秩序を紊すやうなことがあれば取締らなければならぬと云ふ御言葉であつたが、今や安寧秩序を紊すのみならず、吾々委員は非常に脅威を感じて居るものである、此事實を看過して居ると云ふことは、先日内務大臣が吾々に言明した言葉を裏切るものである、而して只今林君が言はれた産業組合の活動に對しまして、私は端なくも驚くべき事實を發見したのであります、それは今此處に於ては其名前は

發表することは差控へますが、一縣の知事が、而も其知事は産業組合中央會の會長として同一人間が其青年の全面的運動に對しまして一つの指令を發して居る、其電文を今讀んで見ます、政府案支持の陳情團編成に關する或縣の指令文書是は原案の儘です、第二回全國農村産業組合大會出席方に關するものであります

現農村經濟の根幹を成す米穀自治管理法及産繭處理統制法案の二大法案は目下議會に提案せられ、委員付託となりて審議中に屬するも、右二大法案とも當業者より猛烈なる反對に依り情勢愈々險惡を告げ、此儘に推移する時は審議未了に終るやも測り知るべからず最も憂ふべき形勢にあり、今假に本法案が通過せざるが如きことあらんか、産業組合の發達を阻碍し、其結果は農村經濟の死活に關するものと相認め候に付き、此際急遽第二回の大會を東京に開き、政府案支持に付き猛運動を起すこと、相成り候に付き、左記に依り貴組合より代表を選定御派遣相成たく此段を依頼に及び候也

記

一、大會場所 神宮外苑大日本青年會館

一、時刻 三月十一日午前十時

- 一、代表者 本縣より五百名派遣の見込に付き、貴組合よりも必ず派遣すること
- 一、各組合より激勵電報を一齊に政黨本部、縣下選出代議士、貴族院及出席委員宛打電すること
- 一、上京したる者の職分氏名は支會に報告せられたし
- 一、參考電文命令 米蘭の法案、原案通り通過方御盡力を乞ふ

米蘭の法案原案通り御盡力を乞ふ、斯う云ふ電文まで書いたのであります

何某産蘭處理統制法案委員氏名、米穀關係法委員氏名、謄寫版添へて右指令を發せり

此指令を即ち或一縣の知事が出したと云ふことに至りましては私は頗る驚かざるを得ない、勿論是は知事の名ではありませんぬ、産業組合中央支會の會長として出したのであります、でありますが一入である、之を受取つたる者の心理は直ちに知事が之に對して誘導し、激勵するものと判定することは是は誰でもさう云ふやうな感じを起すのである(「ヒヤ／＼」)而も今や此法案が吾々立法府に於て、連日審議をされて居つてどう云ふ風な程度になるかも分らぬ此際に於て、此立法府を脅かす如き態度を地方の官吏が致すに至りましては、吾々は斷じて之を黙することが出来ない、而も吾々が立法を致しまして法案となり、發布せられたる所を實行すべき一地方官吏が、未だ法案成らざる時に斯の如き常軌を逸したる行動を執るに至りましては私は、内務大臣の責任を問はざるを得ない、尙又産業組

合關係でありますが、山崎農林大臣も之に對しては相當なる考がなければならぬと思ふのであります、此二點に關し兩大臣は如何なる考を有たれるか、茲に御答を願ふと共に斯る指令を出すことを内務大臣は果して認容せられたか、此點を御伺します

○山崎國務大臣 先刻から申し上げますやうに、斯様な米とか、蘭の法案は中々地方農村に取りまして、亦關係業者に取りまして利害のある問題でありますから、其利害を感じまする方面に於て、一方には賛成の機運が起り、又一方には非難、反對の聲が起ると云ふことは是はまあ已むを得ないことであります、併ながら産業組合は固より行政機關でもなければ公法人でもないものであります、私法人ではござりますけれども、併ながら産業組合と云ふものは農村に取つて大切な使命を有つて居るものでありますので、苟も産業組合として行動が常軌を逸するとか、或は穩當を缺くと云ふやうなことがあつてはならぬのであります、其點は政府案に賛成だから寛大に考へると云ふやうな左様なさもしい考は私は有たぬのであります、左様な點に付て假に組合自身の行動が常軌を逸するやうなことがありますれば、それは飽迄も不適當なことであるとして、注意を致すと云ふことは先刻來申し上げました通りであるのであります

○後藤國務大臣 只今御話のありましたことは御話にも出ましたやうに、私は事實を能く存じませぬ

から、其事情が如何であつたかは此處で御説明出来ませぬけれども、知事が知事としてやつて居ることでは勿論ないこと、思ひます、産業組合の何か會の關係でやつて居ることだらうと思ひます、それが知事のやることであると云ふ風に取りられる虞があると思ひますが、支會長と云ふ名義で何かやつて居ると云ふ御話でしたが、支會と云ふものがある、又地方の會と云ふやうなものがあつて産業組合とは別だらうと思ひますけれども、唯さう云ふ風な會があり、是はそれ／＼内務省の監督に屬して居るものでありませぬけれども、今も農林大臣の御話のありましたやうに、色々な會合等が常軌を逸したことをやると云ふことに付ては、監督官廳はそれ／＼相當な取締も致して參ること、思ひます、どうも知事其者がどうしたと云ふ問題としては扱ひ兼ねるものがあると思ひます

○佐藤委員 (前略)今内務大臣は産業組合の會長の名前であるから、自分の取締範圍でないと云ふことを言はれるが、是は知事と同じ人である、であるから内務大臣が此責任を回避すると云ふことは出来ない譯である、而も十日の日に私は内務大臣に御尋をした、地方官憲に對して反對陳情者を阻止するやうな傾向があるが、之に對しては内務大臣は斯の如き指令を地方官憲に命令したかとあなたに申上げた所が、さう云ふ命令はして居ないと斷言をせられたが、實際問題としてはあるのであります、殊に内務大臣は此産鹵處理法案を繞つての對立抗爭、是等に對する社會不安に對しては一層責任を感

せられて、而して安寧秩序を保たれ、只今林君が言はれたやうに青年團の輕佻過激なる行動に對しては、飽迄も徹底的取締を行ふと共に知事の名前を出さないでも、産業組合の會長として指令をすることに付ては、徹底的の調査をされてさうして之に對しては嚴重なる所の戒告をせらるゝやうに願ひたい (以下略)

○後藤國務大臣 御話の如く十分に注意を致して參りたいと思つて居ります、極く公正に秩序安寧を紊すことなからしむるやうに出来る限りの努力は致したいと思ひます

○林委員 私は此議案の審議を進むる爲にどうしても産業組合のことに付てもつと深く御尋しなければならぬのであります、農林大臣の言はれるのには、生産者より消費者へと云ふことはいかぬ、中間搾取機關を撲滅すると云ふこともいかぬことだと云ふことは洵に私も満足致しました、そこで御尋致しますが、此二つの言葉は産業組合に於ては少くとも斯様な言葉を用ひないことにせしめると云ふ御言明を戴くことが出来るならば幸と思ふ

○山崎國務大臣 其點は米の委員會でも丁度同様な御心配の御話が出まして、私も古いことは、詳しいことは知りませぬが、一時成程あなたの仰しやつたやうなことを、一つの「スローガン」のやうにして、さうして産業組合の發達を助成して行くやうな運動に使はれたことはあるさうであります、併

しそれは私はどうも穩かでない、斯様に考へると云ふことを明瞭に米の委員會でも申した譯で、其點は林君の御希望通りに私は考へて居るのであります、其時分に現に斯う云ふことがありました、農林省の中などにもさう云ふやうなことを主張する者がありはせぬかと云ふ、斯う云ふことがありました、が是は以前産業組合發達の爲にさう云ふことを考へて居つた者があるかも知れぬ、それは私としては斷じて許さぬ、斯う申上げて居つたのであります

○林委員 私はさう思ふと云ふ言葉でなくして、左様な指令を御出しになつてさうして此二つは用ひないやうに嚴に差止めると云ふことに承知して宜しうございますか

○山崎國務大臣 其點は十分注意して參ります

○林委員 私は産業組合と云ふものに對して、役人の人達の頭がどうも分らない所があると思ふ、澤山ありますが、例へば今のやうな風に大臣が言明されたとしても、實效は舉らないのではあるまいかと云ふ心配を持つのであります、と云ふのは是は内務大臣に御尋することであり、産業組合の歌と云ふものがあります、それは非常な過激なものであつて、嚴重に取締つてやると云ふことであります、此點は内務大臣に御尋しますが左様な取締を爲さつたことが内務省にありますかどうかを伺ひたい

○後藤國務大臣 私非常に迂濶であります、産業組合の歌と云ふものは能く存じませぬ、併し過激なものであり秩序を紊すものであれば取締つてあると思ひます

○林委員 是は今私も其歌を持合せないので次の機會に持つて來ても宜いが、是は露西亞を謳歌したものであります、それでは歌の話よりも一つ實例を申上げて見たい、農林大臣などは前にはとか古い頃にはと云ふ御言葉であります、最近私は私の縣の或る産業組合の大きな集りに臨んで見たのです、すると其處で劇をやつて居つたのです、此劇のことに付ては特に司法大臣にも御聞願はなくてはなりませんので、此事を御聽願つて御尋したいと思ひましたから、私が特に司法大臣の御出席を要求したのは此處にあるのであります、劇の筋書は長くなりますから結論だけ申し上げます、それは或る家庭のお婆さんが佛壇に向つて盛に又熱心に禮拜を續けて居ります、其處へ孫達が來て何の爲にお婆さんは神佛を信心するのかと聞いた所が、それは極樂に行きたい爲にやるのだ、お前達も神佛は信心しなければいけないよと説教した爲に、成程さうかと思つて居ると其處へ又一人の孫ですか子供が出て來て、いや飛んでもないそんなものを拜んだつて何になるか死んで極樂に行くよりは、生きて居て極樂に行くには産業組合格を拜めば宜いではないかと云ふと、其處へ産業組合の神様が現れて來て、お前達は感心な子供だ産業組合を禮拜すれば生活が豊になり、生活が豊になればあの世で極樂に行くど

ころではない此世に極樂の華が咲くぢやないかと云ふことを御示しになり、さうして盛に産業組合様の前で亂舞禮拜すると云ふ筋書であります、是は何事であるかと實に私は戰慄を覺えたのであります、是は宗教撲滅運動ではありませぬか、祖先崇拜も何もあつたものぢやない、全く以て今日の日本の宗教心を幼稚な國民から撲滅する運動であります、實に是は容易ならぬ大きな問題であると私は思ひます、全く以て露西亞の運動其儘を日本に植付けて居るのである、是はつい最近の事實であります、斯う云ふやうなことに付て私は司法省に御尋したいが、僅に「シンバ」とか何とか言うて、五圓、十圓金を呉れたと云ふので、それは勿論悪いには相違ないが、それに對して酷い嚴罰に處して取締つて居るに拘らず、思想運動を取締るところではない實行運動を助成させて居ると云ふことは、何たる手落であるか、斯くして斯様な方法手段を用ひて産業組合運動をやると云ふことになれば、全く以て國體の變革と云ふやうな中央の大きな問題よりも、毛細血管と云ふか、尖端の——地方、國民の毛細管と言つてはをかしいが、是は中樞機關を改めるのは後廻しにして、毛細血管を先に赤化する運動だと言はれても仕方がなからうと思ふ、而も私をして言はしめるならば、共存同榮と云ふ言葉は美名であるけれども、産業組合の共存共榮と云ふ言葉は實行に於て共に榮えると云ふことにはなつて居らぬ、唯生産者だけが榮れば宜い農民だけが榮れば宜いと云ふことである、それが而も農民の幸福には

なつて居らぬ、極論するならば産業組合の功罪如何と云ふことを言はねばならぬが、長くなるから結論のみを言ふならば、産業組合は何等貢獻して居ない、三十年の間に而も毎年十八億の流動資金を用ひて今日農村の何處が明るくなつて居るか、彼等自らが凡そ今日程農村の疲弊困憊はないと言つて居るではないか、三十年の間に非常に多額の資金を用ひて、農村を明るくして居らないと云ふことを彼等自ら言つて居るではないか、産業組合が發達した爲に農村が明るくなつて居ると云ふ實例を一つも舉げて居ない、さう云ふ功罪を論ずることは暫く措いて、此法案が通過した曉に斯様な者の手に移る時には産業組合運動を擴大強化する爲めの法案になりはせぬかと云ふことで、私は此法案の成立つた時を憂へて居るのであります、而も左様な劇に依つて段々と敬神崇祖の念を破壊して、物質のみに傾いて唯物主義其ものが産業組合に澎湃として流れて居ることを思ふとき、經濟上の効果は暫く措いて、假にあつたとしても唯物的經濟的方面のみを考へて唯心的には何等考へて居ない、斯様な點に付ては如何やうに取締りどんな風にして居るかと云ふことを司法大臣に御尋致します

○山崎國務大臣 司法省の政府委員に對する御尋でありますから、司法省から御答を申し上げます、思ひますが、唯一言私は此場合申上げることが御許しを願ひたいと思ひます、林君は今回の問題に關聯して種々反産運動の爲に御迷惑を御感じになつて居る際のことです、已むを得ぬことで

ありますけれども、産業組合は申す迄もなく農村の共同施設の組織でありまして、私は此組織を彼此れと申すことは如何なものであらうか、是は飽迄も其堅實なる發達を企圖致すことが必要である、弊の伴ふ所は是は飽迄も是正して參らなければならぬ、併ながら往々世間の論議には其一端を捉へて、平たい言葉で言へば角を矯めて牛を殺さんとするやうな論議も、世間往々にして聞く所でございます、是は私深く遺憾に考へて居る點であり、又林君の御趣旨の存する所も同様であると存じますけれども、私共から伺ふと少しく御言葉も極端に御述べになつたやうな感じが致しましたから、決して是は反駁する意味ではありませんけれども、私は此場合私の所信を一言申上げて置くことが必要であらうと考へるのであります

○舟橋政府委員 司法大臣は只今差支がありますので私より御答致します、國民の宗教的信念を破壊し其精神的の間隙空虚を充填するに赤化思想を以てすると云ふやうなことは、露西亞方面に於ても行つて參つた一つの手段でありまして、只今御説の如き事例に付きましたはまだ當局に何等報告が參つて居りませぬ、十分に調査研究を致さねばならぬこと、思ひます、若し左様な事例にして一種の左翼運動と云ふものと認めることが出来るならば當局に於きましても十分に警戒し又取締を爲すべきものと考へて居ります

○林委員 (前略)私は更に尙ほ農林大臣に是は御尋して置かなければならぬが、あなたは産業組合の組織は必要だと仰しやるが、然らば産業組合をして段々育て、行つて其窮極は日本の經濟機構と云ふものを産業組合のやうな組織に變へよう、と云ふ御方針であるか、之をはつきり伺つて置きたい、若し又それがはつきりすることが出来るならば、此議案の審議もそれに次いで吾々はそれに副ふやうに又考へて見なくてはならぬことがあるかも知れませぬ、兎に角何だか眞綿で首を締めるやうに、産業組合に偏つてはいかないとか何とかと、言葉遣ひは巧妙でございますけれども、事實一方は擴大強化して、さうして配給機關である所の多數の組合以外の人達はちり／＼と行詰つて来るやうなことをして居る、先達農林大臣は、いや自動車が行つて来れば人力車が廢れるのは是は時の勢で已むを得ないぢやないかと飛でもない例を仰しやつたが、それは自然に左様に發達するのは宜いが國が一方を支持し、一方を萎靡せしむるやうな方法を執る時は國は責任を有たなくちやならぬと思ふのでありますから、私は此際寧ろ明瞭にして胡魔化しは止められて、明瞭に行く／＼は日本の經濟機構は産業組合式に變へて行くのだぞと言はれた方が、國民全體が之に善處する所を今から考へて行つて甚だ進むべき途がはつきりされて、安心することが出来るのであります、此點をはつきりすることが出来ないでありますか、御尋致します

○山崎國務大臣 私は度々申し上げますやうに、生産者あり、消費者あり、中間機關あり、此三つの組織は其一を撲滅するとか無くなすとか云ふことは考へ得ることでない、又左様なことは考ふべきことでない、此考を有つて居るのであります、さうして生産組合のやうな農村の生産物或は必需品の購入と云ふやうな場合に付て共同組織を以て、さうして農村を有利に考へて行かうと云ふ此組織は、是は飽迄堅實に發達さして行かねばならぬ、弊は矯めて行かなければならぬ、併ながら政府が全國の組織をどうする斯うすると言つても左様なことは出来るものでもありません、考へる範圍を寧ろ超えたものではないかと思ひます、私は生産者と、消費者と、中間機關の是等三つの組織と云ふものは、飽迄儼然たる存立を續けるものと斯う考へて居ります

○林委員 さうしますと農林大臣の御言葉を簡潔に要約して私は何つて置きたいことは、産業組合の共存共榮と云ふことは、生産者、消費者、配給機關、此三者の共存共榮と云ふ意味であつて、詰り生産者のみの共存共榮ではなくて國民全體の共存共榮の意味であるとはつきり了解して置きます、又左様に産業組合方面にも嚴重に通達して監督すると云ふ御言明でありますから、今日の言質を重んじられまして産業組合の中央會を初めとして各系統組合の幾多の印刷物と云ふものを、皆直して戴かなければならぬし直して下さること、確信致します、必ず農林大臣は實行なさることであると信じ、總て

の宣言や趣意書、總ての印刷物、總て今日迄の行過ぎた所を全部改廢して戴くと云ふことを確く信じ極めて誠意ある御答辯に満足して私の質問を打切ります

第九回 (三月十五日)

○飯塚委員 (前略)そこで今どうなつて居るか云ふと、營業製絲から見ると如何に合理化して能率を上げて、政府の補助のあるだけ組合製絲と云ふものはそれだけ弾力性がある、其弾力性を利用して所謂賣崩しをするやうに見える、政府の補助があるだけ弾力があるのであるからそれが先に賣れることになる、さうすると云ふと營業製絲と云ふものに對して一種の不正競争をすることになる、不正競争をする所の資金を政府が與へると云ふことになりましたれば、是は由々敷問題だらうと思ふ、さうなると普通の營業製絲から非常な苦情が起る、であるから如何に組合製絲を助長すると言つても、他の營業製絲を倒すと云ふやうなことにならないやうにしなければならぬ、所が一面此供繭の確保がむづかしいと云ふことであると組合製絲としては何とか考へなければならぬ、若し又確保が出来政府の補助がそれを不正競争に用ゐると云ふことになりましたれば、他の營業製絲と云ふものは立行かない、今日蠶絲界に於て賣崩しが困る、賣崩しが困ると云ふことを言ふ、政府が後援して賣崩しをすると言

つて、非常に困つて居る方面がある、之に付て大臣の政策を一つ聴きたいと思ひます

○山崎國務大臣 (前略)飯塚さんの御懸念の主たる點は、組合製絲と營業製絲との間に——一方は國が保護を加へて居つてそれだけの裕りがある、それを以て營業製絲を壓迫すると云ふやうなことがあつてはいかぬと云ふ此懸念、是も先日例へば林君が組合製絲に付て御話になりましたやうな點とは違ひますけれども、亦一應御尤な御意見であります、此組合製絲に付きましたは今回豫算上の計畫を致して居りますのは局長からも詳細申上げたこと、思ひますが、主として整理合同と云ふやうな點に付て若干の助成を致す、斯う云ふ方針であるのであります、固より御承知のやうに組合製絲の事業上の助成を致す意味では無論ないのであります、唯組合は御承知のやうに産業組合制度の結果と致しまして、恰も商業者に於ける商業組合、工業者の工業組合と同様に生産者の共同處理と云ふことを獎勵する意味に於きまして、或は税法上の特典がありますことは御承知の通りであります、是は一般に農産物を賣るに付きまして、或は商業者の商業組合でも、或は工業組合でもやはり斯様な團體組織を獎勵して參ると云ふ意味合から、或は營業稅、所得稅等の特典を、是は農業のみでなく、商業、工業總て平等に國が與へて居るのであります、其特典を得ると云ふことだけは確に組合の有つて居る一つの利益であるに相違ありませぬが、是は只今申上げますやうに農工商業を通じて一つの大きな見

地から、現在のやうな特典が與へられて居る譯であります、でありますから左様な點は組合製絲などは十分其特典を正當に有効に用ゐて參ると云ふことは、是は大切なことであります、之を以て賣崩しを致して營業製絲と——所謂不正競争と云ふ御言葉であります、營業製絲を壓迫すると云ふやうなことに及ぶことは、是は極力避けるべきものであらう、斯様に考へて居ります

○飯塚委員 (前略)組合製絲と云ふものは政府から多少の補助があります、税金や總てのことに付て補助がある、それは成程補助と云ふものがあるのは農産物の加工でありますから、普通の産業組合の例に依つて税金を免除されると云ふ特典がある、其特典を吾々は決して不都合と言ふものではない、今日お互に正當な競争は宜しい、然れども組合製絲を政府が補助すると云ふことは其生産費を下げるに云ふ點に於て非常に彈力がある、彈力があれば其の彈力を利用して他の營業製絲と競争が出来る譯である、さう云ふことをしては私は不都合だと言ふのであります、自分が先に賣抜けると云ふことは宜いが、それでは組合製絲を政府が補助して營業製絲と競争させると云ふことになりますから、營業製絲と云ふものはどうしても立行かぬことになる、私は組合製絲でも、大小の營業製絲でも、どちらも日本の製絲業として最も尊ばなければならぬと思ふ、組合製絲と云ふものに補助をして、さうして第一に優越權を持たして品物を賣抜かせる、其次に營業製絲の品物を賣らせると云ふやうな政策は、

あるべきことではないと思ふ、而も小さい生産物なら宜しいが、此農村其他總ての國家經濟に關する産業を内々で競争させるやうなことで、而も政府が補助して片方を倒すと云ふ意味ではないでせうか、それに優越權を持たすと云ふやうなことは是は政府のやるべきことではない、(中略)政府で組合製絲と云ふものと營業製絲とを對立させて、其間に眞に正當な競争があると云ふことは許さなければならぬが、併し政府が之を助成して他の營業製絲と云ふものと所謂不正競争をさせる所の資金を與へると云ふことは、是は營業製絲に對してどうも公平でない、斯う思つて居ります、農業團體と云ふものを作つてそれが相當の利益を受けるのは當然だと仰しやるが、それは物に依つてだと私は思ふ、此製絲業の如き而も國際商品となつて居る今日、それを賣崩されては困ると云ふやうな聲が非常に盛になつて居る時に、政府が賣崩す所の資金を與へるやうな形を取つて居ると云ふことがあると由々敷ことだと私は思ふ、此點に付ては大臣はどう云ふ御考でありますか

○山崎國務大臣 (前略)此制度は先刻來申上げますやうな農産品の共同處理と云ふ組織の一運用として現れることでありますので、之を飽くまで助長して行つてさうして飯塚君の御懸念になるやうな、營業製絲を壓迫するとか云ふやうな所まで持つて行くことは、是は當局としても實は考へて居らぬのであります、唯今回之に對して多少の助成金を考へましたのは、隨分組合製絲の中に整理或は合同等

を要するものがあると認めて居りますので、左様なものを多少の助成金を出しまして整理合同をせしめて、さうして一口に申せば不成績な状態にあるものを堅實に改善をさせる、斯う云ふ程度のものであります、之をどん／＼と擴張すると云ふやうな考へ方は是は政府の方針としてやつて居るのではない譯であります(以下略)

第十回 (三月十六日)

○飯塚委員 (前略) 元來製絲業態から云ふと、日本で理想的の製絲と云ふものはどう云ふものか、詰り理想的の製絲と云ふことに非ざれば、我國の蠶絲業と云ふものゝ制度を進展させることは出來ない、其理想的の製絲業態は今日どう云ふものかと言へば、私は詰り桑園の改良から養蠶技術、それから製絲竝に販賣迄、一つの頭に一貫して流れて居る所の一つの理想を有つて居るものでなければならぬと思ふ、終始一貫させる所の政策を執らなければならぬ、それには製絲家と云ふ者は特約取引、組合製絲、此業態と云ふやうなものが理想的のものであらう、營業製絲に於て特約取引がない所の營業製絲のものにも、此一貫した所の仕事をさせるやうな途を開かなければならぬと云ふのが理想だと思ふ、それならば組合製絲と云ふものと、特約取引と云ふものが、現に行はれて居る所の理想的の製絲

業態だと思ふ、然るに此本案を見ますと、全く特約取引の許可制度を變へて罰金を附して認可されて居る（中略）どうしても特約取引と云ふものは睨んで居ると云ふやうなことは明に分つて居る、組合製絲と云ふものは、是は固より組合を設立するに付て新設を助長すると云ふことがありまして、組合製絲と云ふものを非常に助長し新設を誘導すると云ふやうなことで、此政府の意のある所を察するに特約取引と云ふものは悪い奴がある、是は許可制度を變へて認可制度にする、片方は組合製絲は良いものだから助長してやると斯う云ふ御精神であらうと思ふ、併し蠶絲政策から言ひますならばどちらも理想的なもの、養蠶より製絲迄一貫せる所のものであるから、今日では理想的の状態だらうと思ふ、尤も只今の所では弊害はありませう、どちらにも弊害があるが、弊害から言ふならば特約取引と云ふものは、養蠶家を威嚇するとか何とか云ふ弊害はある、其弊害を除去するのにはどんなに嚴重に取締るも宜しい、併し蠶絲政策から言ふならば、理想的のものだから助長したいと考へますが、今の組合製絲と云ふものに弊害があるだらう、組合製絲に弊害があるならば、其弊害は何處までも之を直して行かなければならぬ、さうして弊害と云ふものは何かと言へば、組合員の不利益になることでありますから、其弊害を除去して組合員の利益を確保するやうに之を取締らなければならぬ、今日の弊害を是正することに付ては組合製絲も特約取引も同じであらう、又之を理想的の製絲業態とするなら

ばどちらも同じであらうから此間區別があつてはならぬと思ひます、弊害を是正することには私共は賛成であります、片つ方のものは助成して新設をさせる片つ方のものは之を許可制度にして取締ると云ふ考であつてはならぬと思ひますから、其點に付て御明答を願ひたいと思ひます

○井野政府委員 飯塚委員の御説に付きましては私共も極めて御同感の點が多々あるのであります、養蠶家製絲家が一つの組合を作りまして、さうして其組合の下に製絲家は製絲設備、製絲技術を提供し、養蠶家は原料繭を提供する、之に依つて製絲、養蠶の聯合を圖つて一貫作業をして行くと云ふ考方が最近擡頭しつゝあるのであります、是等も私共は其主義に於て極めて同感でありまして、蠶絲對策として今後の方向と云ふものは其方面に進むことも一つの理想であると云ふ風には考へて居るのであります、併し現状に於きまして今日此産繭處理の實體を見ますれば、此産繭處理の全部を、或は大部分を、特約に持つて行くと云ふことも困難な實情にありますことは、是は飯塚委員も御承知の通りであります、又組合製絲と云ふものも今日迄の實績から見まして、之を或る程度範圍を擴げて行くと云ふことも目下の事態に於きましては餘程考慮を要するものである、でありますから私共も今回の立案は現状に即しましてさうして現状を紊すことなく、一つの方向を示したい、隨て豫算計畫其他に於きましては大體特約取引の現状四割を矢張目標として置いて居るのであります、之を縮めようと云ふ

業態だと思ふ、然るに此本案を見ますと、全く特約取引の許可制度を變へて罰金を附して認可されて居る（中略）どうしても特約取引と云ふものは睨んで居ると云ふやうなことは明に分つて居る、組合製絲と云ふものは、是は固より組合を設立するに付て新設を助長すると云ふことがありまして、組合製絲と云ふものを非常に助長し新設を誘導すると云ふやうなことで、此政府の意のある所を察するに特約取引と云ふものは悪い奴がある、是は許可制度を變へて認可制度にする、片方は組合製絲は良いものだから助長してやると斯う云ふ御精神であらうと思ふ、併し蠶絲政策から言ひますならばどちらも理想的なもの、養蠶より製絲迄一貫せる所のものであるから、今日では理想的の状態だらうと思ふ、尤も只今の所では弊害はありませう、どちらにも弊害があるが、弊害から言ふならば特約取引と云ふものは、養蠶家を威嚇するとか何とか云ふ弊害はある、其弊害を除去するのにはどんなに嚴重に取締るも宜しい、併し蠶絲政策から言ふならば、理想的のものだから助長したいと考へますが、今の組合製絲と云ふものに弊害があるだらう、組合製絲に弊害があるならば、其弊害は何處までも之を直して行かなければならぬ、さうして弊害と云ふものは何かと言へば、組合員の不利益になることでありますから、其弊害を除去して組合員の利益を確保するやうに之を取締らなければならぬ、今日の弊害を是正することに付ては組合製絲も特約取引も同じであらう、又之を理想的の製絲業態とするなら

ばどちらも同じであらうから此間區別があつてはならぬと思ひます、弊害を是正することには私共は賛成であります、片つ方のものは助成して新設をさせる片つ方のものは之を許可制度にして取締ると云ふ考であつてはならぬと思ひますから、其點に付て御明答を願ひたいと思ひます

○井野政府委員 飯塚委員の御説に付きましては私共も極めて御同感の點が多々あるのであります、養蠶家製絲家が一つの組合を作りまして、さうして其組合の下に製絲家は製絲設備、製絲技術を提供し、養蠶家は原料繭を提供する、之に依つて製絲、養蠶の聯合を圖つて一貫作業をして行くと云ふ考方が最近擡頭しつゝあるのであります、是等も私共は其主義に於て極めて同感でありまして、蠶絲對策として今後の方向と云ふものは其方面に進むことも一つの理想であると云ふ風には考へて居るのであります、併し現状に於きまして今日此産繭處理の實體を見ますれば、此産繭處理の全部を、或は大部分を、特約に持つて行くと云ふことも困難な實情にありますことは、是は飯塚委員も御承知の通りであります、又組合製絲と云ふものも今日迄の實績から見まして、之を或る程度範圍を擴げて行くこと云ふことも目下の事態に於きましては餘程考慮を要するものである、でありますから私共も今回の立案は現状に即しましてさうして現状を案することなく、一つの方向を示したい、隨て豫算計畫其他に於きましては大體特約取引の現状四割を矢張目標として置いて居るのであります、之を縮めようと云ふ

考はないのであります、それから又乾繭取引に付きましても今日生繭の振賣になつて居りまする三割八分の中の三割を乾繭の方に持つて行かう、あとの八分、約一割と云ふものは、是は色々の實情に依りまして生繭取引の必要な場合もあります、そこで御話のやうな適品主義の方面に於きまして、或は製絲家と養蠶家との間にさう云ふ必要のある部分もありますので、隨てさう云ふ部分は將來の蠶絲對策の方針として窮屈ならしめないやうに、其部分も残してあるのであります、唯組合製絲に付ては新設なり其他の助成を大にやるやうに計畫には書いてあると云ふ御話であります、組合製絲は餘り今日の實情ではどん／＼擴張をさして行きたくない、寧ろ既往の組合の堅實化を圖りたいと云ふやうな程度があつた案の骨子であります、唯地方の實情に依りまして少し位の新設の必要のある所もあるかも知れませぬから、さう云ふ所は堅實に經營せしむるが宜い、其意味で多少の新設を認めて居るのであります、併し大體の方針は過去の組合の整理合同に重きを置いて居る次第であります

○飯塚委員 私はさう云ふ産繭處理と云ふやうなことに付て問うたのではない、(中略)政府の案のやうに片つ方は認可制度を執り、片つ方は助長主義を執ると云ふと、組合製絲を以て理想的のものにして居るやうに見えるが、さう云ふ考で今でも居るかさうでなくどつちも兩立した所の、一貫した共營主義と云ふやうなものを理想的製絲業態と見るかと云ふだけの私の質問であります、其どちらかと云

ふ點であります

○井野政府委員 御質問の點に付きましては、此法文の形だけから御判断願ひますと只今のやうな御質問が當然起り得ると思ふのであります、私共の立案致しました精神は飯塚委員の御考と全く同じであります、組合製絲を大に助長して特約取引を大に抑へようと云ふ意味ではないのであります、特約取引も組合製絲も一つの合理的處理形態として、養蠶家の進むべき方向であると云ふことで同じ扱をして居るのであります

○飯塚委員 (前略)製絲業と云ふものは全然工業になつて居る、所謂營業製絲の如く工業化しなければいかぬ、一體製絲業と云ふものは農林省が管轄して居ますけれども業態から言ふならば、是は農林省が扱つて宜いものか、商工省が扱つて宜いものか分らない、是は私は純然たる工業だと思ふ、故に之を工業と見て之に合理化をさせて生産費を下げると云ふことが一番必要だと思ふ、然るにさうなつて參ると營業製絲の方は偕て措きまして、組合製絲と云ふものを眞に工業化するのには一番困るのは此供繭の確保だと思ふ、供繭が餘つたり足りなかつたりしたら堪らない、足りない時は組合製絲の本體として遊んで居るが宜いと云ふやうな法の建前、組合製絲では買つちやならぬ、遊んで居る、法律の建前がさうだからと云ふことでありますればどうしても遊んで居なければならぬ、だから供繭の確

保が出来ない、けれども私はどうかして此供繭の確保と云ふことはさせなければなるまいと思ふ、供繭の確保が出来ないのは法の建前だから仕方がないと云ふやうなことでは、蠶絲政策は立たないと思ふ、是は特別のものである、普通の産業組合では自分の生産品として出したものを確保すると云ふことは、是は農民運動として産業組合運動として當然のことであり、併し他のものとは違つて此蠶絲業と云ふものはさう云ふ法の建前だからさうしなくてはならないと云ふことをして、どうして製絲工業が立つか、(中略)而して又組合製絲と云ふものを擁護するのには、特別な法に於て他の營業製絲と同じ活動が出来るやうに自由な法規を作るに非ざれば、其組合製絲と云ふものは利益を得ることが出来ない、利益を得ることが出来ないならば組合員までも利益は得られないと云ふことになります、是は政府に於て能く考へて一方に於ては組合員と云ふものゝ利益を保護する點に付ても、此組合製絲と云ふものに對して何とか特殊の考をしなければならぬ、今の儘にして置いて、大根や麥を賣るやうな共同販賣をするやうな考にして、其法規の下に此組合製絲を生存さすやうな考は、全く養蠶家と云ふものゝ利益を保護するの念がないものと私は考へる、製絲業政策と云ふものに付ては、一貫した仕事が出来ますから適品を作ると云ふことは出来る、適品を作ると云ふことは出来ませんが原價を低下させると云ふことは出来ない適品廉賣の主義と云ふものが一貫して行はれる所の業態でないなら

ば其業態と云ふものは、所謂蠶絲業政策の根本に反する所の業態ではないか、之を助長して置いて今の儘に産業組合の法律の下に於て之を兩立させることは逆も出来ない、此點に付てはどう云ふ御考でありますか、何か御考がある積りですか、或は今の儘で放つて置く積りですか

○井野政府委員 飯塚委員の御尋の産業組合製絲の供繭確保を致します爲に、員外の繭を買取り得るやうにしなければ完全なる供繭確保が出来ぬ殊に組合製絲を工業化する爲に、其必要があるのではなにか、斯う云ふ御尋でありまするが、組合製絲の現状に於きまして供繭量と設備との關係上、設備が過大なるが爲に供繭に不足を來したから、繭を買ふと云ふの實例のありますことは、私共も承知致して居るのであります、併しそれは組合製絲の本來の私は理想ではないと思ふ、組合製絲は失張組合員の供繭量に相應します、寧ろ供繭量よりは設備としては或る程度縮小せられたるものを以てさうして若も供繭の多くなりました時には、之を乾繭にして販賣すると云ふ風な方面に指導をして行くのが、適當であると思ふのであります、併し現在さう云ふやうな實例がありますが故に組合製絲の法則を變更致しまして、さうして組合員外の繭も買得るやうにし、斯う云ふ御議論に對しましては是は今日組合製絲と云ふものが組合員の生産しましたものを加工して共同販賣致しますが故に、組合製絲としての存在を認められて居るのであります、是が若し員外の繭を買ひまして、さうして大に工業化し

て製絲をやつて行くと云ふことになりますると、御承知の如く組合製絲には或る種々の特典があり、而も營業製絲にはさう云ふやうな特典がないと云ふことから見まして、寧ろ營業製絲に對して非常な壓迫になると云ふことになるのでありますから、産業組合と云ふ制度を利用します以上は、組合員外の繭を買得ると云ふ風に致しますことは、今の状態に於ては穩かではないのかと云ふ風に考へるのであります、隨て若も組合製絲として、どうしてもさう云ふ形態を取らなければ、組合製絲としての今後の經營が困難であると云ふやうな實情に即して参りますれば、私共は寧ろ産業組合と云ふ形態を採らないで、何か別の形態を採らなければいけないのぢやないかと云ふ風に考へざるを得ないのであります、それ等の點に付きましては又特に十分に一つ研究致しまして、其實情に即した指導方針を執つて行きたいと考へて居るのであります

○**飯塚委員**（前略）今言つた如く若しも組合製絲と營業製絲が對立した時に、一方にお前は組合製絲だからと言つて、總ての便宜を計つて助成金を與へ、免税をすると云ふことは不當な援助だらうと思ふ、是は自力で以て生産費を下げたのではない、政府が助力して其人に向つて依怙最負をしたと云ふことになります、是で他の製絲業と云ふものを壓迫しないと云ふことではない、他の營業製絲を壓迫すると云ふことと精神が政府にあるならばさうするでせう、行し先刻言つたやうに同等でどちらにも依

怙最負がない助成も對等のものであると云ふならば、組合製絲なるが故に之に對して助成金を出し、税金を免除すると云ふことは爲すべからざることだらうと思ふ、斯様なことをしますから何でも組合と云ふ字を付ければ補助金を呉れる、斯う云ふやうな補助政策は濫費です、濫費のみならず産業破壊です、是は餘程考へなければならぬ、今組合製絲と營業製絲の對立して居ることは明にそれは分つて居る、唯抽象的に反産運動をするものではない是はどう云ふ御考であるか、之に付ては理窟に於てさうだから、それに付て考慮すると云ふ御話がありますが、それに付て大臣としての御答辯なら聽きま

すが……

○**井野政府委員** 大臣としての答辯と云ふことになりますと非常に困りますが、此蠶絲行政の一端を扱つて居る局長として、大臣も大體同じ考を有つて居るものとして御答を申し上げたいと思ひます、組合製絲と營業製絲の關係に於きまして、組合製絲に付きまして今日助成金を以て現在の組合に對して何等の助成は致して居りませぬ、唯今御話の通り營業稅、所得稅とか云ふものゝ免税の恩典は産業組合にはあるのであります、此免税の恩典は何故あるかと申しますれば、元々組合員自身が造りましたものを自分で賣る場合にも何等の營業稅、所得稅は掛らないのであります、それが共同的に賣りましたも、養蠶者の自ら造つたものでありますからそれを共同的に賣ると云ふ所に一つの恩典があるので

あります、即ち共同的に賣らせることが農民の爲に非常に有益であると云ふので、一つの組合制度を國家の法制として認めそれに恩典を與へて居るのでありますが、是が爲に營業製絲が競争上壓倒され不當競争になると云ふやうな御話でありますけれども、それは現在に於てはさう云ふ機運には相成つて居らぬのであります、大體が御話の通り養蠶者自ら造る組合製絲でありますから營業製絲の如き専門的の製絲工業とは多少そこに技術、其他の點に於て劣る所もありまして實際に於ては營業製絲と組合製絲とは競争的になつて居らないのであります、營業製絲も組合製絲にさう脅威を感ずることなくやつて居るのであります、而して營業製絲に對しては何等助成して居ないかと言へば、蠶絲方面に於きましては營業製絲に付きまして、中小の製絲業者に對しては補助政策を採つて居るのであります、それは御承知の如く製絲共同施設組合と云ふ制度を設けまして、中小の製絲業者が共同の矢張組合を設ければ、其組合の設備に對して助成をする、而もそれに對して共同施設組合に對しては、免税の恩典も與へて居るのであります、即ち養蠶者が自ら組合を作つた場合にも免税をすると共に、中小製絲家も組合を作れば矢張免税をする、免税をするのみならず設備に對して助成金まで今日では與へて居るのでありますから、決して其間に於て國家の助成政策の上に於て矛盾は無いと云ふ風に御諒承を願ひたいのであります

○飯塚委員 助成金まで政府は與へると言はれるが、助成金さへ與へれば營業者の利益になると考へることは大變な間違である、萬已むを得ない時に呉れるのが本當であります、それこそ許可制度でなければいかぬ、それが今日は届出主義のやうになつて居つて助成金さへ呉れば營業者の利益になると云ふやうに考へては大變違ふ、だから私は助成金問題を言ふのではない、一體今問題になつて居る組合製絲が營業者を壓迫すると云ふことは已むを得ないと言はれますけれども、一體私とても共同販賣組合と云ふやうなものは認める、認めるどころではない是非さうして貰ひたい、認めるよりも共同販賣と云ふことにするならば非常に宜い、併しそれに必ずしも助成までして不正競争までもさせる資を與へて助成をすると云ふことは過ぎたものだと言ふのである、販賣組合と云ふものは、利益は、個人で賣るよりも共同で販賣するならば總ての點に於て是は利益である、力が強くなります、だから共同で賣ると云ふことだけでそれが非常な利益だと私は思ふ、政府が營業税とか所得税とか云ふものを免除する爲でなく共同して賣ると云ふことだけに本當の利益がある、製造家がそこに自覺してさうして共同販賣をすると云ふことは洵に宜いことである、併ながら其上政府が補助して、さうして他の者と、而も同業者と不正競争をさせる資を與へると云ふことは、大變間違つて居ることだと私は思ふ、(中略)一律一體に産業組合なるが爲に税金を免除する、營業税を免除する、そんなことではなら

ぬ、是れこそ時に依つて許可制度を以てすると云ふことに方針を改めなければ蠶絲業政策と云ふものに付て私は兩立しないだらうと思ふ、是は大臣に御傳へ願つて御答を願ひたい

○加藤委員 只今飯塚君の御質問中に、産業組合の製絲に特別に助成すると云ふことは、營業製絲と對照して偏頗の處置であるかのやうな御趣意の下に御質問があつたやうに思はれますが、そこで此問題に付きまして、私丁度此處に内務大臣も御出でのことですから、御尋を申上げたいと思ふのであります(中略)只今飯塚君の御質問にありました産業組合に對して特別に營業稅、所得稅を課さないで、而して營業製絲に對しては營業稅、所得稅を課すると云ふことは如何にも偏頗な遣方である、斯う云ふ御所論でありますが私の見る所に依りますると云ふと、即ち此養蠶業者が土地に税金を拂つた、其桑園から得たる蠶に依つて得たる繭、其繭を加工して絲にして之を共同販賣する、斯う云ふことなんでありますから、若し此産業組合其ものが税金を拂ふと云ふことになれば、所謂此蠶と生絲で二重の税金を拂ふと云ふことに私は解釋するのが正當と見るのである、此意味に於て詰り此營業稅を取らぬ、所得稅を取らぬと云ふことであらうと私は解釋するのですが、農林大臣は之をどう云ふ風に御考になつて居るか、又内務大臣はどう云ふ風に之を御考になつて居るか、此場合に一つはつきりと明瞭に致したいと考へますから、其思召で御答辯を戴きたいと思ひます

○山崎國務大臣 其問題は昨日飯塚君の御質問の際にも述べて置いた問題であります、要するに組合製絲と雖も矢張組合組織の一部面に過ぎないのでありまして、産業組合に對して營業稅、所得稅の免除があると云ふことは丁度商業組合、工業組合に營業稅、所得稅の免除があるのと同様でありまして、其論據は生産物の共同處理——個人々々で處理して稅が課らぬ問題でありますから、共同處理であるから組合の處理に付ては稅を免除してやる、斯う云ふ理論に立つて居るものと考へて居るのであります

○加藤委員 さうすると農林大臣の御答辯から言ひますと、土地に二重の課稅となる意味から出發致した論據ではないやうに思はれますが左様に解釋して宜しいのですか

○山崎國務大臣 私は組合製絲のこと、思つて居りましたが、さうでないのですか、御質問は……

○加藤委員 私が今組合製絲と云ふのは、所謂個人が取つた繭を加工してさうして絲にする、共同的に之をやる、個人でやる形を共同的に之をやると云ふことであつて、營業製絲の如き營業狀態を有つて居るものでない、であるから其私共の課稅すべからずと云ふ論據は、即ち個人は自分の所有桑園、即ち其土地に對して既に税金を拂つて居る、其税金を拂つた土地から生産致した其繭なんである、それを加工致した生絲である、だからそれに對して營業稅、所得稅と云ふものを拂ふと云ふことは、是

は即ち二重の課税となり二重の税金を拂ふと云ふことになるであらうと、斯う云ふ意味から即ち此營業税、所得税を課けない又拂はぬと云ふことに私は解釋して居るのであるが、左様に農林大臣は御解釋になつて居るかどうか、又内務大臣も此點に付てどう云ふ風に御考であるかと云ふことを此場合に承つて置きたい

○山崎國務大臣 大體はさう云う理論から成立つて居ると思ひます、例へば米の販賣組合にしましても農民は自分の農産物に付て所得税其他を負担して居る譯であります、でありますからそれを個人で賣つたからと言つて、又それを共同して捌くからと言つて、共同して捌くから賣るのに營業税を課ける、斯う云ふことは宜しくないと云ふ理論から組合に對する營業税、所得税の免除はなつて居るものと斯う私は考へるのであります

○佐藤委員 網紀官紀の振肅に付ては現内閣成立當時天下に發表せられたことであり、勿論此趣意に於て内務大臣は行政の衝に當られて居るものと信する者であります、本産繭處理法案を中心と致しまして反對、賛成、此熾烈なる社會運動に對しまして非常に不公平なる取締が多々あるのみならず、私共去る十一日の第五回の委員會に大臣の御出席を願ひまして、加藤委員から政府案支持に對する問題として「リーフレット」の件を大臣に質問をされたのであります、其際にも關聯事項として内

務大臣に御伺を致したのでありますが、非常に當局が産繭處理法の反對陳情に對しまして彈壓を致しましたる事實が澤山ありまするので、此問題に付て大臣に御問を致したのであります、尙ほ十四日第八回の本委員會を開きまして、林委員より再び内務大臣の御出席を要求せられて、林君より致しまして産業組合の青年が此産繭處理法問題に對する政府案支持の爲に、此委員に對しまして猛烈なる運動を開始した實例や何かを縷々述べられて、大臣の御意見を求められたのであります、其際も私はそれに関聯を致しまして、或縣の知事が同一人である産業組合中央會の、縣の會長として此産業組合の青年を全面的に指導を致しまして、此案の通過に對しまして非常な猛烈な運動を起した此知事と同一人である産業組合の會長が、斯ることをすることに對して、大臣の所見を承つたのであります、質問の大體「アウトライン」は——概要は第一は「リーフレット」に關する問題であります、それから第二は人權蹂躪に對する問題であります、此處に「リーフレット」を持つて参りましたから、之を参考に一部大臣に差上げます、是は斯う云ふ「リーフレット」であります「選舉區地獄の亡者となり産繭處理法案に反對せる代議士を葬れ、資本閥の毒刃に塵殺されんとする壹千萬養蠶農民を見殺にする政黨と絶交せよ」「大資本財閥製絲會社の魔手と戦へ、二百萬養蠶家壹千萬養蠶農民を救へ、産繭處理法案に反對の資本案走狗の代議士を葬れ」「二百萬戸の養蠶家は團結して産繭處理統制法案に反對する食言

政黨を倒せ、壹千萬養蠶農民は死を賭して産繭處理法案の通過を計れ」此頗る激越なる「リーフレット」を三月九日に群馬縣下に自動車をも以て配布したのであります、而も其自動車を以て配布をしまする状態は、相當に酒を飲んで酩酊して居る人が乗つて之を群馬縣下に撒布したのであります、此事實から考へて大臣は斯る驚くべき「リーフレット」を出版法違反として認めるかどうか、それから斯う云ふ「リーフレット」を撒布することを御認めになるかどうか、先づ之を御伺致したいのであります

○後藤國務大臣 是は私は今初めて拜見致しまするが、今御話のやうな事實でありまするとすれば、餘り穩かでないと思ひます、聞きますれば東京で頒布しようとしたのは、警視廳で之を沒收して取締つたさうであります、群馬縣下にはどう云ふ風になつて居りましたか、能く存じませぬが能く取調を致して見ようと思ひます、出版法違反になることがありますれば、出版法違反として處置致さなければなりません、能く調べて適當の處置を講じさせたいと思ひます

○佐藤委員 只今大臣の御答辯に依りまして、警視廳に於て東京に撒布することは中止せしめたと云ふ御話でありましたが、青年會館に於て産業青年があつた會場の入口で配つたことは事實でありますから、更に此點は御調を願ひたいと思ひます、そこで此「リーフレット」は出版法第十九條、第二十八

條に照しまして洵に治安維持上私は重大なる問題と考へますが、此點に付てはどう云ふ御所見を有つて居られるか

○後藤國務大臣 どうも能く調べないとはつきりした判断は出来ませぬが、出版法違反になるだらうと考へます、唯引札、「ピラ」と云ふやうなものは普通出版法違反にはならないが、斯う云ふ種類のものになりますと、出版法違反になるかどうかと云ふことは、一應調査をしないと断定し兼ねる點があると思ひます

○飯塚委員 (前略)今一つ残つて居る問題は産業組合と云ふものには助成金がある、或は營業稅、或は所得稅と云ふものは私存じませぬけれども、何か免稅の特典がある、其免稅の特典があると云ふことは、其産業組合に於ける所の組合製絲と云ふものに彈力を與へるものでありまして、それは所謂賣崩しをしても尙 儲かると云ふ所の形態が残つて居ります、是では他の營業製絲と云ふものを害することになります、故に何かの方法に於て此組合製絲の助成金と云ふものを——是は助成すると云ふのが悪いと言ふのはありませぬが、他を害すると云ふやうなことは是亦考慮を要さなければなりません、先程も農林大臣が、銘々で自分の製品を持寄せてやることであるから、之に付て相當の助成金を出すのは當り前だと、斯仰しやいますけれども、其産業組合が必ず助成金を取らなければならぬと云

ふものでもあるまい、産業組合と云ふものを發達させるのには七分の助成金を出すも宜しい、段々是が發達してさうして發達して行くに従つて助成金を少くして、政府の助成金と云ふものは全部排除しても、尙ほそこに産業組合と云ふものは残つて居ることであり、何等の保護がなくとも農産物なり何なりを個々に賣るよりも、共同して賣ると云ふことが宜いと自覺せしめるならば、それ自身非常に宜い事であり、是は必ず共同販賣とか産業組合とか云ふものには助成金が付いて居るものだと云ふことはない筈である、此營業製絲に對抗して組合製絲と云ふものがあつて、それがどつちも同じに合理化されて、尙ほ一方に助成金を出してさうして賣崩しをする、彈力を與へると云ふことは全體の蠶絲業政策に反するものでありますから、此點も特に御考慮を願はなければならぬと考へて居ります、是だけの事に付て御諒解があるならば、私は是で宜しいのでありますが、如何でありますか

○山崎國務大臣 昨日來熱心な御話でありまして、現在の制度の建前に付ては是亦私より再三申し上げた所であり、併ながら實情から申しますと、飯塚君の仰せになるやうな點も餘程考慮すべき點があるやうに感じます譯であります、其問題は御意見を拜聽致して置きまして、十分考慮して見たいと考へます

第十一回 (三月十八日)

○佐藤委員 私は茲に最近四箇年間の平均即賣の有利なる實情の資料を持つて居ります、参考に一つ讀んで見ます、産繭處理に當つて組合製絲へ供繭せるものと生繭にて即賣せるものと何れが有利であつたかに付き、群馬縣繭絲同業組合聯合會では同一生繭に依り昭和五年から昭和八年に至る四箇年間の實際に付て調査せる結果の比較表であります、生繭一貫目に付てのものであります、昭和五年の春繭が組合製絲の精算が二圓〇五錢、それから其時の生繭即賣が四圓五十錢、差引生繭即賣の利益が二圓四十五錢、それから同年の秋繭の組合製絲の精算が一圓二十錢、生繭即賣が一圓五十錢、差引生繭即賣の利益が三十錢であります、それから同年の晩秋繭であります、組合製絲に賣つたものが一圓六十錢、生繭で取引されたのが一圓七十錢、差引十錢の利益であります、昭和六年度の春繭は組合製絲の精算が二圓六十錢、生繭即賣が二圓五十錢、是は十錢損をして居ります、それから同年の秋繭は組合製絲の精算が一圓八十錢、生繭で賣つたものが二圓五十錢、其差引は七十錢の利益であつたのであります、同年の晩秋繭が組合製絲の精算が二圓、生繭で賣つたものが二圓五十錢、差引五十錢生繭で賣つた方が利益であります、昭和七年度に於て之を見ますと、昭和七年度に於ける春繭の組

合製絲の精算は三圓六十五錢、之を生繭即賣したものが二圓六十錢でありますから、差引一圓五錢生繭で賣負けて居ります、同年の秋繭は組合製絲の精算が三圓六十錢、それで生繭で賣つたのが二圓六十八錢であります、是は矢張九十二錢生繭で賣負けて居ります、同年の晩秋繭は組合製絲の精算が二圓五十錢、それから生繭で賣つた時が四圓五十錢、差引生繭で賣つた方が二圓の利益を得て居ります、それから昭和八年の春繭は組合製絲の精算が三圓八十錢、生繭即賣が六圓四十錢、差引二圓六十錢、生繭で賣つた方が利益を得て居ります、同年の秋繭の組合製絲の精算が二圓五十錢、生繭即賣が四圓二十七錢でありますから、差引一圓七十七錢生繭の即賣が利益を得て居ります、同年の晩秋繭は組合製絲の精算が二圓六十五錢であつて、さうして生繭で賣つたものが四圓五十七錢、差引一圓九十二錢の生繭即賣が利益を得て居ります、丁度此四箇年の平均を考へると、組合製絲の精算が二圓五十錢になつて居ります、生繭即賣の平均が三圓三十五錢、八十五錢利益が茲に生じたと云ふことになり、右表は群馬縣勢多郡に於ける養蠶家が、同一生繭を組合製絲へ供繭したるものと生繭にて即賣したるものとの比較でありまして、前記四箇年通計価格は即賣せるもの四十圓二十二錢、組合へ供繭せるもの二十九圓九十五錢、即賣で結局の利益が十圓二十七錢、之を四箇年平均生繭一貫目の價格で見ると即賣の場合は組合供繭に比しまして、八十五錢、實に三割四分の利益を得たと云ふ譯であります

す、右の如く組合製絲精算の安きは役人仕事の爲め、營業製絲より營業費高く、製絲工賃嵩み、製品販賣に商機を逸する等に因る結果と見られて居ると云ふ報告がちやんと來て居るのであります、是は恐らく高値は關西では御承知の通り七圓四五十錢にも行つて居るのでありますから、恐らく昭和八年度の此生繭價格から見ると、もう少し利益を得て居る所が多いでありませう、斯う云ふ成績が擧つて居る、先程私が申しましたやうに、飯島製絲所の實例を取つて見ましても、加須乾繭所で買つた繭がある、昭和八年度の春繭、生繭を六圓五十錢で買つた、其同一繭を九年の四月に乾繭したるものを、二圓九十錢で買つた、所が養蠶家は乾繭倉庫に保管した爲に、倉敷料、保険料、金利、乾燥料、合計四十五錢を拂ひまして、差引手取が二圓四十五錢と云ふことになつて居る、曩に春繭の時、生繭六圓五十錢にて賣りし時と比較すると、實に四圓五錢の養蠶家の損害となつて居ると云ふやうな例が此數字に依つて示されて居るのであります、斯う云ふ點に付てどう云ふ風な御考を有つて居りまするか

○井野政府委員 組合製絲の實績に徴しまして、組合員が生繭で賣つた方が宜いか、或は組合製絲に供繭した方が宜いかと云ふ調に付きましては、是は縣々に於きましても色々の實情に依つて自ら違ふものと考へて居ります、先日御要求に依りまして當局としまして十箇年間に渡る利益の比較表を御手許に差上げてあるのであります、是は無論全部の組合に就いて調べますれば、もつと正確なものに

なるのでありますが、今日調の出来て居ります組合に付きまして其點を取りまして御手許に差上げたのでありますが、其表を御覽願ひますと、今御述になりましたやうなことにはなつて居らないので、即ち組合に供繭しました方が結論に於て有利であると云ふ風な數字になつて居ります、併し是も其調査した組合が非常に良い組合もあり、又中位の組合もあるのでありますが、其取り方に依つて良くもなり、悪くもあるのでありますから、私共も今何れが有利であると云ふやうに數字的に之を結論付けることは困難であらうと思つて居ります、併し現在に於て分ります程度のもは、御手許に差上げてある表に依りまして、十年間のものを取りますと、決して養蠶家に不利になつて居らぬ、斯う云ふ結論の表を差上げましたのであります

○篠原委員 事將來に關しますから私にも斷定は致し兼ねる、唯私は斯う云ふ心配を有つて居ります、其心配の前提としまして過日私も一寸申しましたし、飯塚委員も縷々述べられて居ります、組合製絲の現状を見ますと、組合製絲と云ふものは理論として非常に立派な制度であります、其立派な制度の現在の状況を見ます時に、組合製絲が今日どうしてあれ程苦んで居るかと云ふことを私等考へますと是は決して組合理事者の責任ではないと思ふ、矢張絲價の暴騰暴落、此高下の波が餘り激し過ぎる爲に農民が此波を被つて、今日の組合製絲は到底無傷に進行することが出来ないと思ふ

のが實情だと思ふのであります、其無傷に進行出来ないことは具體的に申し上げますれば詰り組合の保管した繭を組合が處理して、絲にして賣るまでの間に値段の變動がある爲に赤字を背負ひ込む、實際組合の理事の責任ではないが背負ひ込む、背負ひ込んだ赤字が年々溜つて來て私等が察しまするに今日組合製絲の内情には、其赤字が組付いてどうすることも出来ない實情にあると思ふのです、それはまだ組合の活動が十分でない、組合だけの立場からすればもつと活潑に仕事をしたい點はあるのです、それが十分活動出来ない爲に、赤字を背負ひ込んでしまふ、曾て繭を受ける時の値段と絲を賣る時の値段が違ふ爲に赤字が発生して來る、先程佐藤君が言はれるやうに、或る意味に於て値段の變動がある爲に、相場をして居るやうなことになるのでございます、私はもう一つ心配をして居ります、此乾繭組合が組合製絲程幅は廣くないが、兎に角繭を受入れて乾燥して檢定を受けて、然る上で賣ることが出来る状態になるまでには矢張十日、二十日乃至は一箇月の日子を要すると思ふのであります、其間に矢張値が上つたり下つたりします、勿論巧く行くこともありませう、さうして黒字が出る時には問題はありませぬ、甚だ自分勝手なことを申しますが黒字が出れば問題はないが、赤字が出ることは半分以上あります、それが私には心配になります、農民の生活に將來さう云ふものが残つて行くと云ふことは、今日一步先へ行つて居る産業組合製絲のそれを追掛けて、乾繭組合と云ふものが矢張赤字を

背負はすやうな傾向を可なり帯びるのではないか、一面に於ては農民が直接右から左に金を取る事が出来ないかと云ふ苦痛を忍んで行くに拘らず、結論に於て又赤字を背負ふと云ふ負擔は、農民に取つては中々大變な問題ではないか、而も其責任と云ふか、原因の殆ど全部は絲値の高低から來るのであります、農民の責任ではない、にも拘らず其波が農民に被るのを黙つて見て居る譯に行かないのであります、私は今の政府の案はどうも絲値の變動と云ふか、蠶絲業の苦痛を農民の方へ背負はせる傾向が、相當強いと思ふのであります、乾繭装置を造るにしても四割の補助はありますが、六割は其組合員が負擔しなければならぬ、負擔して造りながら組合に出した繭は必しも黒字とは行かぬで赤字に行く場合もあるのであります、と言ひますと今日蠶絲業不安の根本原因である絲價の變動から發生する悩みは、農民が背負ひ込んでしまふのではないか、若し日本の蠶絲業を救ふ爲に、どうしても乾繭装置が必要としたならば、政府はもつと露骨に政府が進んで其乾繭装置を自ら御造りになつて、農民の爲に便宜を御圖りになつて宜いのではないか、只今政府の御説明に依りますれば、大した豫算額でもないものを農民に背負はして、乾繭組合なんて變なもので農民を縛らずに政府が其設備をして、農民にはもう少し自由を與へて置いたら如何かと思ひます、其方が却て其問題は適當に處理されるのではないかと思ひますが、如何でせう

○井野政府委員 私共も從來の蠶絲業の情勢でありますならば、別段斯う云ふやうな制度を強ひて作らずとも農民の産繭處理に付てはさう不安はないと思ふのであります、是は將來の蠶絲業界に對する見透しの問題も手傳ふのであります、私等は此二三年來の色々な經驗から、日本の蠶絲業と云ふものは今後重大難局に直面して行くのではないか、之に對して蠶絲對策として徹底的な恒久施設が必要であると感じたのであります、(中略)此制度は決して農民に乾繭装置を、嫌なものを造らせると云ふ制度でもない、又農民が自分の繭を自分で勝手に賣りたいと云ふのであるならば、それを決して之に依つて強制して行かうと云ふのではないのであります、唯農民が養蠶者として乾繭組合を作りたいさうして相當自分の繭を適當の時機に賣るやうにして行きたいと云ふ場合に於て、此制度を利用させたいと云ふのが趣旨であります

第十三回 (三月二十日)

○篠原委員 もう一つ伺ひます、此檢束をされましたる一行の丸の内署に於ての警察官との問答であります、是は被檢束者の一人久保一郎の申すことでもあります、警察官が丸の内署に於て此被檢束者を御調になります時に斯う云ふことを言ふのであります、お前達のやうな中間搾取階級が……と云ふ

ことを繰返して申します、そこで其理由を聴きたいと云ふことを久保一郎が申しました所、君達が騒ぐから政府は斯う云ふ法律を出すのだ、お前等は中間搾取階級だと云ふ言葉を幾度か使ふのであります、是は重大なる問題と思ひます、一體中間搾取とは何だ、繭絲業者は政府の免許證を受け其營業に付ては營業税を拂つて、正當と認められる所の口錢を受けて正しき生活をする國民の一部であると私は確信するのであります、士農工商何れに上下がある譯ではない、何れに正否があらう筈はないと思ひます、斯の如き中間搾取階級など、云ふ言葉が警察官の口から出ます思想的根據を見ますに、恐らく警察官の頭から言ひましたならば斯う云ふでせう、繭絲業者は製絲家の一部だ、お前達は米一つ作らず、繭一つ作らぬぢやないか、さう云ふ人間が彼方此方いぢくり廻して生活して居るから中間搾取階級なんだ、斯う云ふ考方であらうと私は推測するのであります、若し果して然らば、私は内務大臣初め政府當局に反問して見たい、今日全國幾十萬の官吏、警察官で誰が米を作るか、誰が一つでも繭を作りますか、何やかやと世話を御焼きになり俸給を貰つて居る、併し役人は米一つ、繭一つ作つては居りませぬ、若し斯う云ふ考方からしますならば、私は役人こそ典型的の中間搾取階級だと思ふのであります、或は言ふであります、役人は國家的見地から見て必要な仕事をして居るのだ、然らば繭絲業者も亦繭絲の交換、移轉に付きまして必要な役割を引受けて居るのであります。論より證

據、今日の日本經濟社會から此繭絲業者全部を排除して御覽なさい、其結果はどうなる、恐らく翌日から直ちに此繭絲を運搬若くは交換する爲に何かの機關が出来るに違ひないのであります、其機關は中間搾取階級でないか、眞面目なる國民に對して苟も國民保護の任にある警察官が斯の如き言を弄するのは失敬千萬であります、そんな考を有つて居りますから善良な國民が悪く見えて來るのであります、だから今日の如き檢束騒ぎが頻發すると私は思ひます。内務大臣は何と御考になりますか

○後藤國務大臣 警察官が斯う云ふ場合に處するには極めて嚴正公平な考を以て、其運動者の何れにも傾いたやうな考を以て取締の任に當るべきでないと思ひます、警察官の言辭等も餘程慎まなければならぬことであると考へます、只今のやうなことに付ても能く取調べまして固く將來を戒めたいと考へます

○菅野委員 次に産業組合製絲に付てありますが、第五條に出て居ります「産業組合製絲に付ては既設組合の區域の整理及設備の整理合同並に健全なる組合の新設を助長すること」斯う云ふことでありまして、組合製絲に對する御質問も連日行はれたのであります、が私共の承知致して居ります組合製絲の内容と云ふものは、今日まで非常に赤字を出して居る、長野縣に於ては一千萬圓以上の赤字を

出して居ります、不幸にして昨年は群馬社の大久保さんがあんな状況になつたと云ふことも何か組合製絲に缺陷があるのだらうと思ふのであります、組合製絲の今日まで赤字を生じました原因、或は大久保さんの自殺の原因が矢張組合製絲に在るだらうと思はれます、是等の御調査がありますれば承りたいと思ひます

○井野政府委員 組合製絲の缺損の問題は他の營業製絲の問題と餘程共通の點があらうと思ひます、即ち過去の蠶絲事情に鑑みまして絲價が四千圓臺から五百圓臺に暴落して來た其間に於て、營業製絲が非常な損害を受けたと同じ程度に組合製絲も相當損害を受けて居ると認めざるを得ませぬ、大久保社長の自殺原因に付きましては是は申上げ兼ます、唯々組合製絲自體の經營から生じて居るのではないと云ふことは申上げ得られると思ひます

○菅野委員 大久保氏の自殺原因が組合製絲にないと云ふならば。なせ今日官廳から官選の支配人のやうな者を派遣して居るのでありませう、其點を伺つて置きます

○井野政府委員 群馬社の如き相當大きな組合製絲に於きまして、其組合長を失つたのであります、隨て他の適當な組合長を得ます迄、群馬縣として適當な管理者を選んだものと考へて居ります

○菅野委員 組合製絲の損害が營業製絲と同じ羽目から來た、四千圓臺のものが半分以下に暴落した

原因から來たと言はれますが、自體組合製絲と云ふものは賣上勘定になつて居ると思ひます、生産に依つて組合員の繭の代を渡してやる、さうすれば決して營業製絲の如く繭を高く買入れた爲に損害を受けると思ふことはないと思ひますが、其點如何でありますか

○井野政府委員 組合製絲と致しましては組合員が供繭致しました際に假渡金を渡します、然るにそれに比べて絲價が非常に暴落致しますれば、隨て組合製絲としては過渡金を有ち得ると云ふことになりません、それ等が損害の原因になると思ひます

○菅野委員 只今の過渡金でありますが、それは矢張養蠶家自體が負擔して返済しなければならぬ義務があると思ひますが、其整理をしないのはどう云ふ譯でありますか

○井野政府委員 御承知の通り養蠶家も最近に於きましては非常に繭價の低落の爲に疲弊を致して居るのであります、隨て組合製絲等に於ける此過渡金の整理、其他借入金金の整理等に付きましては、政府と致しましては出來るだけ養蠶者から取つても更生致しませぬで、寧ろ資金を組合に貸しまして自力更生に依つて、來年度に互つて之が更生計畫を立てさせるのが適當であると云ふ趣旨から昨來中央金庫の金を五百萬圓融通して居ります、隨つて出來るだけ養蠶者に負擔を掛けないうで、組合の更生を圖りつゝあるのであります

○菅野委員 中央金庫から五百萬圓を融通して其穴埋の運轉資金に使用して居ると云ふ御話でありませんが、世間では今回の立法は、産業組合若は乾繭組合を擁護する爲に出來たのではないか、之を助成する最も都合の好い方法ではなからうか、と云ふのは日頃農林省が獎勵致して居りました所の産業組合なり或は乾繭組合なりが其業態に於て行詰つて居る、其穴埋を何かやらなければならぬと云ふ結果が、今回の立法に現れたと云ふやうな説をなして居る者がある、又左様に申して吾々へ陳情に來る者もある、是等の點は如何ですか

○山崎國務大臣 其點は私から明瞭に申上げて置くことが必要と存じます、丁度貴方の御述べになりましたやうな誤解をして居る人もありませうし、或は誤解でなく何等かの理由に依つて言つて居る者もあると思ひます、併ながら今回の法案を立てました趣旨、又豫算上色々計畫して居ります趣意は全く左様な一部の世評のやうなものではありませんぬ、例へば既存の乾繭組合が多少の財政上困難をするからと言つて、其穴埋をするとか、或は組合製絲が損失をして居るのを穴埋をする爲に金を使ふと云ふやうな、左様な考は絶対にないことを明瞭に申上げて置きます

○菅野委員 只今大臣は左様なことはないと申すのであります、私もさうあるべきものと存じます、而して現在各方面にあります所の乾繭組合、若くは繭市場に備へ付けてあります乾繭場、之を今後法

に依つて出來ます所の乾繭販賣組合の如きものを作りました場合に、從來市場にありました、乾繭機の賣渡、或は乾繭組合が現在持つて居ります乾繭設備を養蠶實行組合なり、養蠶者と合同致しまして更に乾繭組合を設立致しました場合に、買取りました乾繭機に對する助成、若くは不足に對しての低利資金の融通、斯様なことは致すのでありませうか、致さないものでありませうか、其點を伺ひます

○山崎國務大臣

其點は考慮に加へたいと考へて居ります

第十四回 (三月二十二日)

○林委員 (前略)次に御尋したいことは、特約取引を許可制度にして行くことの善い惡いは姑く措いて、許可制度にして、而も養蠶家との取引の場合は成べく第三者を介在させやうと云ふやうな御意思のやうでありますか、さう云ふやうにすれば結局營業製絲は不自由になる、非常に壓迫されると云ふことになることは、もう明白なことである、隨て組合製絲には種々なる便利を與へてありますから、組合製絲はもう當然擴大強化して營業製絲が萎靡沈滞して行くと云ふことになる、其結果は日本の製絲業其もの、發展の上に、大なる影響を來すと思ふのであります、是は如何様な御考でありますか

○山崎國務大臣 其點も數回申上げた積りではありますが、組合製絲に付ては成程此法律には認可と云ふことはありませんが、他の法律に依つて、製絲業なり、或は産業組合法なりに依つて認可が要る譯であります、此法律にはありませんけれども是だけを野放しにして置くと云ふ意味ぢやないのであります、唯特約取引に付て認可制度を執ると云ふことは、是は已むを得ざる事情である、其事情は數回申上げた積りでありますからどうか左様御諒承を願つて置きます

○林委員 數回伺つても諒解出來兼ねて居る譯であります、繭の檢定は數年の後に組合製絲以外は悉く強制すると云ふ、此要項のやうであります、組合製絲以外は悉く強制すると云ふことでありまして、組合製絲を除外する、理論的根據はどんなものでございませうか

○井野政府委員 組合製絲に於きましては、自分の繭を自分で絲にするのであります、でありますから其間に於て相手方との相對關係がない、所が他の處理に於きましては養蠶家が製絲家其他の者に依つて繭を處理するのでありますから、相對關係が生ずるのであります、でありますから第三者の檢定を必要とすると云ふことになりまして

○林委員 今日組合製絲が監督不行届で赤字が多い、不成績と云ふことは私はそこにあると思ふ、そこが觀念の違つて居る點だらうと思ふが、組合製絲は銘々自己のものであると云ふ所に大なる錯覺、

錯覺があるのであらう、自己のものでは決してないと思ふ、組合製絲の組合員は供繭をして行くのでまあ謂はゞ組合製絲と云ふ一つの團體が組合員に依つて出來たのであります、各個人の經濟と團體の經濟とは別個のものであります、隨て組合製絲は組合製絲として個人との間に別個の取引關係が行はれると云ふやうな意味に於て監督すれば、今日のやうな赤字、不成績が無くなるだらう、あれは銘々自分のものであるからと云ふやうな所に囚はれて放任して置いたからと申上げれば、放任しなかつたと言はれるかも知れませぬが、不成績のものは其處にあると思ふのであります、如何に御考になりますか

○井野政府委員 組合製絲に於きましては、組合が組合員の繭を買取るのではないのであります、組合員の繭に對して組合製絲の設備を以て加工をすると云ふのでありますから、組合員が繭を自ら詰り加工して居ると云ふことになるのであります、決して營業製絲の如く養蠶家との對立的の關係があるのではないのであります、隨て今日組合製絲が色々經濟上不利な點があると云ふやうな原因に付きまして、再三申上げて居ります通りに、絲價の暴落に因り、他の營業製絲の損失と同じやうな原因に依つて。組合自身が缺損をして居るものが相當にあるだらうと云ふことを申上げて居るのであります

○林委員 理窟は全く其通りであります、理窟は全く其通りであるけれども、そこが吾々はどうも考直して貰はなければならぬ點だと思ふのであります、買取るのではない、勿論供繭であります、さうして銘々の寄せ集めた繭に付て加工をして行くのでありますけれども、所が此組合製絲の役員と云ふものは、其繭の價格に付てなり、或は費用とか、色々の經濟上の諸經費とか云ふものを其組合員から買取つたやうな心持を持つて居つて、別個の經濟状態に置いて考へないからして疎かに扱ふ、そこで組合の仕事に疎漏が出来たり、缺陷が出来ると思ふのであります、之を一寸會社と云ふやうなものにして考へて、監督をすることは出来ないものであるか、飽まで個人のものだからどうでも宜いと云ふやうなことでなしに、御監督の手を延ばすことは出来ないものであるか、其點を一つ御答辯を願ひます

○井野政府委員 會社でありますと、尙ほ政府は監督をしないのであります、組合製絲が自己の組合員の繭を處理する上に於て、經營上其他適當の監督を致して居りますので。營業製絲に付てはさう言つた買取の状態に付て何等監督をして居りませぬ

第十五回 (三月二十三日)

○林委員 其處は、はつきり致しました。次に全國の産業組合製絲であつて、赤字を持たない組合製絲はどの位あるものか、あるならば其數や名前等も伺つて置きたいのであります(後略)

○井野政府委員 林委員より産業組合製絲の各資産状態を出せと云ふ先日の御要求がございまして、色々調べたのであります、御承知の如く産業組合製絲は四百五十程あるのであります、之を一々調べさせますには餘程骨が折れたのであります、四百二十七程調べまして其結果に付きまして申し上げたいと思ひますが、唯一々の組合の資産状態は是は組合の祕密になりますから、隨てさう云ふことは此處では申し上げたくないと思ふのであります、其四百二十七の結果に付きまして、損益の状態を見たのであります、剩餘金を出して居ります組合が二百二十九。損失を出して居ります組合が八十三と云ふことになつて居ります、それから今御話の組合製絲に付きまして、整理合同等のことを致しましても又復赤字を出してしまふから、さう云ふ次第では面白くないと云ふ御意見のやうに思ひますけれども、組合製絲の今日損失を出して居ります理由に付きましては、先日來度々申し上げました通り、營業製絲が非常な損失を見て居ります今日、組合製絲として此蠶絲業の非常時に直面致しました爲に斯る現象になつたのであります、然らば今後どう云ふ風な見込であるかと申しますれば、大體絲價も從來の如き大なる變動を見ることもなく、組合製絲としましても堅實なる經營をして参りますれば

相當の成績を挙げ得る、是等の施設は赤字補填の施設ではないのであります、從來經營の工場が分散して餘り規模が小さい爲に經營が巧く行かぬ、其他地區の重複の爲に面白くないと云ふものを改善して行くと云ふ趣旨であります、決して赤字補填の施設ではないのであります

○林委員 組合製絲に付て剩餘を有つものは二百二十九、損失赤字を有つものが八十三と云ふ御話であります、此剩餘と云ふもの、内容に付ては、中々簡単に承服することが出來ないのであります、それは非常に長い時間を要さなければならぬから、暫く措いて、剩餘の金額、損失の金額を御尋して置きたい

○井野政府委員 剩餘の金額は四十二萬五千圓、それから缺損の方が二百六十二萬圓

○林委員 此數字を伺ひましても、數からは成程さうであります、吾々は其剩餘其もの、數字さへもはつきりしない、一つの疑問を有つて居るのであります、假に之を黒字であると言つても、組合製絲は四十二萬五千圓の黒字であつて、さうして赤字が二百六十二萬圓あると云ふことになりましては、其差實に二百二十萬圓は赤字を有つと云ふことを茲にはつきりした譯であります、今回の場合は兎も角も、産業組合製絲は今年の場合非常に便利を與へられて居るにも拘らず、二百二十萬圓の赤字を有つと云ふことだけはつきりした次第であります、斯様な事から見ましても色々原因があると

しても、其色々な原因と云ふものは、即ち赤字になつた原因は營業製絲も同様の原因を有つて居るものである、寧ろ其原因は産業組合製絲の方が輕いと吾々は考へるのであります、それも深入りすれば議論になりますから、兎に角差引赤字が二百二十萬圓あると云ふことを承知して、是は其程度にして置きます

○林委員 産業組合製絲は、其工場數も、釜數も、營業製絲に比較致しますと洵に劣つて居るのであります、さうして先程も御伺しましたやうに、赤字が二百二十萬圓も出して居るやうな状態であり、それを何故に無理をして助成をして、擴大強化しなくちやならぬのか、どう云ふ必要があるか、實は不思議でならないが、其點を伺ひたいのであります、群馬縣の如きは産業組合製絲は、殆ど日本一に發達した地方であるとも言つて宜からうと思ふ、所が此の方面に寧ろ極めて多くの反對の聲があるのです、洵にどうも不思議で堪らぬ、産業組合製絲が非常に發達した地方に此反對の聲が囂々と起つて居ると云ふことは實に不思議で堪らぬ、否不思議ではない、産業組合製絲其ものに農民が信賴を置かないと云ふことを物語つて居ると思はなければならぬのであります、此點は如何御考になりますか

○井野政府委員 産業組合製絲の指導方針に付きましては、先日来申上げて置いたやうに、今回の産